

川西市地域防災計画

資料編 ・ 様式編 ・ 付録編

令和 7 年発行

川西市防災会議

資 料 編 目 次

資料－ 1	河川の現況	1
資料－ 2	浸水危険地区	1
資料－ 3	市管理用地一覧 (応急仮設住宅用地、宿营地、物資保管場所等、災害廃棄物等仮置場の候補地)	2
資料－ 4	災害時進入困難想定集落	2
資料－ 5	山地災害危険地区の現況	3
資料－ 6	大規模宅地造成の現況	5
資料－ 7	既成危険宅地等	6
資料－ 8	急傾斜地崩壊危険区域	7
資料－ 9	土砂災害警戒区域等	8
資料－ 10	浸水想定区域内に位置する地下街等	14
資料－ 11	浸水想定区域及び土砂災害警戒区域内に位置する 要配慮者利用施設	14
資料－ 12	異常気象時通行規制区間	21
資料－ 13	消防車両等配置状況	21
資料－ 14	消防団分団別ポンプ・車両配備状況	22
資料－ 15・16	非常用食料・救援物資備蓄状況	23
資料－ 17	指定避難所及び指定緊急避難場所一覧	26
資料－ 18	災害の被害認定基準	29
資料－ 19	災害救助法による費用の限度額等	30
資料－ 20	災害の被害調査基準	34
資料－ 21	消防・救助用資機材	37
資料－ 22	備蓄水防器具及び資材	40
資料－ 23	感染症対策薬剤	41
資料－ 24	感染症対策資器材	41
資料－ 25	ごみ収集運搬車両台数	41
資料－ 26	市所有車両	41
資料－ 27	緊急輸送道路ネットワーク（兵庫県地域防災計画）	42
資料－ 28	市内交通網体系図	44
資料－ 29	防災行政無線配置図	45
資料－ 30	地震防災緊急事業五箇年計画（令和3年度～令和7年度）	46

資料－３１	阪神・淡路大震災における震災復興計画の基本方針・策定経過	４７
資料－３２	一時避難場所標識交付箇所一覧	５０
資料－３３	公共建築物等の耐震化事業	５４
資料－３４	猪名川河川事務所防災体制	５５
資料－３５	兵庫県水防体制	５６
資料－３６	一庫ダム防災態勢	５７
資料－３７	災害時応援協定締結先一覧	６０

様式編目次

様式－１	参集人員報告書	６５
様式－２	被害状況報告（速報）	６６
様式－３	被害状況調	６７
様式－４	被害構成員別被害状況	６８
様式－５	被害状況調査票	６９
様式－６	農林水産業関係被害調	７０
様式－７	公共土木施設被害	７０
様式－８	都市計画施設被害	７０
様式－９	市営住宅被害	７１
様式－１０	商工業被害	７１
様式－１１	水道施設被害	７１
様式－１２	廃棄物処理施設被害	７１
様式－１３	医療施設被害	７１
様式－１４	社会福祉施設被害	７２
様式－１５	学校関係施設被害	７２
様式－１６	文化財・社会教育施設被害	７２
様式－１７	その他の施設	７２
様式－１８	公共施設等の被害状況	７２
様式－１９	避難所設置・収容状況報告書	７４
様式－２０	避難者調	７５
様式－２１	避難所収容台帳	７６
様式－２２	避難者名簿（要配慮者）	７７
様式－２３	災害関連寄付金・義援金受付	７８
様式－２４	受領書	７８

様式－25 災害義援金(現金・小切手)	79
様式－26 水防実施状況報告書.....	80
様式－27 災害速報	81

付 録 編 目 次

付録－ 1 川西市防災会議条例	82
付録－ 2 川西市防災会議運営要綱	85
付録－ 3 川西市防災会議委員・幹事	86
付録－ 4 川西市災害対策本部条例	89
付録－ 5 川西市災害対策本部設置要綱	91
付録－ 6 災害対策初期段階における防災配備に係る要綱	99
付録－ 7 災害対策関係機関一覧	100
付録－ 8 市関係施設	102
付録－ 9 川西市災害弔慰金の支給等に関する条例	106
付録－10 川西市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則	112
付録－11 川西市災害見舞金等給付要綱	117
付録－12 兵庫県災害援護基金	120
付録－13 兵庫県災害援護金等の支給に関する規則	121

資 料 編

資料一 1 河川の現況

〔国土交通省直轄河川重要水防箇所〕

河川名	左右岸の別	種 別	重要度	地先名	延長(m)	備 考
猪名川	左右岸	工作物	A	加茂		久代北台井堰
猪名川	右岸	越水(溢水)	B	小戸	647	
猪名川	左右岸	工作物	B	小戸		中橋

※ A：水防上最も重要な区間 B：水防上重要な区間

〔兵庫県阪神北県民局宝塚土木事務所管内重要水防箇所〕

河川名	左右岸の別	危険理由	重要度	地 点 名	延長(m)
猪名川	左岸	堤防高	B	銀橋下流150m～銀橋上流200m	350
	右岸	〃	B		350
猪名川	左岸	新堤防	C	銀橋上流200m～塩川合流点	675
	右岸	〃	C		675
猪名川	左岸	堤防高	B	塩川合流点～御社橋	1,105
	右岸	〃	B		1,105
猪名川	左岸	堤防高	A	御社橋～多田大橋	840
	右岸	〃	A		840
塩 川	右岸	堤防高	B	塩川橋～新田橋	270
一庫大 路次川	左岸	堤防高	B	文珠橋～文珠橋上流450m	450
	右岸	〃	B		450
一庫大 路次川	左岸	堤防高	B	初谷川合流点～一庫新橋	1,040
	右岸	〃	B		1,040

※ A：水防上最も重要な区域 B：次に重要な区域 C：要注意区域

資料一 2 浸水危険地区

洪水により、浸水の起こりやすい地区

南部地区	出在家町、絹延町、南花屋敷1・4丁目、栄根2丁目、 小戸2・3丁目、加茂6丁目、下加茂1・2丁目
中部地区	多田桜木1・2丁目、鼓が滝1丁目、東多田1丁目、矢間東町、 矢間1～3丁目、新田1・2丁目、西多田1丁目、多田院1・2丁目、 多田院西1・2丁目、石道

資料一 3 市管理用地一覧

(応急仮設住宅用地、宿营地、物資保管場所、災害廃棄物等仮置場等の候補地)

予 定 地	面 積	所有者	所 在 地	仮設住宅 予定戸数
北陵多目的広場	約 15,000 m ²	川西市	川西市丸山台 1 丁目	250 戸
平木谷池公園	約 35,000 m ²	川西市	川西市大和西 2 丁目	90 戸
清和台中央公園	約 11,000 m ²	川西市	川西市清和台東 3 丁目	100 戸
水明台第 5 公園	約 17,000 m ²	川西市	川西市水明台 4 丁目	110 戸
けやき坂中央公園	約 38,000 m ²	川西市	川西市けやき坂 2 丁目	60 戸
湯山台運動公園	約 22,000 m ²	川西市	川西市湯山台 2 丁目	50 戸
北ひばりが丘公園	約 13,000 m ²	川西市	川西市南野坂 2 丁目	50 戸
市民運動場	約 16,000 m ²	川西市	川西市向陽台 1 丁目	100 戸
川西南中学校第 2 グラウンド	約 7,000 m ²	川西市	川西市久代 3 丁目	100 戸
キセラ川西せせらぎ公園	約 20,000 m ²	川西市	川西市火打 1 丁目	
けやき坂多目的広場	約 18,000 m ²	川西市	川西市けやき坂 3 丁目	
ヤマモモ公園	約 16,000 m ²	川西市	川西市けやき坂 4 丁目	
東谷多目的広場	約 18,000 m ²	川西市	川西市緑が丘 2 丁目	

資料一 4 災害時進入困難想定集落

芋生地区、若宮地区、国崎地区、黒川地区

資料一 5 山地災害危険地区の現況

(令和 6 年 3 月 31 日現在)

(山腹崩壊危険地区)

箇所番号	地区名	管理	市町村	大字	字	危険地区 面積(ha)
217-001	二ツ橋	民	川西市	芋生		2.0
217-002	虫生	民	川西市	虫生		1.0
217-003	高原寺	民	川西市	赤松		1.0
217-004	餓景	民	川西市	西畦野		1.0
217-005	深谷	民	川西市	一庫		2.0
217-006	新田	民	川西市	新田		1.0
217-007	平野	民	川西市	平野		1.0
217-008	一の鳥居	民	川西市	平野		1.0
217-009	平野 2	民	川西市	平野	篠ヶ谷	1.0
217-010	平野 3	民	川西市	平野		1.0
217-011	平野 4	民	川西市	平野		1.0
217-012	黒川	民	川西市	黒川		1.0
12地区						14.0

(崩壊土砂流出危険地区)

箇所番号	地区名	市町村	大字	字	危険地 面積(ha)	流出区間 延長(m)
217-001	湯山台	川西市	西多田		0.67	560
217-002	梁瀬	川西市	西畦野		0.14	240
217-003	縄手	川西市	国崎		0.12	200
217-004	知明湖キャンプ場	川西市	黒川		0.06	100
217-005	石打谷	川西市	黒川		0.47	520
217-006	黒川(1)	川西市	黒川		0.1	110
217-007	黒川(2)	川西市	黒川		0.99	660
217-008	黒川(3)	川西市	黒川		2.02	1120
217-009	黒川(4)	川西市	黒川		0.17	190
217-010	城山	川西市	山下町		0.31	340
217-011	製錬所跡	川西市	山下町		0.48	530
217-012	正覚池	川西市	笹部		0.66	730
217-013	黒川(5)	川西市	黒川	口滝谷	0.18	100
217-014	芋生	川西市	芋生	位谷	0.41	270
217-015	けやき坂-02	川西市	赤松		0.82	550
217-016	けやき坂-01	川西市	柳谷		0.62	520
217-017	中島	川西市	黒川		0.12	100
217-018	けやき坂-08	川西市	柳谷		0.12	100
217-019	けやき坂-06	川西市	柳谷		0.13	140
217-020	黒川(5)	川西市	黒川		0.09	100
217-021	けやき坂-03	川西市	赤松		0.18	100
217-022	多田院	川西市	多田院		0.63	350
217-023	平野	川西市	平野		0.12	100
23地区					9.61	7730

資料一 6 大規模宅地造成の現況

企 業 者 名 (団地名)		造 成 面 積	造成完了面積	備 考
造 成 地	進 和 不 動 産 (株) (清 和 台)	172.3 ^{ha}	172.3 ^{ha}	完 成
	日 本 生 命 保 険 相 互 会 社 (阪急日生ニュータウン)	115.6	115.6	〃
	(株) 西 洋 環 境 開 発 (多田グリーンハイツ)	230.0	230.0	〃
	能 勢 電 鉄 (株) (鶯の森住宅地)	20.2	20.2	〃
	大 和 団 地 (株) (第1期、第2期 阪急北ネオポリス)	160.0	160.0	〃
	東 急 不 動 産 (株) (萩 原 台)	49.0	49.0	〃
	フ ジ タ 工 業 (株) (藤 ケ 丘)	42.0	42.0	〃
	(株) 大 林 組 (鷹尾山けやき坂)	131.0	131.0	〃
	(株) 浅 沼 組 (第3期阪急北ネオポリス)	12.8	12.8	〃
	三 菱 地 所 (鶯ヶ丘住宅地)	12.8	12.8	〃
	都 市 再 生 機 構 (南 野 坂)	22.8	22.8	〃
	(株) 近 畿 興 産 ((仮称)川西市東畦野 土地事業計画)	92.4	0	造 成 中

資料一 7 既成危険宅地等

所 在	予想される危険・被害
花屋敷山手町 1 番地内	崖面の崩壊・家屋の倒壊
鶯の森町 3 番地内	崖面の崩壊・家屋の倒壊・はね出し部の崩壊
鶯の森町 3 番地内	擁壁の倒壊・土留の倒壊
鶯の森町 1 1 番地内	はね出し部の崩壊・玉石積の崩壊・上下部の家屋の倒壊
鼓が滝 3 丁目 1 6 番地内	法面の崩壊・土砂の流出
鼓が滝 3 丁目 2 6 番地内	崖面の崩壊
平野 1 丁目 2 7 番地内	崖面の崩壊・家屋の倒壊
東畦野山手 1 丁目 2 0 番地内	擁壁の倒壊・家屋の損壊
霞ヶ丘 1 丁目 1 番地・火打 2 丁目 3 番地内	崖面の崩壊・家屋の損壊
矢間 1 丁目 5 番地内	擁壁の倒壊・土留の倒壊・家屋の損壊
花屋敷 1 丁目 2 0 番地内	擁壁の倒壊・家屋の損壊・土留の倒壊
錦松台 1 4 番地内	擁壁の倒壊・家屋の損壊
火打 2 丁目 5 番地・霞ヶ丘 1 丁目 3 番地内	法面の崩壊

資料－８ 急傾斜地崩壊危険区域

箇所 番号	区域名	場所	面積	指定年月日	告示番号
1	加茂	加茂 2 丁目	0.23	昭 45 年 6 月 19 日	県告第 778 号
2	久代 2 丁目	久代 2 丁目	0.11	昭 47 年 2 月 2 日	県告第 192 号
3	久代 5 丁目	久代 5 丁目	0.16	〃	〃
4	寺畑	寺畑 1 丁目	0.06	昭 48 年 12 月 18 日	県告第 2114 号
5	南花屋敷	南花屋敷 2 丁目	0.13	昭 49 年 2 月 12 日	県告第 266 号
6	久代 3 丁目	久代 2 丁目 久代 3 丁目	0.24	平 12 年 7 月 11 日	県告第 952 号
7	鼓が滝	鼓が滝 1 丁目	0.61	平 13 年 3 月 21 日	県告第 422 号
8	鼓が滝（２）	鼓が滝 1・2 丁 目、東多田	0.38	平 14 年 3 月 26 日	県告第 451 号
9	鶯の森	鶯の森	1.92	平 17 年 3 月 29 日	県告第 431 号
10	鶯の森（２）	鶯が丘・鶯の森	0.57	平 19 年 12 月 25 日	県告第 1297 号
11	東畦野山手	東畦野山手 1 丁目	0.19	平 23 年 2 月 22 日	県告第 161 号
12	一庫	一庫 2 丁目	0.88	平 25 年 1 月 15 日	県告第 56 号
13	萩原	萩原 2 丁目	0.39	平 26 年 1 月 10 日	県告第 14 号
14	笹部（１）	笹部	0.49	平 28 年 3 月 1 日	県告第 191 号
15	久代 2 丁目（２）	久代 2 丁目	0.10	平 28 年 5 月 6 日	県告第 518 号
16	加茂（３）	加茂 2 丁目	0.67	平 31 年 2 月 26 日	県告第 153 号
17	久代 2 丁目（３）	久代 2・3 丁目	0.26	令和 2 年 7 月 27 日	県告第 808 号

資料－９ 土砂災害警戒区域等

名 称	指 定 の 区 域	自然現象	特 別 警戒区域
長尾台(1) I (115000089)	宝塚市長尾台1丁目 川西市満願寺町	急傾斜地の崩壊	
長尾台(6) I (115000091)	宝塚市長尾台2丁目 川西市満願寺町	急傾斜地の崩壊	○
雲雀丘山手(1) I (115000102)	宝塚市雲雀丘山手1丁目 川西市花屋敷2丁目	急傾斜地の崩壊	○
荘園(2)(1) I (115000106)	宝塚市花屋敷荘園3丁目 川西市花屋敷山手町	急傾斜地の崩壊	○
荘園(3) I (115000107)	宝塚市花屋敷荘園3丁目 川西市花屋敷山手町	急傾斜地の崩壊	○
黒川田中 I (118000001)	川西市黒川	急傾斜地の崩壊	○
黒川 I (118000002)	川西市黒川	急傾斜地の崩壊	○
黒川奥滝谷 I (118000003)	川西市黒川	急傾斜地の崩壊	○
一庫 I (118000004)	川西市一庫2丁目	急傾斜地の崩壊	
山原 I (118000005)	川西市緑が丘1丁目	急傾斜地の崩壊	○
緑が丘 I (118000006)	川西市緑が丘1丁目	急傾斜地の崩壊	○
山原(2) I (118000007)	川西市山原1丁目	急傾斜地の崩壊	○
大和西(1) I (118000008)	川西市大和西5丁目	急傾斜地の崩壊	○
大和西(2) I (118000009)	川西市大和西5丁目	急傾斜地の崩壊	
笹部 I (118000010)	川西市大和西5丁目	急傾斜地の崩壊	○
大和東(2) I (118000011)	川西市大和東4丁目	急傾斜地の崩壊	○
大和東(3) I (118000012)	川西市大和東4丁目	急傾斜地の崩壊	
大和東(1) I (118000013)	川西市大和東5丁目	急傾斜地の崩壊	
東畦野(4) I (118000014)	川西市東畦野山手2丁目	急傾斜地の崩壊	
東畦野(1) I (118000015)	川西市東畦野山手2丁目	急傾斜地の崩壊	
東畦野(3) I (118000016)	川西市東畦野1丁目	急傾斜地の崩壊	○
清和台東(2) I (118000017)	川西市清和台東1丁目	急傾斜地の崩壊	○
清和台東(1) I (118000018)	川西市清和台東1丁目	急傾斜地の崩壊	○
清和台西 I (118000019)	川西市清和台西1丁目 川辺郡猪名川町差組	急傾斜地の崩壊	
水明台(1) I (118000020)	川西市水明台3丁目	急傾斜地の崩壊	
水明台(4) I (118000021)	川西市水明台4丁目	急傾斜地の崩壊	○
水明台(3) I (118000022)	川西市水明台3丁目	急傾斜地の崩壊	
水明台(2) I (118000023)	川西市水明台3丁目	急傾斜地の崩壊	
清和台東(5) I (118000024)	川西市清和台東3丁目	急傾斜地の崩壊	
清和台東(4) I (118000025)	川西市清和台東4丁目	急傾斜地の崩壊	
清和台東(3) I (118000026)	川西市清和台東5丁目	急傾斜地の崩壊	
緑台(1) I (118000027)	川西市緑台6丁目	急傾斜地の崩壊	
緑台(2) I (118000028)	川西市緑台4丁目	急傾斜地の崩壊	
向陽台(1) I (118000029)	川西市向陽台1丁目	急傾斜地の崩壊	○
平野(2) I (118000030)	川西市向陽台1丁目	急傾斜地の崩壊	

名 称	指 定 の 区 域	自然現象	特 別 警戒区域
向陽台(2) I (118000031)	川西市向陽台 1 丁目	急傾斜地の崩壊	○
カモデ I (118000032)	川西市平野	急傾斜地の崩壊	○
平野(5) I (118000033)	川西市平野 3 丁目	急傾斜地の崩壊	○
平野(3) I (118000034)	川西市平野	急傾斜地の崩壊	○
柳谷 I (118000035)	川西市柳谷	急傾斜地の崩壊	
多田院 I (118000036)	川西市多田院西 2 丁目	急傾斜地の崩壊	○
けやき坂(2) I (118000037)	川西市けやき坂 5 丁目	急傾斜地の崩壊	
柳谷(2) I (118000038)	川西市柳谷	急傾斜地の崩壊	○
若宮 I (118000040)	川西市若宮	急傾斜地の崩壊	○
新田 I (118000041)	川西市新田 3 丁目	急傾斜地の崩壊	
平野(4) I (118000042)	川西市平野 1 丁目	急傾斜地の崩壊	○
西多田 I (118000043)	川西市西多田 1 丁目	急傾斜地の崩壊	○
矢間(1) I (118000044)	川西市矢間 1 丁目	急傾斜地の崩壊	○
矢間(2) I (118000045)	川西市矢間 1 丁目	急傾斜地の崩壊	○
鶯台 I (118000046)	川西市鶯台 2 丁目	急傾斜地の崩壊	
矢間(3) I (118000047)	川西市矢間 1 丁目	急傾斜地の崩壊	○
矢間(4) I (118000048)	川西市矢間 1 丁目	急傾斜地の崩壊	
錦松台 I (118000049)	川西市錦松台	急傾斜地の崩壊	
鼓が滝(3) I (118000050)	川西市鼓が滝 1 丁目	急傾斜地の崩壊	
鼓が滝(4) I (118000051)	川西市鼓が滝 3 丁目	急傾斜地の崩壊	○
鼓が滝(5) I (118000052)	川西市鼓が滝 2 丁目	急傾斜地の崩壊	
鼓が滝(1) I (118000053)	川西市鼓が滝 2 丁目	急傾斜地の崩壊	○
鼓が滝(2) I (118000054)	川西市鼓が滝 1 丁目	急傾斜地の崩壊	
鶯の森(2) I (118000055)	川西市鶯の森町	急傾斜地の崩壊	○
鶯の森(1) I (118000056)	川西市鶯の森町	急傾斜地の崩壊	
萩原(2) I (118000057)	川西市萩原 2 丁目	急傾斜地の崩壊	○
萩原 I (118000058)	川西市萩原 1 丁目	急傾斜地の崩壊	○
火打 I (118000059)	川西市火打 2 丁目	急傾斜地の崩壊	○
霞ヶ丘 I (118000060)	川西市霞ヶ丘 2 丁目	急傾斜地の崩壊	
花屋敷荘園 I (118000061)	宝塚市花屋敷荘園 1 丁目 川西市花屋敷山手町	急傾斜地の崩壊	○
花屋敷(1) I (118000062)	宝塚市花屋敷荘園 1 丁目 川西市花屋敷 1 丁目	急傾斜地の崩壊	○
花屋敷(2) I (118000063)	川西市花屋敷 1 丁目	急傾斜地の崩壊	
寺畑 I (118000064)	川西市寺畑 1 丁目	急傾斜地の崩壊	
寺畑(5) I (118000065)	川西市寺畑 2 丁目	急傾斜地の崩壊	
南花屋敷 I (118000066)	川西市南花屋敷 2 丁目	急傾斜地の崩壊	○
加茂(2) I (118000067)	川西市加茂 1 丁目	急傾斜地の崩壊	
加茂 I (118000068)	川西市加茂 1 丁目	急傾斜地の崩壊	
加茂(3) I (118000069)	川西市加茂 2 丁目	急傾斜地の崩壊	

名 称	指 定 の 区 域	自然現象	特 別 警戒区域
久代(1)Ⅰ (118000070)	川西市久代2丁目	急傾斜地の崩壊	○
久代(2)Ⅰ (118000071)	川西市久代2丁目	急傾斜地の崩壊	○
久代二丁目Ⅰ (118000072)	川西市久代2丁目	急傾斜地の崩壊	
久代五丁目Ⅰ (118000073)	川西市久代5丁目	急傾斜地の崩壊	○
久代二丁目久代三丁目Ⅰ (118000074)	川西市久代2丁目	急傾斜地の崩壊	
平野Ⅰ (118000075)	川西市平野1丁目	急傾斜地の崩壊	○
鶯の森Ⅰ (118000076)	川西市鶯の森町	急傾斜地の崩壊	○
黒川川原Ⅱ (118000077)	川西市黒川	急傾斜地の崩壊	
黒川田中Ⅱ (118000078)	川西市黒川	急傾斜地の崩壊	
黒川大原(1)Ⅱ (118000079)	川西市黒川	急傾斜地の崩壊	○
黒川大原(2)Ⅱ (118000080)	川西市黒川	急傾斜地の崩壊	○
黒川大原(3)Ⅱ (118000081)	川西市黒川	急傾斜地の崩壊	○
黒川大峰Ⅱ (118000082)	川西市黒川	急傾斜地の崩壊	○
一庫Ⅱ (118000083)	川西市丸山台2丁目	急傾斜地の崩壊	
笹部(1)Ⅱ (118000084)	川西市笹部3丁目	急傾斜地の崩壊	
笹部(2)Ⅱ (118000085)	川西市笹部3丁目	急傾斜地の崩壊	○
東畦野(2)Ⅱ (118000086)	川西市長尾町	急傾斜地の崩壊	○
西ヶ峰Ⅱ (118000087)	川西市石道	急傾斜地の崩壊	○
西畦野Ⅱ (118000088)	川西市西畦野	急傾斜地の崩壊	○
虫生大畑(1)Ⅱ (118000089)	川西市虫生	急傾斜地の崩壊	
虫生大畑(2)Ⅱ (118000090)	川西市虫生	急傾斜地の崩壊	○
清和台東(2)Ⅱ (118000091)	川西市清和台東3丁目	急傾斜地の崩壊	
水戸口(1)Ⅱ (118000092)	川西市赤松	急傾斜地の崩壊	○
水戸口(2)Ⅱ (118000093)	川西市赤松	急傾斜地の崩壊	○
水戸口(3)Ⅱ (118000094)	川西市赤松	急傾斜地の崩壊	○
平野(1)Ⅱ (118000095)	川西市平野	急傾斜地の崩壊	○
緑台Ⅱ (118000096)	川西市緑台2丁目	急傾斜地の崩壊	
平野(3)Ⅱ (118000097)	川西市平野3丁目	急傾斜地の崩壊	○
けやき坂Ⅱ (118000098)	川西市けやき坂1丁目	急傾斜地の崩壊	
新田(2)Ⅱ (118000099)	川西市新田2丁目	急傾斜地の崩壊	○
東多田Ⅱ (118000101)	川西市東多田3丁目	急傾斜地の崩壊	○
西多田Ⅱ (118000102)	川西市西多田1丁目	急傾斜地の崩壊	○
矢間(1)Ⅱ (118000103)	川西市矢間1丁目	急傾斜地の崩壊	
若宮井ノ口Ⅱ (118000104)	川西市若宮	急傾斜地の崩壊	○
火打Ⅱ (118000105)	川西市火打2丁目	急傾斜地の崩壊	○
加茂Ⅱ (118000106)	川西市加茂4丁目	急傾斜地の崩壊	○
黒川川原(1)Ⅲ (118000107)	川西市黒川	急傾斜地の崩壊	
黒川川原(2)Ⅲ (118000108)	川西市黒川	急傾斜地の崩壊	
黒川大上Ⅲ (118000109)	川西市黒川	急傾斜地の崩壊	○

名 称	指 定 の 区 域	自然現象	特 別 警戒区域
一庫(1)Ⅲ (118000110)	川西市一庫	急傾斜地の崩壊	
一庫(2)Ⅲ (118000111)	川西市一庫	急傾斜地の崩壊	
笹部Ⅲ (118000112)	川西市笹部	急傾斜地の崩壊	
東畦野(1)Ⅲ (118000113)	川西市東畦野	急傾斜地の崩壊	
東畦野(2)Ⅲ (118000114)	川西市東畦野山手1丁目	急傾斜地の崩壊	○
平野Ⅲ (118000115)	川西市平野	急傾斜地の崩壊	
赤松Ⅲ (118000116)	川西市赤松	急傾斜地の崩壊	○
柳谷Ⅲ (118000117)	川西市柳谷	急傾斜地の崩壊	○
けやき坂Ⅲ (118000118)	川西市けやき坂5丁目	急傾斜地の崩壊	
矢間Ⅲ (118000119)	川西市矢間1丁目	急傾斜地の崩壊	
水戸口(4)Ⅱ (118000121)	川西市清和台西3丁目	急傾斜地の崩壊	○
柳谷(1)Ⅲ (118000122)	川西市けやき坂4丁目	急傾斜地の崩壊	○
柳谷(2)Ⅲ (118000123)	川西市けやき坂3丁目	急傾斜地の崩壊	○
鶯の森(3)Ⅰ (118000124)	川西市鶯の森町	急傾斜地の崩壊	
加茂(4)Ⅰ (118000125)	川西市加茂2丁目	急傾斜地の崩壊	
久代二丁目(2)Ⅰ (118000126)	川西市久代2丁目	急傾斜地の崩壊	
久代五丁目(2)Ⅰ (118000127)	川西市久代5丁目	急傾斜地の崩壊	
一庫(2)Ⅰ (118000128)	川西市一庫	急傾斜地の崩壊	○
一庫(3)Ⅰ (118000129)	川西市一庫	急傾斜地の崩壊	○
一庫(4)Ⅰ (118000130)	川西市一庫	急傾斜地の崩壊	○
一庫(2)Ⅱ (118000131)	川西市一庫	急傾斜地の崩壊	○
東畦野(5)Ⅰ (118000132)	川西市東畦野	急傾斜地の崩壊	
平野(4)Ⅱ (118000133)	川西市平野	急傾斜地の崩壊	○
水明台(5) (118000134)	水明台1丁目	急傾斜地の崩壊	
緑台(3) (118000135)	緑台5丁目	急傾斜地の崩壊	
緑台(4) (118000136)	緑台5丁目	急傾斜地の崩壊	
緑台(5) (118000137)	緑台7丁目	急傾斜地の崩壊	
緑台(6) (118000138)	緑台7丁目	急傾斜地の崩壊	
緑台(7) (118000139)	緑台7丁目	急傾斜地の崩壊	○
緑台(8) (118000140)	緑台7丁目	急傾斜地の崩壊	○
満願寺西谷Ⅰ (215000051)	宝塚市切畑 川西市満願寺町	土石流	
石切山北谷川Ⅲ (215000056)	宝塚市切畑 川西市南野坂1丁目	土石流	
石切山西谷川Ⅲ (215000057)	宝塚市切畑 川西市南野坂1丁目	土石流	
黒川Ⅰ (218000001)	川西市黒川	土石流	
大堂川Ⅰ (218000002)	川西市黒川	土石流	
大上川Ⅰ (218000003)	川西市黒川	土石流	○
石打谷川Ⅰ (218000004)	川西市黒川	土石流	○

名 称	指 定 の 区 域	自然現象	特 別 警戒区域
国崎谷Ⅰ (218000005)	川西市国崎	土石流	○
猪谷川Ⅰ (218000006)	川西市笹部	土石流	○
正覚池谷川Ⅰ (218000007)	川西市笹部	土石流	○
笹部谷Ⅰ (218000008)	川西市笹部	土石流	○
下財谷川Ⅰ (218000009)	川西市山下	土石流	○
山下谷川Ⅰ (218000010)	川西市山下	土石流	○
西畦野谷Ⅰ (218000011)	川西市西畦野	土石流	○
石道谷Ⅱ (218000012)	川西市石道	土石流	○
けやき坂谷ⅠⅠ (218000013)	川西市けやき坂Ⅲ丁目	土石流	○
けやき坂谷ⅡⅠ (218000014)	川西市けやき坂Ⅲ丁目	土石流	○
けやき坂谷ⅢⅠ (218000015)	川西市けやき坂Ⅲ丁目	土石流	
大平東谷Ⅰ (218000016)	川西市西多田	土石流	
どんど川Ⅰ (218000017)	川西市西多田	土石流	○
湯町谷Ⅰ (218000018)	川西市東畦野山手Ⅰ丁目	土石流	
東畦野谷Ⅰ (218000019)	川西市東畦野山手Ⅰ丁目	土石流	
一の鳥居谷Ⅰ (218000020)	川西市平野	土石流	
塩山谷Ⅰ (218000021)	川西市平野	土石流	
東多田西谷川Ⅰ (218000022)	川西市平野Ⅰ丁目	土石流	
東多田谷Ⅰ (218000023)	川西市東多田	土石流	
湯山台谷ⅠⅠ (218000024)	川西市湯山台Ⅱ丁目	土石流	○
湯山台谷ⅡⅠ (218000025)	川西市湯山台Ⅱ丁目	土石流	
鼓が滝谷Ⅰ (218000026)	川西市鼓が滝Ⅰ丁目	土石流	
新滝川Ⅱ (218000027)	川西市黒川	土石流	○
中島谷Ⅱ (218000028)	川西市黒川	土石流	
一庫谷Ⅱ (218000029)	川西市一庫	土石流	
石道谷ⅠⅡ (218000030)	川西市石道	土石流	
浦和台谷Ⅱ (218000031)	川西市赤松	土石流	
芋生谷ⅠⅡ (218000032)	川西市芋生	土石流	
芋生谷ⅡⅡ (218000033)	川西市芋生	土石流	
芋生谷ⅢⅡ (218000034)	川西市芋生	土石流	
芋生谷ⅣⅡ (218000035)	川西市芋生	土石流	○
多田院谷Ⅱ (218000036)	川西市多田院	土石流	○
矢間谷Ⅱ (218000037)	川西市矢間Ⅰ丁目	土石流	○
伊の谷川Ⅱ (218000038)	川西市平野Ⅰ丁目	土石流	
柳谷川支川ⅢⅢ (218000042)	川西市けやき坂Ⅳ丁目	土石流	○
平野谷川Ⅲ (218000044)	川西市平野	土石流	
笹部Ⅰ (218000045)	川西市笹部	土石流	
伏見台東谷川Ⅰ (230000128)	川辺郡猪名川町伏見台Ⅲ丁目 川西市丸山台Ⅲ丁目	土石流	

名 称	指 定 の 区 域	自然現象	特 別 警戒区域
天神公園谷Ⅱ (230000145)	川辺郡猪名川町差組 川西市石道	土石流	

資料－１０ 浸水想定区域内に位置する地下街等

(1) 浸水想定区域内に位置する地下街等の範囲

水防法に基づく浸水想定区域内に位置し、不特定かつ多数の者が利用するもので、次の要件を満たすもの

ア 消防法施行規則（昭和３６年自治省令６号）第１２条第１項第８号に該当する防火対象物で、次に掲げる施設

（ア）延べ面積が千平方メートル以上の地下街

（イ）地階の床面積合計が五千平方メートル以上の防火対象物

イ その他市長が必要と認めるもの

(2) 対象施設

施設の名称	所在地	面積（㎡）	分類
アステ川西	川西市栄町２５－１	２７，３０７．０３	ビルの地階 地下駐車場
パルティＫ２	川西市栄町１０－５	７，６０５．４２	ビルの地階 地下駐車場

資料－１１ 浸水想定区域及び土砂災害警戒区域内に位置する要配慮者利用施設

(1) 要配慮者利用施設の範囲

水防法に基づく浸水想定区域、または土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域内に位置する次の施設

社会福祉施設	【高齢者施設】 老人福祉施設、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、認知症対応型老人共同生活援助事業の用に供する施設、短期入所生活介護、複合型施設、通所リハビリテーション、短期入所療養介護、介護療養型医療施設、介護老人保健施設、小規模多機能型居宅介護、通所介護 【障がい者福祉施設】 身体障害者社会参加支援施設、障害者福祉サービス事業の用に供する施設、障害児通所支援事業の用に供する施設、障害者支援施設、地域活動支援センター、福祉ホーム 【保護施設】 救護施設、更正施設、授産施設 【児童福祉施設等】 児童福祉施設、児童自立生活援助事業の用に供する施設、放課後児童健全育成事業の用に供する施設、子育て短期支援事業の用に供する施設、一時預かり事業の用に供する施設、児童相談所、母子健康センター
学校	幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、高等専門学校、専修学校
医療施設(※)	病院・診療所、助産所

※ 有床施設に限る

(2) 浸水想定区域内に位置する要配慮者利用施設

名 称	住 所	施設の区分
やわらぎの里 東谷	一庫字北中島 1-1	老人福祉施設
		短期入所生活介護
		通所介護
あいな清和苑	久代 6-1-98	老人福祉施設
		短期入所生活介護
		通所介護
川西小花の生活	小花 2-2-2	老人福祉施設
		サービス付き高齢者向け住宅
		小規模多機能型居宅介護
ウエルハウス川西	中央町 15-25	通所リハビリテーション
		短期入所療養介護
		介護老人保健施設
スーパー・コート川西	東久代 2-16-14	有料老人ホーム
小花	小花 2-26-4	有料老人ホーム
そんぼの家川西鶴之荘	小戸 2-18-5	有料老人ホーム
ウエルハウスキセラ	火打 1-1-24	有料老人ホーム
住宅型有料老人ホームスマイルパワーピース	東畦野 5-14-8	有料老人ホーム
かえでシニアアルヴァンタウンⅡ	小花 2-27-18	サービス付き高齢者向け住宅
あんずの郷川西	小花 1-12-16	サービス付き高齢者向け住宅
アルファリビング川西能勢口駅前	小花 1-6-6	サービス付き高齢者向け住宅
プラチナ・シニアホーム川西中央	出在家町 18-14	サービス付き高齢者向け住宅
かえでシニアアルヴァンタウンⅠ	火打 1-14-6	サービス付き高齢者向け住宅
川西ケアセンターそよ風	出在家町 22-7	認知症対応型老人共同生活援助事業の用に供する施設
愛の家グループホーム川西東多田	東多田 1-17-13	認知症対応型老人共同生活援助事業の用に供する施設
もみの木栄根	栄根 2-24-7	小規模多機能型居宅介護
看護小規模多機能型居宅介護スミスの母里	火打 1-21-14-2	小規模多機能型居宅介護
リハビリデイこころ萩原	萩原 1-3-3	通所介護
リハビリ特化型デイサービス complete	多田桜木 2-11-38	通所介護
リハビリ特化型デイサービス complete 川西店	栄根 2-25-8 ブリーユエトワール 101	通所介護
リハビリデイこころ川西南	加茂 1-14-18	通所介護
あんずデイサービス川西	小花 1-12-16	通所介護
ポラリスデイサービスセンター川西	丸の内町 2-1 NTT 西日本兵庫支店川西別館 1 階	通所介護

名 称	住 所	施設の区分
癒しのデイサービス川西	火打 2-11-12	通所介護
ほっとあんしん館	加茂 5-3-12	通所介護
芍薬デイサービス	東多田 1-12-11	通所介護
リハビリデイサービス nagomi 川西南店	下加茂 1-5-23	通所介護
アルファデイサービスセンタ ー川西	小花 1-6-6	通所介護
ベストエイジング川西能勢口	栄町 25-1 アステ川西 5 階 502 号	通所介護
楽しみやデイサービス川西	出在家町 18-16	通所介護
リハビリデイサービス nagomi 川西店	多田桜木 1-2-15 MTサンハイム 1 階	通所介護
ポラリスデイサービスセンタ ー多田	多田桜木 2-12-6	通所介護
有限会社鼓が滝介護センター	東多田 1-3-17	通所介護
デイサービスセンター そらりお畦野	東畦野 5-15-31	通所介護
川西作業所	小戸 3-12-10	障害者福祉サービス事業の用 に供する施設
小戸作業所	小戸 3-12-10	障害者福祉サービス事業の用 に供する施設
福祉作業所りんどう	美園町 12-11	障害者福祉サービス事業の用 に供する施設
ドリーム甲子園 川西事業所	栄根 2-20-2	障害者福祉サービス事業の用 に供する施設
美園ホーム	美園町 12-11	障害者福祉サービス事業の用 に供する施設
あかねホーム	東多田 1-5-1	障害者福祉サービス事業の用 に供する施設
第 2 あかねホーム	鼓が滝 1-23-25	障害者福祉サービス事業の用 に供する施設
NPO法人 百生一輝 就労継続支援 B 型ふぉーむ	東多田 2-5-19	障害者福祉サービス事業の用 に供する施設
就労継続型支援 B 型事業所 ランドホーム	中央町 20-3	障害者福祉サービス事業の用 に供する施設
ビーナスプラス南花屋敷	南花屋敷 4-10-8	障害者福祉サービス事業の用 に供する施設
オルゴール	久代 2-9-5	障害児通所支援事業の用に供 する施設
川西さくら園	小戸 3-12-10	障害児通所支援事業の用に供 する施設
さくらんぼ	小戸 3-12-10	障害児通所支援事業の用に供 する施設
きしゃぼっぱ川西	出在家町 9-2	障害児通所支援事業の用に供 する施設
たっち	鼓が滝 1-2-23-2F	障害児通所支援事業の用に供 する施設

名 称	住 所	施設の区分
児童デイサービスぴのっきお	東多田 1-25-1	障害児通所支援事業の用に供する施設
にゃんぶキッズ	東多田 1-3-17	障害児通所支援事業の用に供する施設
T e a mきずな	久代 2-9-1-2F	障害児通所支援事業の用に供する施設
カルティボキッズ	西多田 1-16-28 ポンデルー ジュ 101	障害児通所支援事業の用に供する施設
児童発達支援すぴーる	多田桜木 1-4-5	障害児通所支援事業の用に供する施設
こどもプラス川西	小花 1-9-1	障害児通所支援事業の用に供する施設
ピッコロ・パッソ	中央町 6-11	障害児通所支援事業の用に供する施設
Team りあん	栄根 2-14-2	障害児通所支援事業の用に供する施設
SMASPO 川西校	栄根 2-20-1	障害児通所支援事業の用に供する施設
whale	南花屋敷 4-1-8	障害児通所支援事業の用に供する施設
Coccoleto 川西校	花屋敷 1-5-18	障害児通所支援事業の用に供する施設
アートチャイルドケア SED スクールイオンタウン 川西	多田桜木 1-4-1 イオンタウン川西 2 階	障害児通所支援事業の用に供する施設
カルティボファースト	新田 1-5-4-201	障害児通所支援事業の用に供する施設
あいらんど	小花 2-7-1-107	地域活動支援センター
裸足の楽園	中央町 6-11	地域活動支援センター
障がい者サポートセンターふれんど	小戸 1-7-9	地域活動支援センター
ジョイントハート	平野 1-4-5	地域活動支援センター
川西こども園	栄根 1-1-1	児童福祉施設
川西北こども園	丸の内町 7-1	児童福祉施設
川西南保育所	久代 2-12-4	児童福祉施設
小戸保育所	小戸 3-8-6	児童福祉施設
多田保育所	東多田 1-16-20	児童福祉施設
川西中央保育所	火打 1-3-5	児童福祉施設
川西共同保育園	小戸 3-12-10	児童福祉施設
川西共同保育園栄町分園	栄町 13-4	児童福祉施設
認定こども園かわにしひよし	中央町 15-11	児童福祉施設

名 称	住 所	施設の区分
多田こどもの森保育園	新田 1-5-10	児童福祉施設
認定こども園あおい宙川西	久代 6-1-91	児童福祉施設
K・I キッズ保育園	鼓が滝 1-4-18	児童福祉施設
Y M C Aかわにし保育園	小花 1-4-11-101	児童福祉施設
栄根おうち保育園	栄根 2-6-26	児童福祉施設
近畿中央ヤクルト川西保育ルーム	火打 1-14-8	児童福祉施設
川西フレッサ保育園	火打 1-10-13	児童福祉施設
保育所かたつむりランド 川西能勢口駅前園	中央町 5-3-1F	児童福祉施設
宝塚医療大学附属保育園	栄町 25-1-3F	児童福祉施設
ハートフルキッズ かわにし	中央町 3-6-1F	児童福祉施設
ちびっこ保育園キセラ	火打 1-1-21	児童福祉施設
えんじえるういっしゅ保育園	火打 1-12-47 ONLYONE キセラ川西壱番館	児童福祉施設
H 2 Oほいくえん川西	火打 1-16-6	児童福祉施設
アイグラン保育園キセラ川西	火打 1-22-22	児童福祉施設
エンゼルキッズ多田	東多田 3-4-6	児童福祉施設
鶴之荘保育園	小戸 1-6-13	児童福祉施設
Y P C 保育園小戸	小戸 2-10-15-2	児童福祉施設
パステル保育園	滝山町 3-11	児童福祉施設
あいぐらん保育園川西美園町	美園町 16-13 モン・ラヴ [®] ィエール 101	児童福祉施設
栄町にこのいえ保育園	栄町 11-3-2	児童福祉施設
小花にこのいえ保育園	小花 2-22-1	児童福祉施設
リトルワールド川西池田駅前 保育園	栄根 2-7-32-1-103	児童福祉施設
川西仏光こども園	久代 1-11-18	児童福祉施設
医療法人晋真会ベリタス病院 さくら保育室	新田 1-1-11-204	児童福祉施設
E A K I D S	小花 1-5-14 2F	児童福祉施設
医療法人せいふう会 さくらんぼ保育園	東畦野 5-18-1	児童福祉施設
つくしんぼクラブ	栄根 1-1-1	放課後児童健全育成事業の用に供する施設
めだかクラブ	栄根 1-1-1	放課後児童健全育成事業の用に供する施設

名 称	住 所	施設の区分
つばめクラブ	栄根 1-1-1	放課後児童健全育成事業の用に供する施設
とんぼクラブ	多田院 1-4-1	放課後児童健全育成事業の用に供する施設
学童保育ケティーハウス	多田桜木 2-5-18-3F	放課後児童健全育成事業の用に供する施設
森っこクラブこどもの家	多田桜木 2-12-6-2F	放課後児童健全育成事業の用に供する施設
たつのこクラブ	丸の内町 7-1	放課後児童健全育成事業の用に供する施設
らっこクラブ	丸の内町 7-1	放課後児童健全育成事業の用に供する施設
キッズクラブ川西北	火打 1-23-25	放課後児童健全育成事業の用に供する施設
兵庫県こども家庭センター	火打 1-12-16	児童相談所
多田幼稚園	多田院 1-4-3	幼稚園
鶴之荘幼稚園	小戸 1-15-13	幼稚園
川西北小学校	丸の内町 7-1	小学校
川西小学校	栄根 1-1-1	小学校
多田小学校	多田院 1-4-1	小学校
川西市立総合医療センター	火打 1-4-1	病院・診療所
医療法人協和会第二協立病院	栄町 5-28	病院・診療所
医療法人晋真会ベリタス病院	新田 1-2-23	病院・診療所
九十九記念病院	栄町 10-4	病院・診療所
九十九記念病院介護医療院	栄町 10-4	介護医療院

(3) 土砂災害警戒区域内に位置する要配慮者利用施設

名 称	住 所	施設の区分
やわらぎの里清和台	清和台東 4-5-26	老人福祉施設
		短期入所生活介護
		通所介護
こころ川西	大和西 5-24-2	認知症対応型老人共同生活援助事業の用に供する施設
ルミネ川西	平野 3-15-15	小規模多機能型居宅介護
フォレスト川西	平野 3-15-17	通所介護
たち	鼓が滝 1-2-23-2F	障害児通所支援事業の用に供する施設
カリヨン	久代 2-6-14	障害児通所支援事業の用に供する施設
NPO法人 百生一輝 就労継続支援B型ふぉーふーむ	東多田 2-5-19	障害者福祉サービス事業の用に供する施設
川西南保育所	久代 2-12-4	児童福祉施設
K・I キッズ保育園	鼓が滝 1-4-18	児童福祉施設
医療法人協和会協立記念病院 付属つくんこ保育園	平野 1-39-1	児童福祉施設
こすもすクラブ	東多田 3-21-1	放課後児童健全育成事業の用に供する施設
なでしこクラブ	東多田 3-21-1	放課後児童健全育成事業の用に供する施設
平野幼稚園	水明台 4-4-5	幼稚園
多田東小学校	東多田 3-21-1	小学校
医療法人協和会協立記念病院	平野 1-39-1	病院・診療所

資料－１２ 異常気象時通行規制区間

道 路 名	規 制 区 間	予 想 被 害
市道 ２２０１号	(起点) 川西市多田院西１丁目 (終点) 川西市多田院西２丁目 【御社橋～多田大橋間】	路面水没 ※１
	(起点) 川西市多田院字駒塚 (終点) 川西市石道字下の山 【清和台入口交差点～石道間】	落石、土砂崩壊 ※２
県道 切畑多田院線	(起点) 宝塚市切畑字鳥脇 (終点) 川西市多田院字向井	落石、土砂崩壊 ※２
国道 ４７７号	(起点) 川西市長尾町 (終点) 川西市東畦野（大阪府境界付近）	路肩崩壊、洗掘 ※２

※１ 規制条件(通行止)…多田院水位観測所の河川水位が氾濫危険水位 7.2 mを超えた場合

※２ 規制条件(通行止)…多田院雨量観測所の２４時間連続雨量が 110 mm超えた場合

資料－１３ 消防車両等配置状況

車 両 別 所 属 別		普通 ポン プ車	水槽付 ポン プ車	はし ご車 35 m	化 学 車	救 助 工 作 車	救 急 車	指 揮 車	積 載 車	人 員 搬 送 車	小 型 動 力 ポン プ	消 防 活 動 二 輪 車	その他	
													四 輪	二 輪
総 数		5	3	1	1	2	6	2	2	2	3	1	11	2
本 部		(1)					(2)			2			5	1
南 消 防 署	本 署	1	1	1		1	2	1	1		1		1	
	久代出張所	1			1		1						1	
北 消 防 署	本 署	1	1				1	1	1		2	1	2	1
	清和台出張所	1				1	1						1	
	多田出張所	1	1				1						1	

() は予備車

資料－１４ 消防団分団別ポンプ・車両配備状況

種 別 分 団	消防ポンプ 自 動 車	全自動小型 動力ポンプ 付 積 載 車	小 型 動 力 ポ ン プ 付 積 載 車	指 揮 車 広 報 車
総 数	1	7	2 1	2
団 本 部				2
第 1 分団		2	1	
第 2 分団		1	2	
第 3 分団		1		
第 4 分団	1	1	1	
第 5 分団		1	2	
第 6 分団		1	2	
第 7 分団			3	
第 8 分団			3	
第 9 分団			4	
第10分団			3	

資料－15・16 非常用食料・救援物資備蓄状況

南部地域

救援物資備蓄状況（令和7年4月1日）

備蓄場所 品名	久代 小学校	川西南 公民館	川西市 中学校 給食セ ンター	加茂 小学校	加茂 ふれあ い会館	東洋食 品短期 大	アステ 市民プ ラザ	川西 小学校	桜が丘 小学校	川西北 小学校	総合 体育館	キセラ せせら ぎ公園 防災倉 庫	キセラ 川西プ ラザ	出在家 健康公 園防災 倉庫	水防 セン ター	満願寺 ふれあ い会館	明峰 小学校	明峰 中学校	明峰 公民館	宝塚医 療大学	南 部 地 域 計
7ℓℓゲンフリーわかめご飯100g （50食1箱） 備食	0	200	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,900	6,000	0	0	0	0	0	0	8,100
7ℓℓゲンフリー五目ご飯100g （50食1箱） 備食	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,500	5,500	0	0	0	0	1,000	0	9,000
乾燥おかゆ40g（白がゆ） 50食1箱	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	500	1,000	0	0	0	0	0	0	1,500
レトルトパン （50食1箱）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	300	0	0	0	0	0	0	0	300
乾パン（60食1箱）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6,600	7,800	0	0	0	0	0	0	14,400
クラッカー （1食26枚入り）70食1箱	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3,990	7,700	0	0	0	0	0	0	11,690
えいようかん （100本入り1箱）	0	0	0	0	0	0	2,000	0	0	0	0	0	3,000	5,600	0	0	0	0	0	0	10,600
500ml 飲料水（24本入1箱）	0	0	0	0	0	0	120	0	0	0	0	0	7,440	4,200	0	0	0	0	0	0	11,760
粉ミルク（1缶800g）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	16	0	0	0	0	0	0	16
アレルゲンフリー粉ミルク （1缶850g）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	0	0	0	0	0	0	4
240ml 液体ミルク （24本入1箱）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	48	0	0	0	0	0	0	48
毛布（枚）	470	30	70	100	195	190	110	80	120	40	1,235	200	200	2,240	0	20	57	60	18	0	5,435
レスキューシート（枚）	0	0	0	0	0	0	3,000	0	0	0	0	1,000	0	2,000	0	0	0	0	0	0	6,000
避難所用マット（枚）	30	0	0	0	0	100	0	50	20	0	70	150	0	448	0	0	50	40	0	0	958
トイレ（便槽・組立式）（台）	1	0	0	0	0	0	0	1	6	0	0	0	40	0	2	0	0	0	0	6	56
トイレ（自動ラップ式）（台）	0	0	0	0	0	0	0	0	10	0	0	5	0	0	0	0	0	0	0	0	15
簡易トイレ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
簡易トイレ（肘掛けつき）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
トイレ用個室テント	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
排便処理セット （100入/箱）	0	0	0	0	0	0	0	0	30	0	0	0	135	45	0	0	0	0	0	0	210
生理用品（枚）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	11,800	0	0	0	0	0	0	11,800
紙おむつ （新生児・幼児）（枚）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	7,184	0	0	0	0	0	0	7,184
紙おむつ（大人用）（枚）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3,066	0	0	0	0	0	0	3,066
おしりふき（枚）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	43,200	0	0	0	0	0	0	43,200
ブルーシート	23	0	0	6	0	0	0	32	240	4	0	42	0	461	40	0	10	32	0	0	890
発動発電機	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	79	5	0	0	0	0	0	84
投光器（三脚付）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	159	0	0	0	0	0	0	159
避難所用間仕切り	9	6	0	9	0	0	0	9	9	9	0	0	237	0	10	6	0	9	6	0	319
折りたたみ簡易ベッド	6	4	0	6	0	0	0	6	6	6	0	0	308	0	5	4	0	6	4	0	361
マスク	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	184,840	0	0	0	0	0	0	0	184,840
手指消毒液（1L）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,265	0	0	0	0	0	0	0	1,265
感染症対策セット （衛生消耗品）	1	1	0	1	0	0	0	1	1	1	0	0	1	0	1	0	1	1	1	0	10

中部地域

備蓄場所 品名	多田 小学校	多田東 小学校	多田 中学校	多田 公民館	緑台 公民館	市民 体育館	緑台 小学校	陽明 小学校	向陽台 第4公 園	けやき 坂小学 校	けやき 坂公 民館	清和台 小学校	清和台 南小学 校	清和台 公民館	川西市 石道防 災倉庫	中部 地域 減 計
アレルギーわかめご飯100g (50食1箱) 個食	0	0	0	0	200	3,000	0	0	0	0	200	0	0	200	3,000	6,600
アレルギー五目ご飯100g (50食1箱) 個食	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,500	2,500
乾燥おかゆ40g(白がゆ) 50食1箱	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	500	500
レトルトパン (50食1箱)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
乾パン(60食1箱)	0	0	0	0	0	4,200	0	0	0	0	0	0	0	0	3,000	7,200
クラッカー (1食26枚入り) 70食1箱	0	0	0	980	0	8,750	0	0	0	0	0	0	0	0	5,600	15,330
えいようかん (100本入り1箱)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,100	2,100
500ml飲料水(24本入1箱)	0	0	0	0	0	1,200	0	0	0	0	0	0	0	0	8,400	9,600
粉ミルク(1缶800g)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
アレルゲンフリー粉ミルク (1缶850g)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
240ml 液体ミルク (24本入1箱)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
毛布(枚)	100	50	60	24	15	200	1,475	40	20	60	36	60	50	20	5,330	7,540
レスキューシート(枚)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,000	2,000
避難所用マット(枚)	50	0	50	0	0	150	50	0	0	50	0	50	0	0	400	800
トイレ(便槽・組立式)(台)	0	0	0	0	0	8	1	0	0	1	0	1	0	0	5	16
トイレ(自動ラップ式)(台)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
簡易トイレ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	38	38
簡易トイレ(肘掛けつき)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	20	20
トイレ用個室テント	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	58	58
排便処理セット (100入/箱)	0	0	0	0	0	23	0	0	5	0	0	0	0	0	222	250
生理用品(枚)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
紙おむつ (新生児・幼児)(枚)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
紙おむつ(大人用)(枚)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
おしりふき(枚)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
ブルーシート	20	4	12	0	0	0	0	4	0	8	0	12	4	0	0	64
発動発電機	0	0	0	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3
投光器(三脚付)	0	0	0	0	0	15	0	0	0	0	0	0	0	0	0	15
避難所用間仕切り	0	9	9	6	6	0	9	9	21	9	6	9	9	6	0	108
折りたたみ簡易ベッド	0	6	6	4	4	0	6	6	29	6	4	6	6	4	0	87
マスク	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
手指消毒液(1L)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
感染症対策セット (衛生消耗品)	0	1	1	1	1	0	1	1		1	1	1	1	1	0	11

北部地域

備蓄場所 品名	大阪青山大 学	東谷 公民館	東谷 小学校	牧の台 小学校	北陵 公民館	北陵 小学校	黒川里山セ ンター	美化推進課 分庁舎	国崎クリー ンセンター	北部 地域 計	市内 合計
アレルギーフリーわかめご飯100g（50食1箱）個食	0	100	0	0	0	0	200	0	0	300	15,000
アレルギーフリー五目ご飯100g（50食1箱）個食	0	0	0	500	1,500	0	0	0	0	2,000	13,500
乾燥おかゆ40g（白がゆ）50食1箱	0	0	0	500	0	0	0	0	0	500	2,500
レトルトパン（50食1箱）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	300
乾パン（60食1箱）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	21,600
クラッカー（1食26枚入り）70食1箱	0	0	0	840	0	0	0	0	0	840	27,860
えいようかん（100本入り1箱）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	12,700
500ml飲料水（24本入り1箱）	0	0	0	2,760	0	0	0	0	0	2,760	24,120
粉ミルク（1缶800g）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	16
アレルギーフリー粉ミルク（1缶850g）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4
240ml 液体ミルク（24本入り1箱）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	48
毛布（枚）	100	30	60	1,230	12	40	30	510	20	2,032	15,007
レスキューシート（枚）	0	0	0	0	0	0	0	1,000	0	1,000	9,000
避難所用マット（枚）	0	0	50	0	0	20	0	100	0	170	1,928
トイレ（便槽・組立式）（台）	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1	73
トイレ（自動ラップ式）（台）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	15
簡易トイレ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	38
簡易トイレ（肘掛けつき）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	20
トイレ用個室テント	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	58
排便処理セット（100人/箱）	0	0	0	0	0	0	3	10	0	13	473
生理用品（枚）	0	0	0	1,290	0	0	0	0	0	1,290	13,090
紙おむつ（新生児・幼児）（枚）	0	0	0	1,168	0	0	0	0	0	1,168	8,352
紙おむつ（大人用）（枚）	0	0	0	236	0	0	0	0	0	236	3,302
おしりふき（枚）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	43,200
ブルーシート	0	0	60	0	0	20	0	4	0	84	1,038
発動発電機	0	0	0	0	0	0	1	5	0	6	93
投光器（三脚付）	0	0	0	0	0	0	2	10	0	12	186
避難所用間仕切り	0	10	9	9	6	9	6	18	0	67	494
折りたたみ簡易ベッド	0	4	6	6	4	6	4	18	0	48	496
マスク	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	184,840
手指消毒液（1L）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,265
感染症対策セット（衛生消耗品）	0	1	1	1	1	1	1	0	0	6	27

資料－１７ 指定避難所及び指定緊急避難場所一覧

指定避難所及び指定緊急避難場所一覧（令和７年７月２日現在）

- ※ … 指定避難所、指定緊急避難場所の両方を指定した避難所
 # … 指定緊急避難場所のみ指定した避難所
 洪水時 … ○ 避難所開設可
 △ 浸水想定区域内に位置するため、２階以上を避難所として開設可
 （１階使用不可）
 × 浸水想定区域内に位置するため、避難所開設不可

（１）市の施設

総 数	名 称	室 数	収容人員			所 在 地	電 話	洪 水 時	担当課連絡先	電 話
			室	体育 館	計					
1	北久代会館	4	30		30	久代2丁目5-6	※1	○	都市政策課	740-1213
2	※久代幼稚園	9			180	久代2丁目12-1	759-7698	○	教育総務課	740-1241
3	久代会館	4	100		100	久代2丁目12-6	※1	○	都市政策課	740-1213
4	※川西南中学校	19	380	250	630	久代3丁目3-1	759-4985	○	教育総務課	740-1241
5	川西南公民館	4	80		80	久代3丁目16-29	757-8623	○	川西南公民館	757-8623
6	久代児童センター	7	110		110	久代3丁目16-30	756-1321	○	地域福祉課	740-1174
7	久代春日会館	3	20		20	久代3丁目25-9	※1	○	都市政策課	740-1213
8	※久代小学校	26	520	200	720	久代3丁目27-9	759-3132	○	教育総務課	740-1241
9	西久代会館	3	50		50	久代4丁目2-7	※1	○	都市政策課	740-1213
10	※東久代春日会館	3	20		20	東久代1丁目3-17	※1	△	都市政策課	740-1213
11	※東久代会館	4	100		100	東久代2丁目10-11	※1	△	都市政策課	740-1213
12	加茂ふれあい会館	3	60		60	加茂3丁目13-23	757-0210	○	参画協働課	740-1600
13	※加茂小学校	24	480	200	680	加茂3丁目14-1	759-1325	○	教育総務課	740-1241
14	※川西小学校	25	500	200	700	栄根1丁目1-1	759-1110	△	教育総務課	740-1241
15	#アステ市民プラザ	10	335		335	栄町25-1 アステ川西6階	740-1115	○	アステ市民プラザ	740-1115
16	#みつなかホール	1	90		90	小花2丁目7-2	740-1117	△	文化・観光・スポーツ課	740-1106
17	※桜が丘小学校	19	380	200	580	日高町4-1	758-9450	○	教育総務課	740-1241
18	総合センター	5	140	100	240	日高町1-2	758-8398	○	総合センター	758-8398
19	満願寺ふれあい会館	2	100		100	満願寺町5-22	756-1244	○	参画協働課	740-1600
20	※総合体育館	4	310		310	火打1丁目1-4	759-9712	△	文化・観光・スポーツ課	740-1245
21	キセラ川西プラザ	2	120		120	火打1丁目12-16	757-1920	△	文化・観光・スポーツ課	740-1106
22	※川西北小学校	24	480	200	680	丸の内町7-1	759-3880	○	教育総務課	740-1241
23	※川西中学校	25	500	340	840	松が丘町1-1	759-2473	○	教育総務課	740-1241
24	※明峰小学校	38	760	200	960	萩原台西3丁目242	757-8834	○	教育総務課	740-1241
25	明峰公民館	7	180		180	萩原台西3丁目282-11	759-6901	○	明峰公民館	759-6901

26	※明峰中学校	15	300	250	550	湯山台1丁目39-1	793-6260	○	教育総務課	740-1241
27	※多田中学校	28	560	340	900	新田2丁目29-1	793-0022	○	教育総務課	740-1241
28	※多田小学校	28	560	200	760	多田院1丁目4-1	793-0018	△	教育総務課	740-1241
29	※多田幼稚園	9			180	多田院1丁目4-3	793-2030	△	教育総務課	740-1241
30	多田公民館	3	50		50	多田院1丁目5-1	793-0011	△	多田公民館	793-0011
31	※多田東小学校	29	580	200	780	東多田3丁目21-1	792-2967	○	教育総務課	740-1241
32	※多田東会館	5	70		70	多田桜木1丁目7-24	792-1450	×	参画協働課	740-1600
33	緑台公民館	7	150		150	向陽台1丁目6-38	792-4951	○	緑台公民館	792-4951
34	※緑台小学校	21	420	200	620	向陽台1丁目7-1	793-0223	○	教育総務課	740-1241
35	市民体育館	3	450		450	向陽台1丁目11-1	793-1888	○	文化・観光・スポーツ課	740-1245
36	※陽明小学校	19	380	200	580	向陽台3丁目6-219	793-4415	○	教育総務課	740-1241
37	※緑台中学校	15	300	250	550	向陽台3丁目11-35	793-8322	○	教育総務課	740-1241
38	けやき坂公民館	7	150		150	けやき坂2丁目63-1	798-0770	○	けやき坂公民館	798-0770
39	※けやき坂小学校	19	380	200	580	けやき坂3丁目1-2	799-3946	○	教育総務課	740-1241
40	清和台公民館	3	70		70	清和台西3丁目1-7	798-1280	○	清和台公民館	798-1280
41	※清和台南小学校	22	440	200	640	清和台西5丁目1-2	799-1254	○	教育総務課	740-1241
42	※清和台小学校	17	340	180	520	清和台東2丁目2-2	799-0730	○	教育総務課	740-1241
43	※清和台中学校	21	420	250	670	清和台西2丁目3-57	799-3418	○	教育総務課	740-1241
44	※東谷中学校	29	580	250	830	見野1丁目9-1	794-0038	○	教育総務課	740-1241
45	東谷公民館	3	60		60	見野2丁目21-11	794-0004	○	東谷公民館	794-0004
46	※東谷小学校	38	760	200	960	見野2丁目30-1	794-0033	○	教育総務課	740-1241
47	黒川里山センター	3	85		85	黒川字中尾264	738-0107	○	文化・観光・スポーツ課	740-1245
48	※牧の台小学校	25	500	200	700	大和東1丁目47-1	794-2537	○	教育総務課	740-1241
49	牧の台会館	4	70		70	大和西2丁目5-1	794-7699	○	参画協働課	740-1600
50	※北陵小学校	20	400	200	600	丸山台1丁目3-2	794-5440	○	教育総務課	740-1241
51	北陵公民館	7	150		150	丸山台1丁目5-2	794-9090	○	北陵公民館	794-9090
52	＃北ひばりが丘公園	4,000					南野坂2丁目1			
53	＃湯山台運動公園	7,000					湯山台2丁目79			
54	＃水明台第5公園	5,000					水明台4丁目8			
55	＃けやき坂中央公園	12,000					けやき坂2丁目62			
56	＃清和台中央公園	3,000					清和台東3丁目1			
57	＃平木谷池公園	11,000					大和西2丁目5			
58	＃市民運動場	5,000					向陽台1丁目11			
59	＃キセラ川西せせらぎ公園	3,430					火打1丁目			
60	＃出在家健幸公園	1,000					出在家町21			

※1 施設には電話がありません。開設の問い合わせは危機管理課(740-1145)

(2) 市以外の施設

ア 県の施設（県立高等学校）

総 数	名 称	収容人員				所 在 地	電 話	洪 水 時	備 考
		柔道 場	剣道 場	体育 館	計				
1	川西明峰高等学校			430	430	萩原台西2丁目324	757-8826	○	避難所の開設及び施設の使用にあたっては各高等学校それぞれの施設管理者等の指示に従う。
2	川西緑台高等学校	70	70	390	530	向陽台1丁目8	793-0361	○	
3	川西北陵高等学校	60	60	350	470	緑が丘2丁目14-1	794-7411	○	

イ 民間施設等

総 数	名 称	室 数	収容人員			所 在 地	電 話	洪 水 時	備 考
			室	体育 館	計				
1	※東洋食品工業短期大学 （体育館）	1		100	100	南花屋敷4丁目23-2	759-4221	×	災害協定等に基づき、避難所開設を要請したのちに開設できる避難所。 避難所の開設及び施設の使用にあたっては、それぞれの施設管理者等の指示に従う。
2	#アステ川西びいぶう広場	1			200	栄町25-1	755-2001	×	
3	#TOYOTIRE株式会社基盤技術センター	3	160		160	矢間3丁目10-1	789-1400	×	
4	大阪青山学園北摂キャンパス （体育館）	1		300	300	長尾町9-8	795-2288	○	
5	国崎クリーンセンター	1	70		70	国崎字小路13	734-7287	○	
6	#雲雀丘学園小学校 （体育館）	1				宝塚市雲雀丘4丁目2-1		○	

(3) 福祉避難所

総 数	名 称	室 数	収容 人員 ※1	所 在 地	電 話	洪 水 時	担当課連絡先	電 話	備 考
1	在宅障害者デイサービス施設 ひまわり荘	1	1世帯	湯山台2丁目46	792-1772	○	障害福祉課	740-1172	福祉避難所は、一般の避難所では生活に支障があり、特別な配慮を必要とする人を対象に、必要に応じて開設される避難所。 災害発生当初には、開設しない。
2	養護老人ホーム満寿荘	1	2世帯	湯山台2丁目46	793-6090	○	地域福祉課	740-1172	
3	あいな清和苑		3世帯	久代6丁目1-98	767-1112	△	地域福祉課	740-1172	
4	川西こども園	2	7世帯	栄根1丁目1-1	759-1001	△	教育総務課	740-1241	
5	加茂こども園	2	8世帯	加茂3丁目13-22	794-7215	○	教育総務課	740-1241	
6	総合福祉施設ハピネス川西		13世帯	加茂3丁目13-26	755-1313	○	地域福祉課	740-1172	
7	やわらぎの里 西多田		5世帯	西多田2丁目1-7	793-6700	○	地域福祉課	740-1172	
8	湯々館		2世帯	西多田字平井田筋5	793-2727	○	地域福祉課	740-1172	
9	やわらぎの里 ふらす館		5世帯	清和台東4丁目5-1	799-8665	○	地域福祉課	740-1172	
10	やわらぎの里 清和台		5世帯	清和台東4丁目5-26	798-0007	○	地域福祉課	740-1172	
11	清和苑		3世帯	清和台東2丁目4-32	799-6200	○	地域福祉課	740-1172	
12	やわらぎの里 東谷		5世帯	一庫字北中島1-1	791-6500	○	地域福祉課	740-1172	
13	老人福祉施設 さぎそう園		2世帯	丸山台3丁目5-6	794-7600	○	地域福祉課	740-1172	
14	牧の台みどりこども園	2	10世帯	大和東1丁目47-5	794-3496	○	教育総務課	740-1241	
15	川西北こども園	1	9世帯	丸の内町7-1	759-8342	△	教育総務課	740-1241	

※1 1世帯あたり4人と想定

資料－１８ 災害の被害認定基準

災害対策基本法第２条に規定する災害が発生した際における人的、住家の被害の認定基準は次のとおり。

	被害種類	認 定 基 準
人 的 被 害	死 者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認した者、または死体を確認することができないが死亡したことが確実な者とする。
	行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのある者とする。
	重 傷 者 軽 傷 者	災害のため負傷し、医師の治療を受けまたは受ける必要のある者のうち、「重傷者」とは、１月以上の治療を要する見込みのものとし、「軽傷者」とは、１月未満で治療できる見込みのものとする。
住 家 の 被 害	全 壊	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のも、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。
	大規模半壊	居住する住宅が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なものである。具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の50%以上70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が40%以上50%未満のものとする。
	中規模半壊	居住する住宅が半壊し、居室の壁、床又は天井のいずれかの室内に面する部分の過半の補修を含む相当規模の補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なものである。具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の30%以上50%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が30%以上40%未満のものとする。
	半 壊	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。
	準 半 壊	住家が半壊又は半焼に準ずる程度の損傷を受けたもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の10%以上20%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が10%以上20%未満のものとする。
	床 上 浸 水	住家の床より上に浸水したもの及び全壊・半壊には該当しないが、土砂竹木のたい積により、一時的に居住することができないものとする。
	床 下 浸 水	床上浸水に至らない程度に浸水したものとする。
	準半壊に 至らない	住家の損壊程度が準半壊に至らない程度のものとする。

参考：令和３年度３月内閣府（防災担当）「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」

（注）

- (1) 住家被害戸数については「独立して家庭生活を営むことができるように建築された建物または完全に区画された建物の一部」を戸の単位として算定するものとする。
- (2) 損壊とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。
- (3) 主要な構成要素とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。

資料－１９ 災害救助法による費用の限度額等

【救援の程度及び基準】

内閣府「救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準」(R7.4)

救助の 種 類	対 象	費 用 の 限 度 額				期 間	備 考			
避難所の 設置	災害により現に被害を受けた者又は受けるおそれのある者	1 基準額 1 人 1 日あたり 360 円以内 2 費用の範囲 避難所の設置・運営費、賃金職員雇上費、消耗器材費、建物・器物等の使用料、器物の借上費、光熱水費、仮設炊事場・仮設便所等の設置費。				災害発生の日から 7 日以内	1 福祉避難所を設置した場合は、その特別な配慮のために必要な実費を加算可能。			
応急仮設住宅の設置	住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者	1 規模 1 戸あたり 29.7 ㎡を基準とする。 2 基準額 1 戸あたり 7,089,000 円以内 3 同一敷地内等に概ね 50 戸以上建築する場合、集会施設を設置できる。 (規模、費用は別途協議が必要)				着工期間 災害発生の日から 20 日以内 供与期間 供与の日から 2 年以内	1 高齢者等に配慮した構造及び設備を備えた福祉仮設住宅設置も可能。 2 民間賃貸住宅の借り上げによる設置も可能			
炊出しその他による食品の給与	金銭の有無に関わらず、現に炊事のできない者	1 基準額 1 人 1 日当たり 1,390 円以内				災害発生の日から 7 日以内	救助対象の詳細 1 避難所に収容された者（車中泊を含む） 2 住家の被害が全壊・全焼、流出・半壊・半焼又は床上浸水であって、炊事のできない者 3 ライフラインが途絶える等自宅において炊事ができない者 4 人件費は別途計上			
飲料水の供給	災害のため、現に飲料水を得ることができない者	1 基準額 水の購入費の通常（平常時）の実費				災害発生の日から 7 日以内	輸送費、人件費は別途計上			
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	災害により、住家に被害（床上浸水以上）を受けた者。被服寝具その他生活上必要最小限度の家財を喪失した者。被服寝具その他生活必需物資がないため、直ちに日常生活を営むことが困難な者	1 季別 夏季(4 月～9 月)冬季(10 月～3 月)の季別は災害発生の日をもって決定する。 2 限度額 下記金額の範囲内				災害発生の日から 10 日以内	被災者からの聴取により、被害区分等に応じた費用内で必要な物を把握し、配分表等を作成して現物を支給する (単位：円)			
				1 人世帯	2 人世帯	3 人世帯		4 人世帯	5 人世帯	6 人以上 1 人増す 毎に加算
		全壊 全焼 流失	夏	20,300	26,100	38,700		46,200	58,500	8,500
			冬	33,700	43,500	60,600		70,900	89,300	12,300
		半壊 半焼 床上浸水	夏	6,700	8,900	13,400		16,300	20,500	2,900
			冬	10,700	14,000	19,900		23,600	29,800	3,900

救助の 種 類	対 象	費 用 の 限 度 額	期 間	備 考
医 療	災害のために医療の途を失った者で、応急的に医療を施す必要がある者	1 救護班…使用した薬剤、治療材料、医療器具修繕費等の実費 2 病院又は診療所…国民健康保険診療報酬の額以内 3 施術者による場合…当該地域における協定料金の額以内	災害発生の日から14日以内	患者等の輸送費・人件費は、別途計上
助 産	災害のため、助産の途を失った者	1 救護班等による場合…使用した衛生材料等の実費 2 助産師による場合…慣行料金の8割以内の額	分べんした日から7日以内	妊婦等の輸送費・人件費は、別途計上
被災者の救出	災害のため、現に生命身体が危険な状態にある者	1 当該地域における通常の実費 2 費用の範囲 ・借上費又は購入費 ・修繕費 ・燃料費 ※舟艇その他搜索のために必要な機械器具の借上費、修繕費、燃料費	災害発生の日から3日以内	被災者支援のための輸送費、人件費は別途計上
被災した住宅の応急修理	住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理。日常生活に必要な最小限度の部分の修理	1 基準額（1世帯あたり） (1)住宅の被害の拡大を防止するための緊急の修理が必要な部分に対し、ブルーシート、ロープ、土のう等を用いて行う修理のために支出できる費用 53,900円以内 (2)(3)に掲げる世帯以外の世帯 739,000円 (3)半壊又は半焼に準じる程度の損傷により被害を受けた世帯 358,000円	(1)について、災害発生の日から10日以内 (2)(3)にのついて災害発生の日から3ヶ月以内	救助対象の詳細 (1)について、災害によって住家が半壊、半焼又はこれらに準ずる程度の損傷を受け、雨水の浸入等を放置すれば被害が拡大するおそれがある住家に居住する者 (2)(3)について、災害によって住家が半壊又は半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、そのままでは当面の日常生活を営むことができない者かつ自らの資力によって応急修理をすることができない者又は大規模な補修を行わなければ当該家屋に居住することが困難であると認められる程度に住家が半壊した者(いわゆる大規模半壊)で、居室、炊事場及び便所等日常生活に必要な最小限度の部分
学用品の 給与	災害によって住家に床上浸水・半壊又は半焼以上の被害を受けた小学校児童、中学校生徒及び高等学校等生徒。学用品を喪失又は損傷し、就学に支障が生じている場合	1 教科書及び教材…実費 2 文房具及び通学用品 1人あたり次の金額以内 小学校児童 5,500円 中学校生徒 5,800円 高等学校等生徒 6,300円	災害発生の日から支給 1 教科書及び教材…1ヶ月以内 2 文房具及び通学用品…15日以内	

救助の 種 類	対 象	費 用 の 限 度 額	期 間	備 考
埋 葬	災害時の混乱の際に死亡した者。災害のため埋葬を行うことが困難な場合	1 体あたり 大人(満12歳以上) 232,200円以内 小人(満12歳未満) 185,700円以内	災害発生の日から10日以内	災害発生の日以前に死亡した者で、まだ埋葬が終わっていない者も対象
死体の 搜索	行方不明の状態にある者で、四囲の事情により、既に死亡していると推定される者	1 当該地域における通常の実費 2 費用の範囲 ・ 借上費又は購入費 ・ 修繕費 ・ 燃料費 ※直接搜索作業に使用した舟艇その他搜索に必要な機械器具の借上費、修繕費、燃料費	災害発生の日から10日以内	輸送費、人件費は別途計上
死体の 処理	災害の際死亡した者について、その遺族等が混乱期のため、死体識別等のための洗浄、縫合、消毒の処理、死体の一時保存あるいは検案を行うことができない場合 (埋葬を前提としてのもの)	1 費用の限度額 死体の洗浄、縫合、消毒等の処理…1体あたり3,700円以内 一時保存…死体一時収容施設利用時 借上に要する通常の実費、既存建物以外 1体あたり5,900円以内 2 検案 原則として救護班が行う救護班の場合は特別の費用は生じない 救護班によらない場合は、当該地域の慣行料金の額以内	災害発生の日から10日以内	1 輸送費、人件費は別途計上 2 死体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は当該地域における通常の実費を加算できる
障害物の 除去	住家が半壊、半焼又は床上浸水したもの。当面の日常生活が営み得ない状態にあること。自らの資力をもってしては、障害物の除去ができない者	1 費用の限度額 1世帯あたり …143,900円以内 2 費用の範囲 除去に必要な機械、器具等の借上費又は購入費、輸送費、賃金職員雇上費等	災害発生の日から10日以内	
応急救助 のための 輸送費	1 被災者を避難させるための輸送 2 医療及び助産のための輸送 3 被災者救出のための輸送 4 飲料水供給のための輸送 5 死体の搜索 6 死体の処理のための輸送 7 救援用物資の輸送	1 費用の限度額 当該地域における通常の実費 2 費用の範囲 運送料(運賃)、借上料、燃料費、消耗器材費、修繕料	各救助種目別に定められている救助期間の範囲内	

救助の 種 類	対 象	費 用 の 限 度 額	期 間	備 考
応急救助 のための 賃金職員 等雇上費	1 要配慮者等及び被災者を避難させるために雇上げた賃金職員 2 炊き出しその他による食品の給与のために必要な賃金職員 3 飲料水の供給 4 医療及び助産における移送 5 被災者の救出 6 死体の搜索 7 死体の処理 8 救援用物資の整理、輸送及び配分	1 費用の限度額 当該地域における通常の実費 2 費用の範囲 この業務を行うために雇上げた賃金職員	各救助種目別に定められている救助期間の範囲内	

※この基準によっては救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の都度、方法及び期間を定めることができる。

資料－２０ 災害の被害調査基準

区 分		定 義	
罹 災 世 帯		災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。 例えば寄宿舍、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいるものについては、これを一世帯として扱い、また同一家屋の親子、夫婦であっても生活が別であれば分けて扱うものとする。	
罹 災 者		罹災世帯の構成員とする。	
非 住 家	非 住 家	住家以外の建物をいうものとする。なお、官公署、学校、病院、公民館、神社、仏閣等は非住家とする。 ただし、これらの施設に常時人が居住している場合には、当該部分は住家とする。	
	公 共 建 物	官公署、公民館、公立保育所等の公用又は公共の用に供する建物とする。	
	そ の 他 建 物	公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。	
非 住 家	全 壊	住家の全壊（全焼・流出）に同じ。	
	半 壊	住家の半壊（半焼）に同じ。	
	半壊に至らない	住家の半壊に至らないと同じ程度のもの及び床上・床下浸水を含む。	
そ の 他	文 教 施 設		小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、盲学校、ろう学校、養護学校及び幼稚園における教育の用に供する施設とする。
	病 院		医師又は歯科医師が、医業又は歯科医業をなす場所であって、患者20人以上の収容施設を有するもの。
	清 掃 施 設		ごみ処理施設及びし尿処理施設とする。
	田	流失・埋没	水がひいた後、そのまま耕作をなし得ない状態。
		冠 水	水がひいた後、そのまま耕作をなし得る状態。
	畑	流失・埋没	水がひいた後、そのまま耕作をなし得ない状態。
		冠 水	水がひいた後、そのまま耕作をなし得る状態。
	池	決 壊	堤防が崩壊し、池の水がその部分より流れ出る状態。
		溢 水 氾 濫	池の水が堤防等の斜面を越えて周辺に水があふれ出る状態。

区 分		定 義	
そ の 他	用排水路決壊		用排水路が崩壊し、通水不能になったもの。
	頭 首 工 決 壊		かんがい用水施設としての頭首工の崩壊により、用水の取水が不能となったもの。
	河 川	決 壊	池の決壊に同じ。
		溢 水 氾 濫	池の溢水氾濫に同じ。
	橋りよう	流 失	水勢、その他により橋脚又は橋梁の一部あるいは全部が流失、落橋し、一般の渡橋が不能になった状態。（農道橋を含む）
		破 損	橋りようの一部が損壊し、流失、落橋に至らない程度に被害を受けたもので、応急的に修理を要するもの。（農道橋を含む）
	砂 防		砂防法第1条に規定する砂防施設、同法第3条の規定によって同法が準用されるための施設、又は同法第3条の2によって同法が準用される天然の河岸とする。
	道 路	崩 壊	路面、路肩、斜面が損壊され通行不能の状態。（農道含む）
		閉 塞	土砂の流失、家屋・樹木倒壊、岩石の落下等により通行不能の状態。（農道含む）
	溝 溢 水		溝渠等の配水能力を超え道路、その他敷地に水があふれ出る状態。
	樹 木 倒 壊		街路樹や公園の樹木が倒壊、半倒壊あるいは折損した状態。
	塀 倒 壊		全長の50%以上が倒壊した状態。
	崖崩れ	土 砂	雨水により土砂が流出した状態。（山崩れ、崖崩れを含む）
		石 垣	石垣又は擁壁が崩壊した状態。
	地 す べ り		雨水等によって地すべりを起こし、上物の存在が保てないか、もしくは保てないことが予想されるもの。
	電 気 停 電		災害により停電した戸数のうち最も多く停電した時点における戸数とする。
	ガス供給停止		一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち最も多く供給停止となった時点における戸数とする。
水 道 断 水		上水道又は簡易水道で断水している戸数のうち最も多く断水した時点における戸数とする。	
電 話 不 通		災害により通話不能となった電話の回線数とする。	
鉄 道 不 通		汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害とする。	

区 分		定 義
農林水産業施設		農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律による補助対象となる施設をいい、具体的には農地、農業用施設、林業用施設、漁港施設及び共同利用施設とする。
公 共 土 木 施 設		公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には、河川、海岸、砂防施設、林地荒廃防止施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、道路、港湾、漁港、水道及び下水道とする。
公 共 施 設 被 害		公共文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公用又は公共の用に供する施設とする。
そ の 他	農 産 被 害	農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えばビニールハウス、農作物等の被害とする。
	林 産 被 害	農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば立木、苗木等の被害とする。
	畜 産 被 害	農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば家畜、畜舎等の被害とする。
	水 産 被 害	農林水産業施設以外の水産被害をいい、例えばのり、漁具、漁船等の被害とする。
	商 工 被 害	建物以外の商工被害で、例えば工業原材料、商品、生産機械器具等とする。

(注) 崖崩れ、地すべり等により生じた道路に係る被害については、道路崩壊、道路閉塞とする。

資料－２１ 消防・救助用資機材

		総 数	南消防署		北消防署			本 部
			本 署	久 代 出 張 所	本 署	清 和 台 出 張 所	多 田 出 張 所	
消防用機器等	放水銃							
	ラインプロポーション	8	3	1	2		1	1
	ジェットシューター	21	3		14	4		
	オイルフェンス	100					100	
	防災工器具	5	1	1	1	1	1	
救急用機器等	人工蘇生器	72	18	11	9	13	21	
	自動吸引器	12	5	1	2	2	2	
	血圧計	31	9	3	6	6	7	
	喉頭鏡	28	9	6	5	3	5	
	自動体外式除細動器	17	5	2	3	2	5	
	自動式心マッサージ器							
	患者監視装置	8	3	1	1	1	2	
訓練用資器材	蘇生訓練用人形（成人）	30		4	5	4	6	11
	蘇生訓練用人形（小児）	9		1	2	1	2	3
	蘇生訓練用人形（乳児）	9		1	2	1		5
	A E D トレーナー	22		3	3	3	3	10
	気管挿管訓練人形	6	2		2		2	
	分娩介助モデルセット	1					1	
一般救助用器具	かぎ付きはしご	5	3			1	1	
	三連はしご	7	2	1	2	1	1	
	ワイヤはしご	2	1			1		
	空気式救助マット	2	1			1		
	救命索発射銃	2	1			1		
	サバイバースリング又は救助用縛帯	10	5			5		
	平担架	2	1			1		
重量物排除用器具	油圧ジャッキ	2	1			1		
	油圧プレッダー	2	1			1		
	可搬ウインチ	3	2			1		
	ワイヤロープ	8	4			4		
	マンホール救助器具	2	1			1		
切断用器具	油圧切断機	2	1			1		
	エンジンカッター	3	2			1		
	ガス溶断器	2	1			1		
	チェーンソー	5	2		1	1	1	
	鉄線カッター	11	3	3	1	1	3	

		総 数	南消防署		北消防署			本 部
			本 署	久代出張所	本 署	清和台出張所	多田出張所	
破壊用器具	万能斧	19	4	3	3	4	4	1
	ハンマー	11	3	2	2	2	1	1
	携帯用コンクリート破壊器具	3	1		1	1		
検知・測定用器具	可燃性ガス測定器							
	有毒ガス測定器	1				1		
	複合型ガス測定器	10	3	2	1	3	1	
	酸素濃度測定器							
	放射線測定器	8				8		
呼吸保護用器具	空気呼吸器	52	21	7	8	9	7	
	予備空気ボンベ	67	15	8	11	23	10	
隊員保護用器具	耐電手袋	16	4	2	2	6	2	
	携帯警報器	46	15	7	8	9	7	
	防毒マスク	32	10	4	9	5	4	
	化学防護服	63	24	4	7	21	7	
	陽圧式化学防護服	4				4		
	耐熱服	3		3				
	放射線防護服	2				2		
検索用器具	簡易画像探索機	1				1		
除染用器具	除染シャワー	1			1			
	除染剤散布器	2				2		
水難救助用器具	潜水器具一式	10	4		6			
	救命胴衣（PFD）	24	4	4	8	4	4	
	水難救助用ヘルメット	13	7		6			
	スロークラック	13	3	2	2	4	2	
	救命胴衣	47	20	2	16	2	7	
	水中投光器							
	救命浮標	8	2		4	1	1	
	浮標	4	2		2			
	救命ボート	2	1		1			
	船外機	2	1		1			
山岳救助用器具	登山器具一式	2	1			1		
	バスケット担架	3	2			1		

		総 数	南消防署		北消防署			本 部
			本 署	久 代 出 張 所	本 署	清 和 台 出 張 所	多 田 出 張 所	
その他の救助用器具	投 光 器 一 式	15	6	2	3	2	2	
	携 帯 投 光 器	64	18	6	20	7	13	
	携 帯 拡 声 器	19	6	2	6	3	2	
	携 帯 無 線 機	93	26	6	18	10	10	23
	応 急 処 置 セ ッ ト	4	2			2		
	車 両 移 動 器 具	4	4					
	そ の 他 の 携 帯 救 助 工 具	2	1			1		
除重量物 具排除	マット型空気ジャッキ式	2	1			1		
	大 型 油 圧 ス プ レ ッ ダ ー	1				1		
切断用 器具	空 気 鋸	2	1			1		
	大 型 油 圧 切 断 機	1				1		
	空 気 切 断 機	2	1			1		
破壊用 器具	削 岩 機	1				1		
	ハ ン マ ド リ ル	2	1			1		
呼吸保 護用 器具	酸 素 呼 吸 器	5				5		
	予 備 酸 素 ボ ン ベ	5				5		
	簡 易 呼 吸 器	2				2		
	防 塵 マ ス ク	11	6			5		
	送 排 風 機	3	2			1		
隊員保 護用 器具	耐 電 衣	8	6			2		
	耐 電 ズ ボ ン	8	6			2		
	耐 電 長 靴	8	6			2		
その他の救 助用器具	緩 降 機							
	ロ ー プ 登 降 機	4	2			2		
	発 電 機	18	4	2	4	3	2	3
高度救 助用 器具	画 像 探 索 機	1				1		
	地 中 音 響 探 知 機	1				1		
	熱 画 像 直 視 装 置	3	1		1	1		

資料－２２ 備蓄水防器具及び資材

備蓄水防器具及び資材（主なもの）

令和 7 年 4 月 1 日現在

品名	倉庫名等 管理担当部 単位		防災資材置場 (東睦野4丁目)	中部水防倉庫 (多田院1丁目)	北部水防倉庫 (見野2丁目)	川西市水防センター (出在家町)
			土木部	市民環境部	消防本部北消防署	総務部
ロープ(φ9mm)	巻					1(φ9mm)
トラロープ(φ9mm)	200m					
	100m	1				
	50m	3		1	1	1
スコップ	丁			10	9	17
掛 矢	丁			5	5	4
ノコギリ	丁			9	6	14
ナ タ	丁			4	2	7
カ マ	丁			4		14
縄	100m					
	80m			6		
	50m				1	
鉄 線	kg			5		
杭	本			大8 中17	中10	中51
バンセンキリ	丁			2		3
ツルハシ	丁			4	6	3
土 の う 袋	枚			900	200	4,700
ト ビ	丁				5	
ヘルメット	個			25	30	
針 金	kg					
水中ポンプ	エンジン付			2		4
	電気式					2
カラーコーン	個			5	10	29
一 輪 車	台			2		8
シ ノ	丁					3
ビニールシート	枚			5		502
バリケード	台			10		
バール(大)	丁					
バール(小)	丁					2
ハンマー	個					9
鉄ハンマー	個					
通行止看板	枚					
懐中電灯	個			20		15
発動発電機	台					5
灯光器(三脚付)	台					
ペール缶	缶					
木 杭	本					

資料－２３ 感染症対策薬剤

種 類	数 量	備 考
スミチオン粉剤	５ ケース	20kg 入
水性サフロチン	６ 缶	18ℓ 入
乳剤（スミチオンNP、金鳥スミチオン、ノルソン）	２０ 缶	18ℓ 入

資料－２４ 感染症対策資器材

機 材	数量
動力噴霧器	２ 台
背負式電池噴霧器	１ 台

資料－２５ ごみ収集運搬車両台数

(1) 直営

種 類	積載量	台数	保 管 場 所
普通ダンプ車	２ t	１５ 台	丸山台３丁目
軽四ダンプ車	０．３ t	３ 台	丸山台３丁目
特種車（パッカー）	２ t	１８ 台	丸山台３丁目

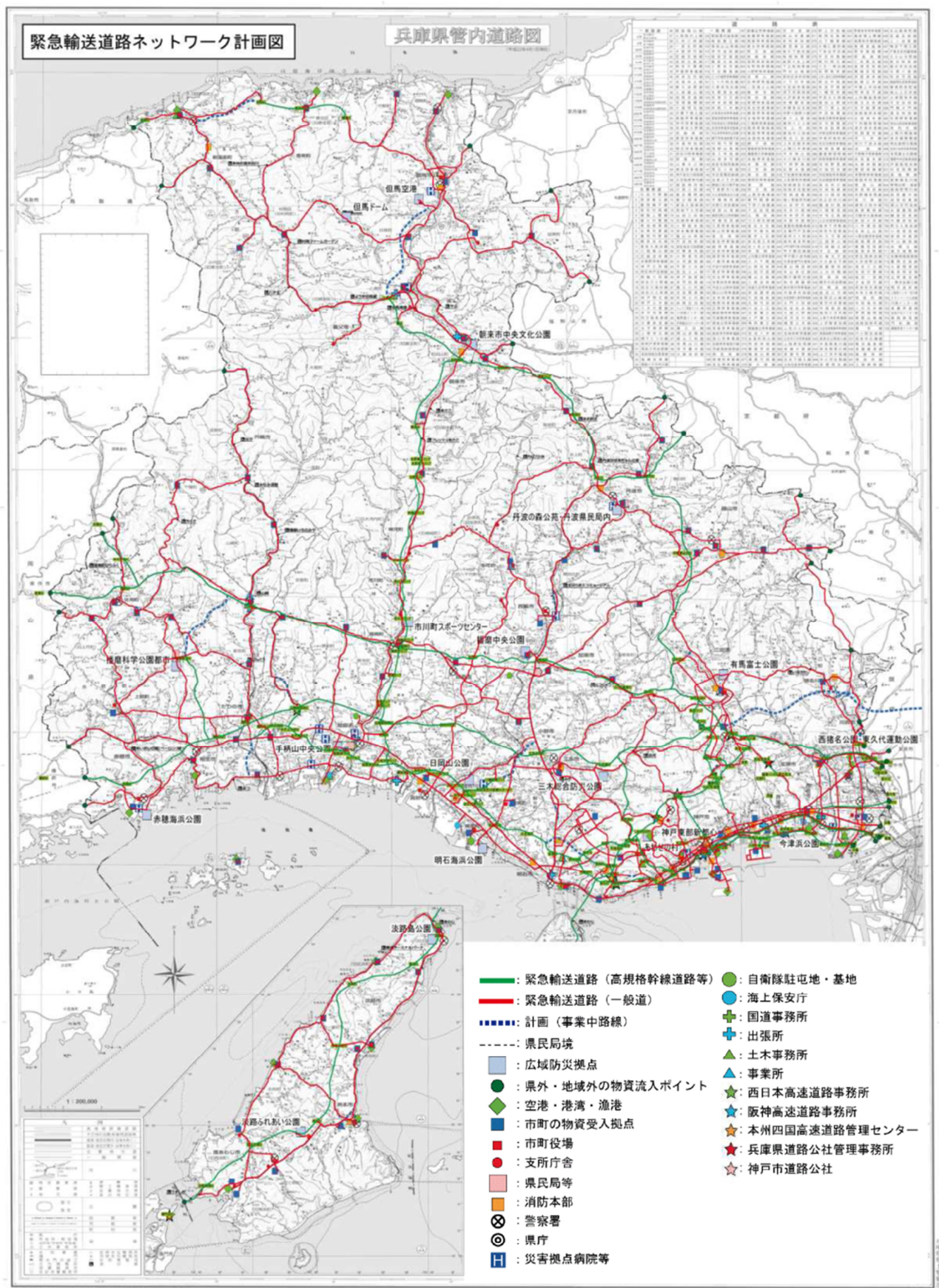
資料－２６ 市所有車両

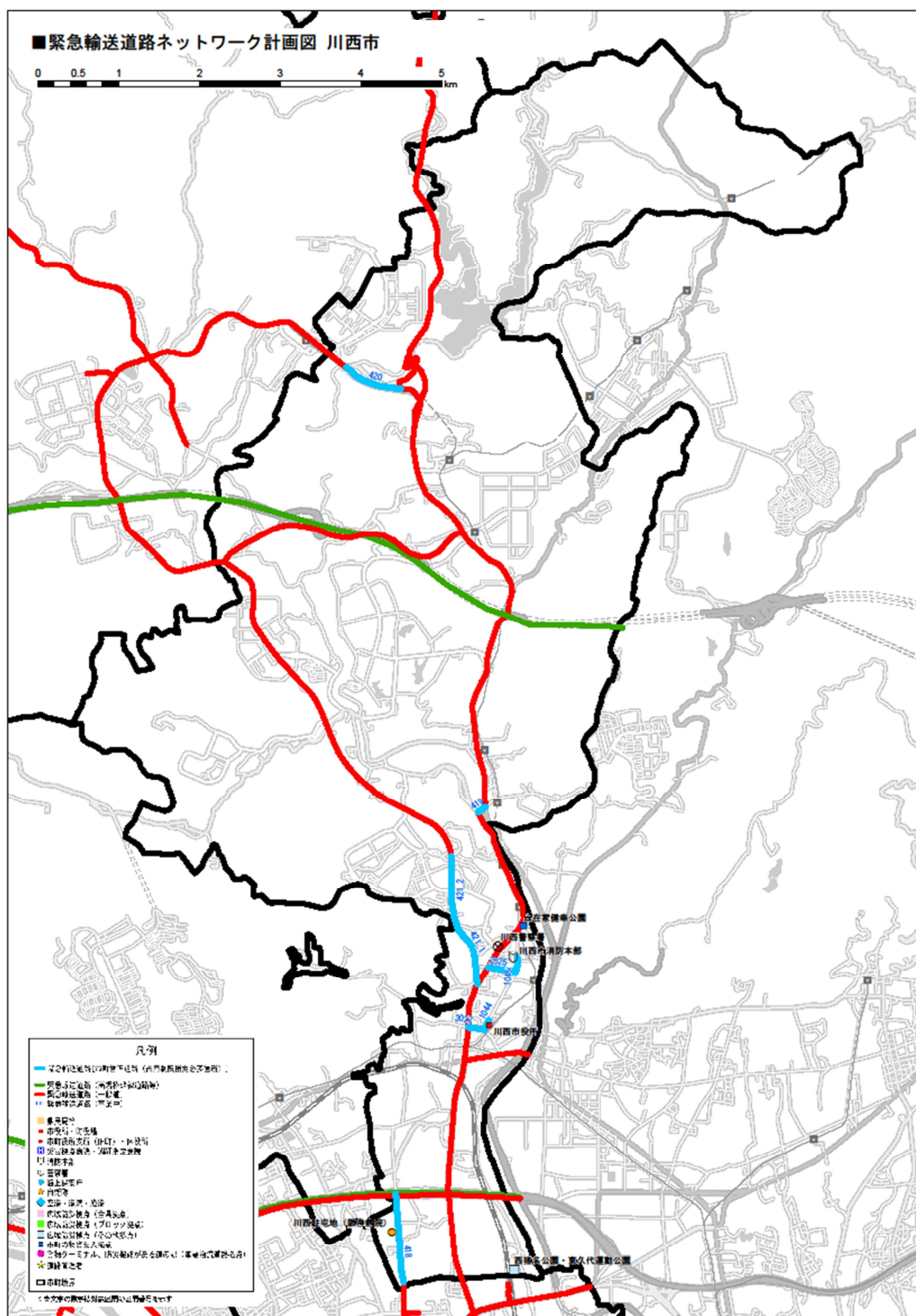
(R7.4.1 現在)

種類及び用途	台数
軽四貨物	４４ 台
小型貨物	８ 台
軽四乗用	１５ 台
小型乗用	４ 台
普通乗用	６ 台
軽四特種	３ 台
普通特種	４ 台
普通乗合	１ 台
原付第１種	１３ 台
計	９８ 台

※美化衛生部・消防本部所有車両は除く

資料-27 緊急輸送道路ネットワーク（兵庫県地域防災計画）

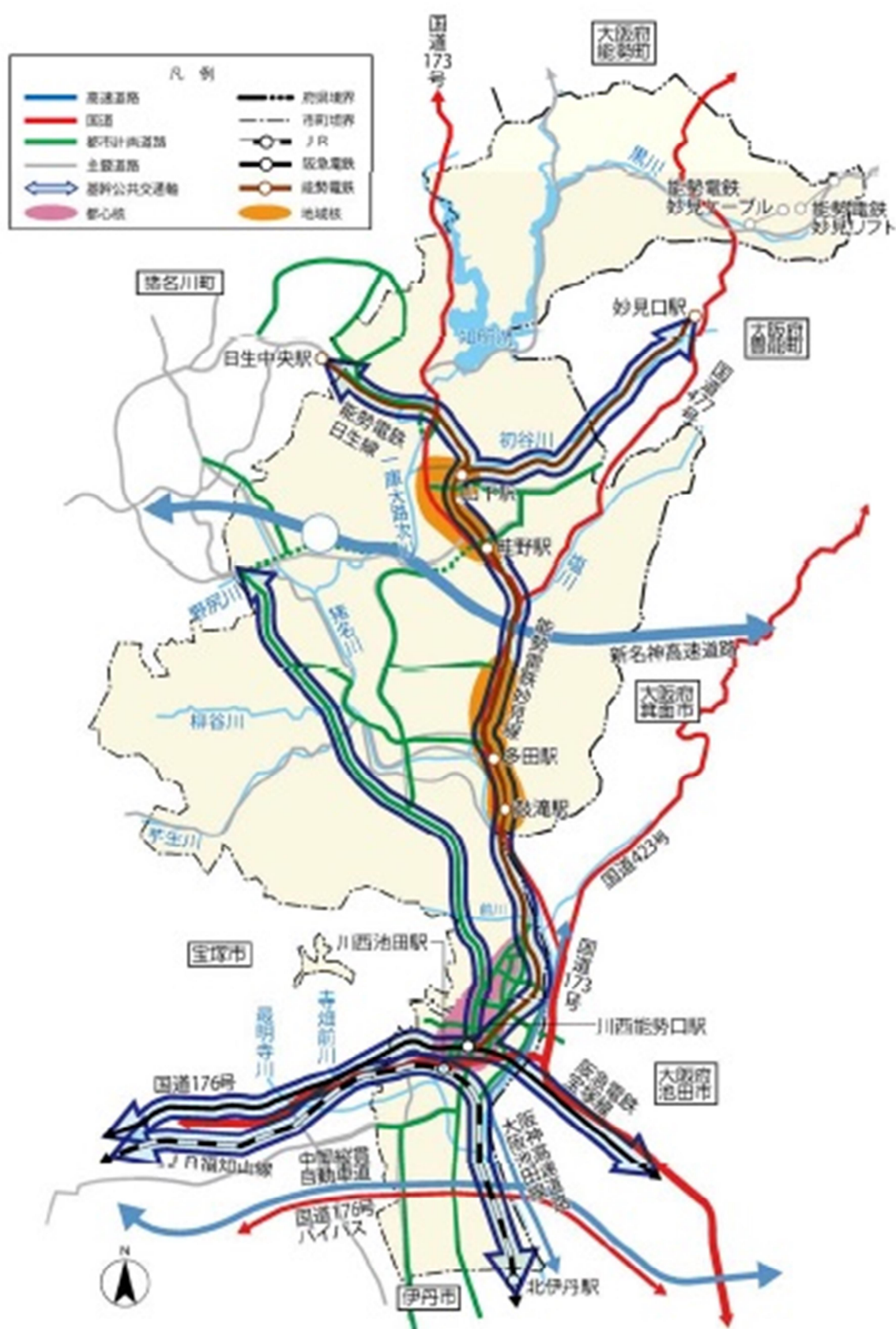




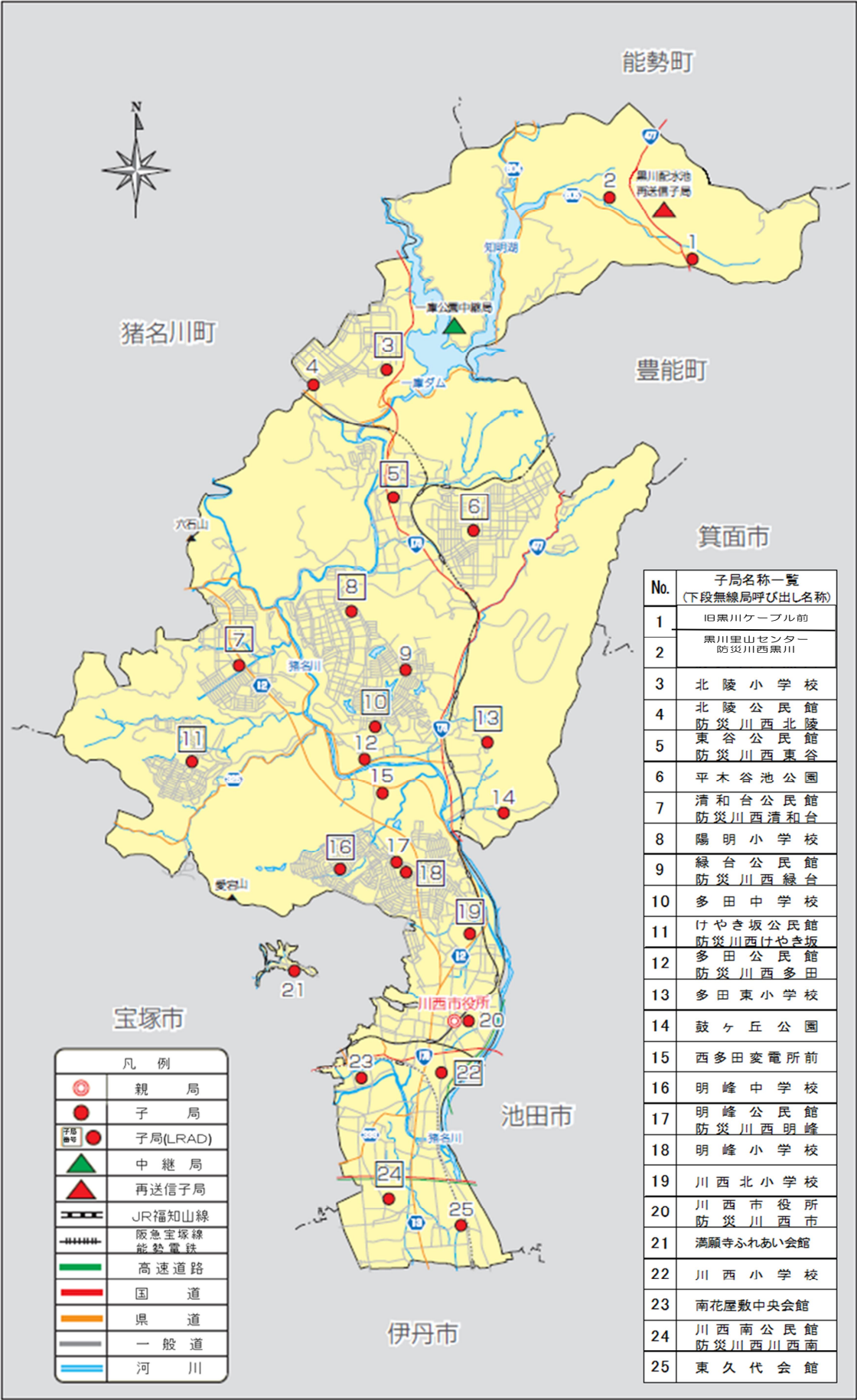
【緊急輸送道路（川西市管理道路：青線）】

路線名	起点の地名	交差点名等	終点の地名	交差点名等	距離 (km)
市道1号	伊丹市緑ヶ丘6丁目4-1	－	川西市加茂3丁目15-4	(久代3交差点)	1.1
市道3号	川西市栄町	(川西市役所西交差点)	川西市中央町	(川西市役所前交差点)	0.2
市道4号	川西市中央町	(川西市役所前交差点)	川西市中央町13－21	－	0.1
市道4号	川西市火打1丁目14－1	－	川西市火打1丁目15－23	－	0.2
市道7号	川西市多田桜木1丁目1	(多田桜木1交差点)	川西市矢間1丁目2-12	(多田銀橋西詰交差点)	0.1
市道898号	川西市一庫1丁目16-6	(前川橋前交差点)	川西市一庫3丁目10-6	(北摂理山街道交差点)	0.7
市道993号	川西市荻原台西1丁目175-13	－	川西市錦松台17－3	(鶯が丘交差点)	0.8
市道1725号	川西市火打2丁目1-3	(火打1交差点)	川西市荻原台東1丁目175-2	－	0.8
市道2163号	川西市火打1丁目8－7	(火打2交差点)	川西市火打1丁目14－1	－	0.4

資料－28 市内交通網体系図



資料－29 防災行政無線配置図



資料－３０ 地震防災緊急事業五箇年計画（令和３年度～令和７年度）

施設名	事業名	事業概要	箇所数	事業量	概算 事業費 (百万円)	実施予定年度
３号 消防用施設	消防車両等 （緊急消防援助隊関係等）	災害対応特殊消防ポンプ自動車 災害対応特殊水槽付消防ポンプ自動車 災害対応特殊化学消防ポンプ自動車 災害対応特殊救急自動車・高度救命処置用資機材	５箇所	５箇所	260	令和４年度～ 令和７年度
	消防車両（消防団設備関係）	小型動力ポンプ付積載車	８箇所	８箇所	112	令和３年度～ 令和７年度
６号 共同溝等	街路事業	１箇所 0.52km 国土交通省	１箇所	１箇所	1,340	令和３年度～ 令和５年度

川西市震災復興基本方針

平成７年１月１７日未明に阪神間を襲った兵庫県南部地震により、本市は未だかつて経験したことのない甚大な被害を受けるとともに、市民生活にも多大な影響が及ぼされた。

都市の再建にあたっては、今回の未曾有の被害と犠牲を尊い教訓として、巨大地震はもとよりあらゆる災害に強いまちづくりを、市民と行政が協働して進めていかなければならない。

そのため、この基本方針を定め、着実かつ円滑な震災復興を進めるものとする。

１ 基本的事項

今回の震災において展開された地域住民の相互援助やボランティアの支援活動が、非常時における対応の大きな原動力となった現状に鑑み、自主防災組織の育成やボランティアとの連携等、特にソフト面に重点を置いて、

- (1) 災害に強いまちづくり計画
- (2) 公共施設の復旧・整備計画
- (3) 被災市民の生活援護及び産業の復興方策

などを柱とした「川西市震災復興計画」を策定するとともに、これを基本に川西こころ街計画２００２の施策の大綱に沿って復興事業を計画的に推進し、生活創造都市の実現を目指す。

２ 個別的事項

- (1) 災害に強いまちづくり

ア 安全で快適に暮らすことのできるまちを構築するため、本市の被災の特徴を十分検証した上で、都市基盤のあり方、ライフラインや情報ネットワークのあり方などについて総合的に検討し、震災復興計画に反映するとともに、同計画に基づき都市基盤整備を推進する。

イ 今回の震災で再認識された地域社会の連帯の必要性やボランティアの役割の重要性を今後の防災体制構築の要として位置付け、その力が最大限に発揮しうるシステムを検討する。

また、「震災復興計画」策定にあたっては、相談窓口に寄せられた多くの市民の声を反映させるとともに、広く市民の意見や提言を募るなど市民参加による防災まちづくりを推進する。

(2) 公共施設の復旧・整備

震災により被害を受けた道路等都市基盤施設をはじめとする各種公共施設については、震災復興計画に基づき早期の完全復旧を目指す。

(3) 被災市民の生活援護および産業の復興方策

ア 住宅に被害を被り、避難所生活を余儀なくされている市民に対して仮設住宅等の確保を行うとともに、恒久的な住宅対策を講じる。

また、倒壊家屋の解体処理については一日も早い完了を目指す。

イ 直接・間接的に被災した中小企業者に対し、事業再建に向けた各種支援策を講じる。

3 川西市震災復興対策委員会の設置

本基本方針を踏まえて、市民が安心して快適に暮らすことのできる災害に強いまちづくりを目指した震災復興計画を策定するため、学識経験者をはじめ関係諸機関により構成する震災復興対策委員会を設置する。

4 震災復興対策会議の設置

今回の震災から、本市の都市基盤を早急に復旧・整備し、市民生活の安定と都市機能の回復を図るとともに、安全で快適な災害に強いまちづくりを進め、水と緑の生活創造都市を実現することを目的として、庁内に川西市震災復興対策会議を設置する。

川西市震災復興計画策定経過

	庁内体制	川西市震災復興 対策委員会	川西市議会
平成7年3月	「川西市震災復興基本 方針」決定(27日)		
平成7年4月	市民提言募集 (5日～20日) 第1回川西市震災復興 対策会議(27日)		
平成7年5月		第1回委員会(1日) 第2回委員会(16日) 第3回委員会(30日)	震災特別委員会(11日) 第1回議員協議会(18日)
	震災復興計画試案の作成		
平成7年6月	第2回川西市震災復興 対策会議(5日)	第4回委員会(9日) 第5回委員会(14日)	
	第3回川西市震災 復興対策会議(16日)		
	震災復興計画案の作成		
			第2回議員協議会 (23日)
	市長決裁(28日)		
		第6回委員会(29日)	
平成7年7月	広報紙により周知 (1日)		

資料－３２ 一時避難場所標識交付箇所一覧

(令和 7 年 4 月 1 日現在 : 177 箇所)

小学校区	設置場所	住所
久代	久代 1 丁目公園	久代 1 丁目地内
久代	北ノ口公園	久代 1 丁目地内
久代	久代 2 丁目公園	久代 2 丁目地内
久代	北久代会館北側広場	久代 2 丁目地内
久代	榊塚公園	久代 3 丁目地内
久代	襖田公園	久代 5 丁目地内
久代	摂代会児童遊園地	久代 5 丁目地内
久代	プロペラ公園	久代 5 丁目地内
久代	Q 6 公園	久代 6 丁目地内
久代	三葉公園	東久代 1 丁目地内
久代	東久代 2 児童遊園地	東久代 1 丁目地内
久代	前垣内公園	東久代 1 丁目地内
久代	新村ノ西公園	東久代 2 丁目地内
久代	東久代 2 丁目公園	東久代 2 丁目地内
久代	馬入公園	東久代 2 丁目地内
久代	西久代公園	東久代 4 丁目地内
久代	北久代会館北広場	久代 2 丁目 5 番
加茂	加茂 1 丁目公園	加茂 1 丁目地内
加茂	市営住宅加茂桃源団地公園	加茂 4 丁目地内
加茂	川西市文化財資料館駐車場	南花屋敷 2 丁目 1 3 - 1 0
加茂	南花屋敷 2 児童遊園地	南花屋敷 2 丁目地内
加茂	南花屋敷かんだ公園	南花屋敷 2 丁目地内
加茂	加茂遺跡文化財保護用地	南花屋敷 2 丁目地内
川西	栄根公園	栄根 2 丁目地内
桜が丘	満願寺駐車場	満願寺町 6
桜が丘	花屋敷さくら会館	花屋敷 2 丁目 - 2 - 1 3
川西北	鶯の森第 1 公園	鶯の森町地内
川西北	鶯の森第 5 公園	鶯の森町地内
川西北	たけのこ公園	鶯の森町地内
明峰	鶯台自治会館	鶯台 1 丁目 5 - 4
明峰	鶯の森第 2 公園	鶯台 1 丁目地内
明峰	鶯の森第 3 公園	鶯台 1 丁目地内
明峰	鶯の森第 4 公園	鶯台 2 丁目地内
明峰	錦松台自治会館	錦松台 1 8 - 3 9
明峰	錦ヶ丘公園	錦松台地内
明峰	サンライズ・ドリーム萩	萩原 2 丁目 1
明峰	竹尾モータープール	萩原 2 丁目 1 0 - 6
明峰	萩原二丁目萩の里共同自治会館	萩原 2 丁目 1 3 - 7
明峰	八皇子神社	萩原 2 丁目 3 - 2
明峰	藤ヶ丘第三公園	湯山台 1 丁目地内
明峰	藤ヶ丘第五公園	湯山台 1 丁目地内
明峰	藤ヶ丘第一公園	湯山台 2 丁目地内

明峰	藤ヶ丘第二公園	湯山台 2 丁目地内
明峰	藤ヶ丘第八公園	湯山台 1 丁目地内
明峰	満寿荘 テニスコート	湯山台 2 丁目 4 6
明峰	藤ヶ丘第六公園	湯山台 2 丁目地内
明峰	藤ヶ丘第九公園	湯山台 2 丁目地内
明峰	北ひばりが丘公園	南野坂 2 丁目地内
明峰	萩原台さんご公園	萩原台東 1 丁目地内
明峰	萩原台さぼてん公園	萩原台東 2 丁目地内
明峰	萩原台第 2 公園	萩原台西 1 丁目地内
明峰	萩原台つばき公園	萩原台西 2 丁目地内
明峰	萩原台第 4 公園	萩原台西 3 丁目地内
明峰	明峰坂公園	萩原台西 4 丁目地内
多田	西多田自治会館敷地内	西多田 1 丁目 3 - 4 8
多田	矢問自治会館	矢問 1 丁目地内
多田	新田ふれあい会館	新田 1 丁目地内
多田	西多田団地自治会館	西多田 2 丁目地内
多田	多田院自治会館	多田院 1 丁目地内
多田東	県営川西東多田団地公園	多田桜木 1 丁目地内
多田東	新在家公園	多田桜木 2 丁目地内
多田東	新在家緑地	多田桜木 2 丁目地内
多田東	清和会自治会空地	鼓が滝 1 丁目 1 7
多田東	百合ヶ丘第 2 公園	鼓が滝 1 丁目地内
多田東	鼓が滝 1 丁目公園	鼓が滝 1 丁目地内
多田東	きた公園	鼓が滝 1 丁目地内
多田東	百合ヶ丘自治会館	鼓が滝 2 丁目 9 - 1 5
多田東	百合ヶ丘児童遊園地	鼓が滝 2 丁目地内
多田東	鼓ヶ丘公園	鼓が滝 2 丁目地内
多田東	百合ヶ丘第 3 公園	鼓が滝 2 丁目地内
多田東	鼓ヶ丘公民館	鼓が滝 3 丁目 7 - 1 1
多田東	ふれあい広場	鼓が滝 3 丁目地内
多田東	鼓が滝 3 丁目公園	鼓が滝 3 丁目 8 - 9
多田東	東多田コモヲ公園	東多田 1 丁目地内
多田東	鼓が滝公園	東多田 1 丁目地内
多田東	東多田公民館	東多田 2 丁目 2 6 - 2 0
多田東	しゃぼん玉公園	東多田 3 丁目地内
多田東	平野東公園	平野 1 丁目地内
多田東	平野ふれあい公園	平野 1 丁目地内
多田東	北平木公園	平野 1 丁目地内
多田東	平野西公園	平野 1 丁目地内
多田東	平野公民館	平野 2 丁目 2 0
多田東	平野宮山公園	平野 2 丁目地内
多田東	平野つつじ公園	平野 2 丁目地内
多田東	ライラック公園	平野 2 丁目地内
多田東	平野 2 丁目緑地	平野 2 丁目地内
多田東	新下滝公園	多田桜木 1 丁目地内
多田東	東多田鍵公園	東多田 3 丁目地内

緑台	タコ公園	向陽台 1 丁目地内
緑台	奥池公園	向陽台 2 丁目地内
緑台	カイガラ公園	緑台 1 丁目地内
緑台	西池公園	緑台 1 丁目地内
緑台	飛行機公園	緑台 1 丁目地内
緑台	新緑公園	緑台 1 丁目地内
緑台	うさぎ公園	緑台 3 丁目地内
緑台	キリン公園	緑台 4 丁目地内
緑台	汽車公園	緑台 5 丁目地内
緑台	船公園	緑台 5 丁目地内
緑台	緑台公園	緑台 5 丁目地内
緑台	移瀬第 1 公園	緑台 7 丁目地内
緑台	移瀬第 2 公園	緑台 7 丁目地内
緑台	移瀬第 4 公園	緑台 7 丁目地内
陽明	清流台第 1 公園	清流台 1 3 地内
陽明	さつき公園	向陽台 3 丁目地内
陽明	西友駐車場	向陽台 3 丁目地内
陽明	桜公園	向陽台 3 丁目地内
陽明	向陽台第 1 公園	向陽台 3 丁目地内
陽明	向陽台第 2 公園	向陽台 3 丁目地内
陽明	向陽台第 3 公園	向陽台 3 丁目地内
陽明	水明台第 1 公園	水明台 1 丁目地内
陽明	水明台第 2 公園	水明台 1 丁目地内
陽明	水明台第 9 公園	水明台 1 丁目地内
陽明	椿公園	水明台 2 丁目地内
陽明	水明台第 3 公園	水明台 3 丁目地内
陽明	水明台第 4 公園	水明台 3 丁目地内
陽明	水明台第 5 公園	水明台 4 丁目地内
陽明	水明台第 7 公園	水明台 4 丁目地内
陽明	蛍の公園	緑台 6 丁目地内
清和台	赤松自治会館	赤松字大前 8 4
清和台	石道公園	石道字下ノ垣内地内
清和台	北谷公園	清和台西 1 丁目地内
清和台	天神公園	清和台西 1 丁目地内
清和台	東池公園	清和台西 1 丁目地内
清和台	虫生自治会館	清和台西 2 丁目 4 - 2 8
清和台	清水谷公園	清和台東 1 丁目地内
清和台	清和台第一自治会館	清和台東 2 丁目 2 - 8 2
清和台	上大畑公園	清和台東 2 丁目地内
清和台	下大畑公園	清和台東 2 丁目地内
清和台	清和台東 7 緑地	清和台東 3 丁目地内
清和台	清和台中央公園	清和台東 3 丁目地内
清和台南	オアシス西公園	清和台西 3 丁目地内
清和台南	中山公園	清和台西 3 丁目地内
清和台南	清和台第四自治会館	清和台西 4 丁目 3 - 1 0
清和台南	西駒谷公園	清和台西 4 丁目地内

清和台南	ショガ平公園	清和台西5丁目地内
清和台南	清和台第五自治会館	清和台東4丁目4-243
清和台南	公社清和台住宅 公園	清和台東4丁目地内
清和台南	公社清和台住宅 空地	清和台東4丁目地内
清和台南	公社清和台住宅 公園	清和台東4丁目地内
清和台南	ヒゼンコ公園	清和台東4丁目地内
清和台南	猪名川溪谷公園	清和台東4丁目地内
清和台南	清和台東4丁目緑地	清和台東4丁目地内
清和台南	四季の小径	清和台東4丁目地内
清和台南	清和台第三自治会館	清和台東5丁目2-58
清和台南	雨堤公園	清和台東5丁目地内
清和台南	柳谷集会所	柳谷字御蔵廻り
けやき坂	シラカシ公園	けやき坂1丁目地内
けやき坂	トサミズキ公園	けやき坂2丁目地内
けやき坂	アメリカフウ公園	けやき坂2丁目地内
けやき坂	ヤマボウシ公園	けやき坂3丁目地内
けやき坂	ムクゲ公園	けやき坂3丁目地内
けやき坂	ハナノキ公園	けやき坂4丁目地内
東谷	鳴尾ゴルフ倶楽部	西畦野字金ケ谷1-4
東谷	一庫公民館	一庫2丁目9-10
東谷	下財公民館	下財町12-2
東谷	宮の下公園	見野1丁目地内
東谷	見んな野ふれあい会館	見野2丁目17-21
東谷	見んな野広場	見野2丁目地内
東谷	山下自治会館	山下町1-19
東谷	山原公民館	山原2丁目3-3
東谷	国崎自治会館	東畦野6丁目7-2
東谷	北摂台東方団地自治会館	東畦野山手1丁目28-4
東谷	東畦野山の手公園	東畦野山手1丁目地内
東谷	緑が丘自治会館	緑が丘1丁目18-9
東谷	西緑が丘やすらぎ公園	緑が丘2丁目地内
東谷	黒川消防団詰所	黒川字谷垣内43
牧の台	大和第2公園	大和西1丁目地内
牧の台	平木谷池公園	大和西2丁目地内
牧の台	大和第6公園	大和西3丁目地内
牧の台	大和第7公園	大和西5丁目地内
牧の台	大和第1公園	大和東1丁目地内
牧の台	大和第3公園	大和東1丁目地内
牧の台	大和第4公園	大和東2丁目地内
牧の台	大和第5公園	大和東3丁目地内
牧の台	大和第8公園	大和東5丁目地内
牧の台	大和第10公園	大和東5丁目地内
牧の台	一の鳥居公園	長尾町6

資料－３３ 公共建築物等の耐震化事業

施設名	用途	耐震化事業の内容
黒川里山センター	不特定多数が利用する施設	老朽化対策改修事業
郷土館旧平安邸	不特定多数が利用する施設	老朽化対策改修事業
北消防署	消防施設	消防署所建替え事業
(仮称) コミュニティセンター川西会館	コミュニティセンター	老朽化対策改修事業

資料－３４ 猪名川河川事務所防災体制

区 分	注 意 体 制	警 戒 体 制		非 常 体 制
		第 １	第 ２	
情 勢	１ 気象情報で台風の接近等による強い降雨、強風の継続等が予報されている状況において、洪水氾濫、高潮等に対する注意（準備）が必要な場合。 ２ 小戸水位観測所の水位が、水防団待機水位を越えると予想される場合。 ３ 直轄管理樋門又は排水機場の操作体制をとる必要がある場合。 ４ 対策部長が必要と判断した場合。 ５ 河川部関係風水害対策本部長が指示した場合。	１ 気象情報で台風の接近等による広域で強い降雨または強風の継続等が予報されている又はそれらが発生している状況において、洪水氾濫、高潮等による被害の発生の可能性が高まっている、又は発生している場合。 ２ 小戸水位観測所の水位が、氾濫注意水位を越えると予想される場合。 ３ 直轄管理樋門又は排水機場等の操作の必要がある場合。 ４ 対策部長が必要と判断した場合。 ５ 河川部関係風水害対策本部長が指示した場合。	１ 小戸水位観測所の水位が、氾濫注意水位を越え、さらに水位上昇すると予測される場合。 ２ 猪名川河川事務所管内で甚大な被害の発生した場合又は被害の生じる恐れがある場合。 ３ 対策部長が必要と判断した場合。 ４ 河川部関係風水害対策本部長が指示した場合。	１ 小戸水位観測所の水位が、計画高水位を越えた場合。 ２ 猪名川河川事務所管内で甚大な被害が発生した場合。 ３ 対策部長が必要と判断した場合。 ４ 河川部関係風水害対策本部長が指示した場合。

水防警報の種類

対象水位観測所の水位をもとにおおむね、次の時期に発表する。

区 分	第 １ 段 階 （待 機）	第 ２ 段 階 （準 備）	第 ３ 段 階 （出 動）	第 ４ 段 階 （解 除）
発令時期	水防団待機（指定）水位に達するとき。	氾濫注意（警戒）水位に達する１時間前。	氾濫注意（警戒）水位に達する３０分前。	水防活動の必要がなくなったとき。
	水防団員の足留めを行うことを目的とし、主として気象予報に基づいて行う。	水防資材の点検、水閘門等の開閉準備、水防要員招集準備、巡視幹部の出動等に対するもので、主として上流の雨量に基づいて行う。	水防団員の出動の必要を警告して行うもので、上流の雨量又は水位に基づいて行う。	水防活動終了の通知を行う。

猪名川河川事務所の管轄区域

※ 猪名川右岸 滝山字上ノ宮 ９番地先から神崎川合流点まで

資料－３５ 兵庫県水防体制

区 分	第 １ 号 配 備	第 ２ 号 配 備	第 ３ 号 配 備
配備内容	少数の人員を配備し、主として情報連絡に当たる体制。	所属人員のおおむね５割以内の人員を配備し、防災活動に当たる体制。	所属人全員を配備し、防災活動の万全を期する体制。
災害の状況	１ 小規模の被害の発生が予想される段階。 ２ 小規模の被害が発生した場合。	１ 中規模の被害の発生が予想される段階。 ２ 中規模の被害が発生した場合。	１ 大規模の被害の発生が予想される段階。 ２ 大規模の被害が発生した場合。
気象状況	次の各警報の１以上が県下に発表されたとき。 １ 暴風警報 ２ 暴風雪警報 ３ 大雨警報 ４ 大雪警報 ５ 洪水警報 ６ 高潮警報	次の各警報の１以上が県下に発表されたとき。 １ 暴風警報 ２ 暴風雪警報 ３ 大雨警報 ４ 大雪警報 ５ 洪水警報 ６ 高潮警報	大規模の災害の発生が予想される気象情報が発表されたとき。
水防指令発令状況	水防指令第１号又は水防指令第２号が発令されたとき。	数土木管内にわたって水防指令第３号が発令されたとき。	県下広範囲にわたって水防指令第３号が発令されたとき。
災害救助法適用状況	災害救助法の適用される市町が発生する見込みのあるとき。	数市町にわたって災害救助法が適用されたとき、又はその見込みのあるとき。	多数の市町にわたって災害救助法が適用されたとき、又はその見込みのあるとき。
そ の 他	本部長が当該配備体制の必要を認めたとき。	本部長が当該配備体制の必要を認めたとき。	本部長が当該配備体制の必要を認めたとき。

気象状況、水防指令発令状況、災害救助法適用状況、その他等を総合検討の上災害の状況規模を判断し、配備体制を決定するものとする。

非常配備の種類

区 分	第 １ 非 常 配 備 態 勢	第 ２ 非 常 配 備 態 勢	第 ３ 非 常 配 備 態 勢
配備内容	少数の人員をもって主として情報連絡に当たり、事態の推移によっては、直ちに人員の招集その他の活動ができる態勢とする。	所属人員の半数をもって当たり、水防事態が発生すればそのまま水防活動が遂行できる態勢とする。	所属人員全員をもって当たる。完全な水防態勢。

非常配備につく時期

区 分	水防指令第１号（第１非常配備につくべき指令）	水防指令第２号（第２非常配備につくべき指令）	水防指令第３号（第３非常配備につくべき指令）
状 況	１ 今後の気象情報及び水位又は潮位に注意及び警戒を必要とするとき。 ２ 震度４の地震が発生した場合。（自動発令）	１ 水防事態の発生が予想され、数時間の間には水防活動の必要が予想されるとき。 ２ 水防警報の「準備」が発せられたとき。 ３ 震度５強又は５弱の地震が発生したとき。（自動発令）	１ 水防事態が切迫し、又は水防態勢の規模が大きくなり第２非常配備態勢では処理しかねると予想されるとき。 ２ 水防警報の「出動」が発せられたとき。 ３ 震度６弱以上の地震が発生したとき。（自動発令） ４ 津波注意報、または津波警報、大津波警報が発表された時（自動発令）

※（自動発令）と記載のあるものは、地震発生又は津波注意報等の発表をもって、水防指令が自動的に発令されたものとみなす。

水防警報の種類

種 類	第 １ 号 待 機	第 ２ 号 準 備	第 ３ 号 出 動	第 ４ 号 解 除
内 容	事態の推移に応じて、直ちに水防活動に出動できるよう待機させるもの。	水防事態が発生すれば、直ちに水防活動ができる態勢を準備させるもの。	水防活動に出動させるもの。	水防活動を終了させるもの。

資料－３６ 一庫ダム防災態勢

風水害時の防災態勢発令基準

区分	注 意 態 勢	第 一 警 戒 態 勢	第 二 警 戒 態 勢	非 常 態 勢
情勢	災害の発生に対し注意を要する場合	災害の発生に対し警戒を要する場合	災害の発生に対し相当な警戒を要する場合	災害の発生に対し重大な警戒を要する場合
	１．日吉ダム管理所にあっては、日吉ダム、一庫ダムのいずれかが注意態勢に入ったとき。 また、一庫ダム管理所にあっては、一庫ダムが注意態勢に入ったとき。 なお、各ダムにおいては、２．～９．のいずれかに該当する場合。 ２．次のいずれかに降雨による大雨・洪水の注意報又は警報が発令され、注意を要するとき。 （１）日吉ダム 京都地方気象台：南丹地方、京都・亀岡地方 （２）一庫ダム 大阪管区気象台：池田市、能勢町、豊能町 神戸地方気象台：川西市、猪名川町 京都地方気象台：亀岡市 ３．日吉ダムにおいては次のいずれかが該当するとき （１）融雪による出水が予想され注意を要するとき。 （２）日吉ダム流域内の総雨量が 20mm を超え、かつ、日吉ダムからの放流量が 30m³/s（副ダム越流）を超え、放流量が更に増大すると予想されるとき。	１．日吉ダム管理所にあっては、日吉ダム、一庫ダムのいずれかが第一警戒態勢に入ったとき。 また、一庫ダム管理所にあっては、一庫ダムが第一警戒態勢に入ったとき。 なお、各ダムにおいては、２．～９．のいずれかに該当する場合。 ２．次のいずれかに降雨による大雨・洪水の注意報又は警報が発令され、警戒を要するとき。 （１）日吉ダム 京都地方気象台：南丹地方、京都・亀岡地方 （２）一庫ダム 大阪管区気象台：池田市、能勢町、豊能町 神戸地方気象台：川西市、猪名川町 京都地方気象台：亀岡市 ３．日吉ダムにおいては次のいずれかが該当するとき （１）水位が別表に定めるいずれかの水位に該当し、日吉ダム流域内（以下「流域内」という。）における累計雨量が当該水位に応じた累計雨量に達したとき。 （２）融雪による出水が予想され警戒を要するとき。	１．日吉ダム管理所にあっては、日吉ダム、一庫ダムのいずれかが第二警戒態勢に入ったとき。 また、一庫ダム管理所にあっては、一庫ダムが第二警戒態勢に入ったとき。 なお、各ダムにおいては、２．～７．のいずれかに該当する場合。 ２．次のいずれかに降雨による大雨・洪水の注意報又は警報が発令され、災害の発生が予想されるとき。 （１）日吉ダム 京都地方気象台：南丹地方、京都・亀岡地方 （２）一庫ダム 大阪管区気象台：池田市、能勢町、豊能町 神戸地方気象台：川西市、猪名川町 京都地方気象台：亀岡市 ３．台風が、当地方を通過すると予想されるとき。 ４．ダム流入量が、 日吉ダム 150m³/s 一庫ダム 200m³/s を越えるとき又は、越えると予想され洪水調節を行う場合、又は行うことが予想される場合。	１．日吉ダム管理所にあっては、日吉ダム、一庫ダムのいずれかが非常態勢に入ったとき。 また、一庫ダム管理所にあっては、一庫ダムが非常態勢に入ったとき。 なお、各ダムにおいては、２．～５．のいずれかに該当する場合。 ２．次のいずれかに降雨による大雨・洪水の注意報又は警報が発令され、重大な災害の発生が予想されるとき。 （１）日吉ダム 京都地方気象台：南丹地方、京都・亀岡地方 （２）一庫ダム 大阪管区気象台：池田市、能勢町、豊能町 神戸地方気象台：川西市、猪名川町 京都地方気象台：亀岡市 ３．各ダムにおいて、計画規模以上の流入量があり、ただし書き操作等を行うとき、又は行うことが予想されるとき。 ４．関係機関との協議・指示又は情報により非常態勢に入る必要が生じた場合。

	4. 一庫ダムにおいては、貯水位が別表1に定める水位に該当し、流域内における累計雨量が当該雨量を超えると予想され、かつ常用洪水吐ゲートからの放流が必要と予想されるとき。 5. 各ダムで策定した「事前放流実施要領」に定める予測雨量が基準を超過し、注意を要するとき。 6. 台風、または前線が接近し、当地方に影響があると予想されるとき。 7. その他出水等によりダムの維持管理に支障があると予想されるとき。 8. 関係機関との協議・指示又は情報により注意態勢に入る必要が生じた場合。 9. その他所長が必要と認めた場合。	4. 一庫ダムにおいては、貯水位が別表1に定める水位に該当し、流域内における累計雨量が当該雨量に達し、かつ常用洪水吐ゲートからの放流が必要とされるとき。 5. 台風が接近し、当地方に影響があると予想されるとき。 6. 各ダムとも、ゲート操作が必要なとき又は、必要と予想されるとき。 7. その他出水等によりダムの維持管理に支障があるとき。 8. 関係機関との協議・指示又は情報により第一警戒態勢に入る必要が生じた場合。 9. その他所長が必要と認めた場合。	5. その他出水等によりダムの維持管理に重大な支障があるとき。 6. 関係機関との協議・指示又は情報により第二警戒態勢に入る必要が生じた場合。 7. その他所長が必要と認めた場合。	5. その他所長が必要と認めた場合。
--	--	--	---	---------------------------

所長：日吉ダム管理所長

別表 1

風水害時の防災態勢発令基準

区 分	注意態勢・第一警戒態勢	
(1) 洪水期 (6 月 16 日から 10 月 15 日まで)		
雨が降り始めた時の貯水位 (標高 メートル)		流域内における累計雨量 (ミリメートル)
135.00 以上		降雨があったとき
135.00 未満	134.90 以上	10
134.90 未満	134.80 以上	20
134.80 未満		30
(2) 非洪水期 (10 月 16 日から翌年 6 月 15 日まで)		
雨が降り始めた時の貯水位 (標高 メートル)		流域内における累計雨量 (ミリメートル)
148.80 以上		降雨があったとき
148.80 未満	148.70 以上	10
148.70 未満	148.60 以上	20
148.60 未満		30

資料－３７ 災害時応援協定締結先一覧

協定名	協定先	締結日	主な内容
縦貫道路茨木市(J12034)・宝塚インターチェンジ間における消防相互応援に関する協定	中国道沿線 7 市	昭和 54 年 6 月 7 日	中国縦貫自動車道路の茨木市・宝塚インターチェンジ間における消防及び救急業務
非常災害時における医療業務協定	一般社団法人川西市医師会	平成 5 年 5 月 25 日	医療業務の実施
兵庫県自治体病院開設者協議会災害初動時相互応援協力に関する協定	兵庫県自治体病院開設者協議会に属する病院	平成 8 年 1 月 17 日	医療救護チームの派遣 被災地からの患者受入れの職員の応援及び必要な応急医薬品等の提供
災害時における医薬品等の供給の応援に関する協定	株式会社ケーエスケー 一尾崎支店	平成 8 年 10 月 1 日	医薬品等の供給
災害時における医薬品等の供給の応援に関する協定	株式会社スズケン伊丹支店	平成 8 年 10 月 1 日	医薬品等の供給
災害時における物資供給に関する協定	川西市商工会	平成 8 年 10 月 3 日	食料・生活物資の確保及び供給
兵庫県水道災害相互応援に関する協定	兵庫県、各市町、各水道企業団、日本水道協会兵庫県支部、兵庫県簡易水道協会	平成 10 年 3 月 16 日	応急給水作業、応急復旧工事の実施等
防災エキスパートの活用に関する協定	公益財団法人兵庫県まちづくり技術センター	平成 10 年 8 月 5 日	公共土木施設の災害時における被災状況の把握
緊急時における生活物資の確保に関する協定	生活協同組合コープこうべ	平成 10 年 9 月 16 日	食料・生活物資の確保及び供給
災害応急対策活動の相互支援に関する協定	山形県川西町、新潟県十日町市、奈良県川西町	平成 10 年 11 月 19 日	食料・物資の提供、災害応急活動に必要な職員の派遣等
伊丹市・宝塚市・川西市・猪名川町消防相互応援協定	伊丹市・宝塚市・猪名川町	平成 13 年 5 月 15 日	消防業務相互応援
災害応急対策活動の相互応援に関する協定	阪神間 6 市 1 町	平成 13 年 12 月 27 日	災害応急対策全般に関する資機材及び職員の応援
一庫ダム放流警報設備による災害情報等の伝達に関する協定	独立行政法人水資源機構一庫ダム管理所	平成 17 年 6 月 30 日	ダム放流警報設備（スピーカー等）を利用した災害情報の伝達
兵庫県災害廃棄物処理の相互応援に関する協定	兵庫県、各市町及び関係一部事務組合	平成 17 年 9 月 1 日	災害廃棄物処理に必要な資機材等の提供及び職員の応援等
災害時における応急対策業務に関する協定	川西市水道工事業協同組合	平成 18 年 6 月 23 日	建築資機材及び労力の提供
兵庫県及び市町相互間の災害時応援協定	兵庫県、県内市町	平成 18 年 11 月 1 日	応急対策等に必要な資機材、物資及び施設の斡旋又は提供、職員の派遣等
災害等緊急時における水道業務の相互応援に関する協定書	伊丹市・宝塚市・三田市・猪名川町	平成 18 年 11 月 6 日	水道施設等の応急復旧作業、給水活動等

災害救助犬の出動に関する協定	特定非営利法人日本レスキュー協会	平成 19 年 5 月 15 日	災害救助犬による検索作業の実施
災害発生時における避難所（一時避難場所）開設に関する協定	学校法人東洋食品工業短期大学 公益財団法人東洋食品研究所	平成 22 年 1 月 8 日	体育館を避難所として、グラウンドを一時避難場所として提供
災害時相互連絡管の管理運用に関する協定書	池田市上下水道部	平成 22 年 3 月 31 日	災害時相互連絡管の設置及び管理
災害発生時における避難所（一時避難場所）開設に関する協定	猪名川上流広域ごみ処理施設組合	平成 22 年 8 月 20 日	管理棟 2 階を避難所として、多目的広場を一時避難場所として提供
災害時における緊急測量業務等に関する協定	川西市測量業協会	平成 23 年 12 月 13 日	測量機材及び労力の応援
川西市大規模災害等における隊友会の協力に関する協定	公益社団法人隊友会 兵庫県隊友会伊丹・宝塚・川西地域支部	平成 24 年 9 月 3 日	避難・救援等のための補助・支援活動
災害発生時における避難所開設に関する協定	宝塚市 学校法人雲雀丘学園	平成 25 年 3 月 1 日	雲雀丘学園小学校（体育館）を指定避難所として提供
災害発生時における相互協力に関する協定書	川西市内郵便局	平成 25 年 3 月 12 日	被害情報の提供 避難場所に臨時の郵便差出箱の設置等
緊急時におけるプロパンガス等の確保に関する協定	兵庫県エルピーガス協会北摂支部川西地区会、兵庫県エルピーガス協会北摂支部川辺地区会	平成 25 年 3 月 25 日	プロパンガスの確保及び供給
災害発生時における避難路及び避難所開設に係る協定	学校法人大阪青山学園	平成 25 年 4 月 1 日	体育館を避難所として、敷地の一部を避難路として提供
緊急時における生活物資の確保に関する協定	株式会社西友	平成 25 年 6 月 25 日	食糧・生活物資の確保及び供給
災害時等の応援に関する申し合わせ	国土交通省近畿地方整備局	平成 25 年 9 月 10 日	災害時に人員の派遣等の応援
兵庫県広域消防相互応援協定	県下各市町及び広域消防事務組合	平成 25 年 10 月 23 日	消防活動の広域相互応援
災害時相互応援協定	千葉県香取市	平成 25 年 11 月 22 日	食糧・物資の提供、災害応急活動に必要な職員の派遣等
大阪国際空港周辺都市航空機災害消防相互応援協定	大阪国際空港周辺 14 市及び 1 消防組合	平成 26 年 1 月 31 日	航空機災害に対する消防活動の相互応援
災害発生時における指定緊急避難場所開設に係る協定	TOYO TIRE 株式会社	平成 26 年 6 月 4 日	食堂等を指定緊急避難場所として提供
災害時等の緊急放送に関する協定	株式会社ジェイコムウエスト、株式会社ジュピターテレコム	平成 26 年 7 月 14 日	災害時に市からの緊急情報を放送
災害発生時における指定緊急避難場所開設に係る協定（アステ川西びいぽう広場）	川西都市開発株式会社	平成 26 年 8 月 1 日	アステ川西びいぽう広場等を指定緊急避難場所として提供
緊急時におけるダンボール製品の確保に関する協定	セッツカートン株式会社	平成 26 年 9 月 1 日	避難所の設営等に有効なダンボール製品を供給

特設公衆電話の設置、利用、管理等に関する覚書	N T T 西日本株式会社兵庫支店	平成 26 年 9 月 1 日	避難所への特設公衆電話の設置及び利用
災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する覚書	社会福祉法人川西市社会福祉協議会	平成 26 年 12 月 4 日	対象施設を福祉避難所として開設
災害時における地図製品等の供給等に関する協定	株式会社ゼンリン	平成 27 年 3 月 19 日	災害時等に地図製品等の供給及び利用
災害時における応急対策業務に関する協定	一般社団法人近畿まちづくり協会	(再締結日) 平成 27 年 3 月 24 日	建設資機材及び労力の提供
災害時における応急対策業務に関する協定	一般社団法人川西建設協会	(再締結日) 平成 27 年 5 月 18 日	建設資機材及び労力の提供
災害時における応急対策業務に関する協定	川西市造園組合	(再締結日) 平成 27 年 7 月 22 日	建設資機材及び労力の提供
中国自動車道のうち兵庫県の区域における消防相互応援協定	中国道沿線 11 市 1 町	平成 27 年 9 月 26 日	中国自動車道の兵庫県内の区域における消防及び救急業務
災害時における廃棄物処理等に関する応援協定	兵庫県環境事業商工組合	平成 27 年 11 月 17 日	廃棄物処理（し尿・浄化槽汚泥）のための資機材及び労力の応援
災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定	社会福祉法人盛幸会 社会福祉法人正和会 社会福祉法人友朋会 社会福祉法人正心会	平成 28 年 6 月 1 日	対象施設を福祉避難所として開設
災害に係る情報発信等に関する協定	L I N E ヤフー株式会社	平成 28 年 9 月 9 日	Yahoo!防災速報アプリ、ホームページのキャッシュサイト等による情報配信
災害時における支援協力に関する協定	イオンリテール株式会社近畿・北陸カンパニー	平成 29 年 1 月 24 日	食糧・生活物資の確保及び供給
災害時における相互応援に関する協定	神奈川県南足柄市	平成 29 年 4 月 10 日	食糧・物資の提供、災害応急活動に必要な職員の派遣
川西市と学校法人平成医療学園宝塚医療大学の連携協定に関する協定	学校法人平成医療学園宝塚医療大学	平成 29 年 9 月 26 日	災害時用備蓄品の保管スペースの提供
新名神高速道路（高槻市～川西市）消防相互応援協定	高槻市・茨木市・箕面市・池田市	平成 29 年 12 月 6 日	新名神高速道路における火災、救急事故及び救助事故等の相互応援
緊急時における生活物資の確保に関する協定	林株式会社	平成 30 年 2 月 7 日	タオル製品の提供
近畿自動車道名古屋神戸線（新名神高速道路）のうち兵庫県の区域における消防相互応援協定	神戸市・宝塚市・西宮市・三田市・猪名川町	平成 30 年 3 月 18 日	新名神高速道路における消防業務の相互応援
川西市とかわにし防災士会との防災に係る相互協力に関する協定	かわにし防災士の会	平成 30 年 4 月 1 日	防災力の向上への取り組み
災害発生時における指定緊急避難場所開設に係る覚書（みつなかホール）	公益財団法人川西市文化・スポーツ振興財団	平成 30 年 7 月 1 日	指定緊急避難場所の提供（みつなかホール）

災害時における応急復旧等業務の応援に関する協定	第一環境株式会社	平成 30 年 8 月 20 日	応急給水活動等
災害時における防災活動協力に関する協定	イオンタウン株式会社、株式会社ダイエー	平成 30 年 11 月 21 日	食糧・生活物資の確保及び供給、駐車場等を一時避難所として提供
災害発生時における指定避難所開設に係る覚書（キセラ川西プラザ）	川西市低酸素型複合施設 PFI 株式会社	平成 31 年 4 月 1 日	避難所開設の管理運営（キセラ川西プラザ）
大規模災害時における被災者支援協力に関する協定	兵庫県行政書士会	平成 31 年 4 月 3 日	災害時における被災者相談業務の実施
災害時における応急措置等の協力に関する協定書	株式会社川西水道サービス	平成 31 年 4 月 19 日	応急給水活動等
災害時における資機材のレンタルに関する協定	リ・レント有限会社	令和元年 5 月 21 日	資機材等のレンタル（仮設トイレ含む）
災害時における資機材のレンタルに関する協定	株式会社ユニオンアルファ	令和元年 6 月 18 日	資機材等のレンタル（仮設トイレ含む）
災害時における物資供給に関する協定	アンカー・ジャパン株式会社	令和元年 7 月 3 日	ポータブル充電器やモバイルバッテリー等の優先供給
災害時における支援協力に関する協定	一般社団法人川西市薬剤師会	令和元年 11 月 6 日	市内の薬局等が保有する医薬品等の供給、医療救護活動を行う際の薬剤師の派遣
災害時における防災活動協力に関する協定	株式会社阪急オアシス	令和元年 12 月 1 日	物資の供給並びに応急対策活動時の施設利用
災害時における防災活動協力に関する協定	ロイヤルホームセンター株式会社	令和元年 12 月 1 日	資材の供給並びに応急対策活動時の施設利用
災害時における歯科医療業務に関する協定	一般社団法人川西市歯科医師会	令和 2 年 1 月 23 日	歯科医療業務の実施
災害時における量の提供等に関する協定	「5 日で 5 0 0 0 枚の約束。」プロジェクト実行委員会	令和 2 年 9 月 14 日	避難所等への量の供給
公益社団法人日本水道協会関西地方支部災害時相互応援に関する協定	日本水道協会関西地方 7 支部	令和 3 年 3 月 31 日	飲料水の供給、施設の応急復旧等に必要な物資の提供等
災害時における応急対策業務に関する協定	一般社団法人川西市造園緑化協会	令和 3 年 4 月 14 日	建設資機材及び労力の提供
災害時における避難場所等としての使用に関する協定	アンダーツリー株式会社	令和 3 年 7 月 7 日	災害時に立体駐車場を一時的な車の避難場所として使用
災害時における物資供給に関する協定	株式会社ナフコ	令和 3 年 8 月 20 日	災害時の物資の提供
災害時における連携協力に関する協定	兵庫県弁護士会	令和 3 年 10 月 13 日	災害時被災者における被災者支援
災害時における避難所の相互利用に関する覚書	猪名川町	令和 3 年 12 月 1 日	避難所の相互利用
災害救助物資の供給等に関する協定	株式会社ほっかほっか亭総本部	令和 3 年 12 月 16 日	災害時の物資（弁当類を中心とする食料品）の供給
災害時における支援物資の受入及び配送等に関する協定	佐川急便株式会社	令和 4 年 3 月 10 日	物資の受入及び輸送等の業務

災害時におけるタイヤ修理等に関する協定	西日本タイヤ株式会社	令和4年4月4日	タイヤの修理、点検整備、車両発電機による電力供給
火災等の災害発生時における無人航空機支援協力に関する協定	株式会社ふるさと創生研究開発機構	令和5年3月17日	火災等の災害発生時における無人航空機の支援・協力
災害時における一般廃棄物の収集運搬の支援に関する協定	阪神環境事業株式会社 株式会社クリーンフューチャーウエダ 株式会社キタサカ 川西市清掃事業協同組合	令和5年8月8日	災害発生時における家庭系一般廃棄物の収集運搬
災害発生時の支援に関する協定	D P L 兵庫川西	令和5年10月19日	一時避難場所及び防災倉庫の提供
災害等発生時におけるレンタル資機材及びサービスの提供に関する協定	株式会社ダスキン川西	令和5年11月24日	レンタル資機材及びサービスの提供
災害時における物資の供給及び一時的な緊急避難に関する協定	コーナン商事株式会社	令和6年2月8日	物資の供給と一時的な避難場所の提供
川西市と生活協同組合コープこうべとの包括連携協力に関する協定	生活協同組合コープこうべ	令和6年3月12日	災害時における協力、支援
災害時における被災者相談業務の実施に関する協定	兵庫県司法書士会	令和6年4月2日	災害時における被災者相談業務の実施
大規模災害時における臨時ヘリポート利用に関する覚書	宝塚けやきヒルカントリークラブ	令和6年11月22日	災害時に駐車場等を臨時的にヘリポートとして使用
災害時における物資調達に関する協定	スギホールディングス株式会社	令和6年12月5日	災害救助に必要な食料、生活必需品等の調達及び供給
災害時における物資供給に関する協定	N P O 法人コメリ災害対策センター	令和7年2月19日	災害時における物資の供給
災害時における応急対策業務に関する協定	株式会社山角興業	令和7年3月1日	災害時における応急対策業務
大規模輸送障害時等における帰宅困難者の対応に関する協定	西日本旅客鉄道株式会社	令和7年4月1日	西日本旅客鉄道株式会社が関係する大規模鉄道輸送障害等における帰宅困難者の対応

様式編

様式一 1 参集人員報告書

参集人員報告書

午前 ・ 午後 年 月 日
時 分 現在

部 名						報告者
班 名	参集 予定 人員	参集済 人員 (A)	配置済 人員 (B)	応援可能 人員 (A)-(B)	備 考	

- (注) 1 「部名」欄には、災害対策本部組織における部名を記入すること。
 2 「参集予定人員」欄は、当初計画人員を記入すること。
 3 「配置済人員」欄は、参集済人員のうち活動中の人員を記入すること。
 活動中の人員には、最低限の交代要員も含めること。

被害状況報告（速報）

速報区分		1・2・定報		日 時		月 日 午前・午後		時 分	
報告者	氏 名					確認地	川西市		
	所 属	部 班					付近		
被害の有無		☐ 被害無（ここで記入終わり） ☐ 被害有（次の被害状況記入）							
被 害 状 況									
人的被害	死 者		約 人		把握不能の場合 ➡ 少数 ・ 多数				
	負傷者	重 傷	約 人		把握不能の場合 ➡ 少数 ・ 多数				
		軽 傷	約 人		把握不能の場合 ➡ 少数 ・ 多数				
住家の被害	全壊（焼）		約 戸（視界の約 割）		把握不能の場合 ➡ 少数 ・ 多数				
	半壊（焼）		約 戸（視界の約 割）		把握不能の場合 ➡ 少数 ・ 多数				
	一部破損		約 戸（視界の約 割）		把握不能の場合 ➡ 少数 ・ 多数				
	流 失		約 戸（視界の約 割）		把握不能の場合 ➡ 少数 ・ 多数				
	浸 水	床 上	約 戸（視界の約 割）		把握不能の場合 ➡ 少数 ・ 多数				
		床 下	約 戸（視界の約 割）		把握不能の場合 ➡ 少数 ・ 多数				
火災発生状況			有 ➡ 鎮火・延焼中（発生場所 ）						
公共・公益施設等の被害	道 路	☐ 損壊	市道（発生場所 ）		通行（可・不可）				
		☐ 冠水	県道（発生場所 ）		通行（可・不可）				
		☐ 障害物	国道（発生場所 ）		通行（可・不可）				
	橋 梁	☐ 損壊	有 ➡（発生場所 ）		通行（可・不可）				
		☐ 流失	有 ➡（発生場所 ）		通行（可・不可）				
	堤 防		有 ➡（発生場所 ）		通行（可・不可）				
	が け 崩 れ 等		有 ➡（発生場所 ）		通行（可・不可）				
	水 道		有 ➡ 断水・その他（ ）						
	ガ ス		有 ➡ ガス漏れ・その他（ ）						
電 気		有 ➡ 停電・その他（ ）							
電 話		有 ➡ 不通・その他（ ）							
交 通 機 関		有 ➡ 不通（電車・鉄道・バス）・道路渋滞・信号機故障等							
学 校 ・ 病 院		有 ➡（発生場所 ） ・ ☐ 校庭に避難者有							
その他特記事項			裏面 ☐ 記入あり ☐ 地図等添付						

※速報部分…… 1→職員参集途上収集速報 2→各部収集速報 定報→指定場所収集速報

※被害情報の把握は、速報性を重視し目視等により行うこと。

※被害のない場合でも、「被害の有無欄」まで記入し、各部に必ず提出のこと。

被 害 状 況 調

年 月 日 時 分現在
川西市

り 災 者 総 数			人	備 考	
人 的 被 害	死 者			人	
	行方不明者			人	
	負 傷 者	重 傷	人		
		軽 傷	人		
	合 計			人	
住 家 の 被 害	全 壊 (全 焼)	戸 数	戸	世帯	
		人 員		人	
	半 壊 (半 焼)	戸 数	戸	世帯	
		人 員		人	
	半 壊 に 至 ら ない	戸 数	戸	世帯	
		人 員		人	
	流 失	戸 数	戸	世帯	
		人 員		人	
	浸 水	床 上	戸	世帯	
			人		
		床 下	戸	世帯	
			人		
合 計	戸 数	戸	世帯		
	人 員		人		
非 住 家 害	公 共 建 物			棟	
	そ の 他			棟	
田 畑 の 被 害	田	流失埋没	m ²		
		冠 水	m ²		
	畑	流失埋没	m ²		
		冠 水	m ²		
土 木 関 係 の 被 害	道 路 決 壊			カ所	
	橋 り ょ う 流 出			カ所	
	堤 防 決 壊			カ所	
	鉄 道 不 通			カ所	

被害構成員別被害状況

年 月 日 時 分現在（発生・中間・決定・報告）

報 告 者													
世帯構成員別 被害別	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人世帯	7人世帯	8人世帯	9人世帯	10人以上世帯	計	小学生数	中学生数
全 壊 (全焼)													
半 壊 (半焼)													
半 壊 に 至らない													
流 失													
床上浸水													
床下浸水													
(備 考)													

被 害 状 況 調 査 票									
立会人住所 氏名 調査担当者 調査年月日 年 月 日									
(被災者住所) (被災者の氏名)		世帯 人数	従業員数	業種	人的被害 死亡 ()人 重傷 ()人 軽傷 ()人 行方不明 ()人		備考欄		市民税減免処理欄 申請書発送
物件の住所 (物件の所在地番) 所有者氏名又は名称		棟数		家 屋 の 被 害				備考	
				区分調査済証番号	全壊全焼	半壊半焼	半壊に至らない破損	床上浸水	床下浸水
()		住家()						土地の被害	資産税減免処理欄
()		併用()						流失	名寄
()		非住家()						埋没	マシター
()		住家()						陥没	
()		併用()						その他	
()		非住家()						償却資産	
()		住家()							
()		併用()							
()		非住家()							

様式一 6 農林水産業関係被害調

農林水産業関係被害調

(1) 一般被害

種 別	栽 培 面 積	被 害 面 積 又は箇所数	減収見込量	被 害 金 額
(1) 農 業 被 害				
(2) 林 業 被 害				
(3) 水 産 業 被 害				

(2) 農林水産業施設被害

種 別	被 害 面 積 箇所数等	減 収 見 込 額	被 害 金 額
(1) 農地農業用施設			
(2) 林 業 用 施 設			
(3) 水 産 業 用 施 設			
(4) そ の 他			

様式一 7 公共土木施設被害

公共土木施設被害

区分 被害場所別	河 川		道 路		橋 梁		そ の 他	
	箇所	金額 千円	箇所	金額 千円	箇所	金額 千円	箇所	金額 千円

様式一 8 都市計画施設被害

都市計画施設被害

区分 被害場所別	街 路		公 園		下 水 道		都市排水施設	
	箇所	金額 千円	箇所	金額 千円	箇所	金額 千円	箇所	金額 千円

様式－ 9 市営住宅被害

市営住宅被害

団 地 名	被 害 状 況 被 害 戸 数	被 害 金 額	備 考
		千円	

様式－ 10 商工業被害

商工業被害

地 区	商工業者数	被 害 内 容								被 害 金 額
		区分	件数	全壊	半壊	流出	浸 水		その他	
							床上	床下		
		商								千円
		工								
		計								

様式－ 11 水道施設被害

水道施設被害

施 設 名	被 害 状 況	被 害 金 額
		千円

様式－ 12 廃棄物処理施設被害

廃棄物処理施設被害

施 設 名	被 害 状 況	被 害 金 額
		千円

様式－ 13 医療施設被害

医療施設被害

病 院 等 施 設 名	被 害 状 況	被 害 金 額
		千円

様式－１４ 社会福祉施設被害

社会福祉施設被害

施 設 名	被 害 状 況	被 害 金 額
		千円

様式－１５ 学校関係施設被害

学校関係施設被害

学 校 ・ 園 名	被 害 状 況				被害金額	備 考
	建 物	土 地	工 作 物	設 備	合 計	
	千円	千円	千円	千円	千円	

様式－１６ 文化財・社会教育施設被害

文化財・社会教育施設被害

施 設 名	被 害 状 況	被 害 金 額
		千円

様式－１７ その他の施設

その他の施設

施 設 名	被 害 状 況	被 害 金 額
		千円

様式－１８ 公共施設等の被害状況

公共施設等の被害状況

(1) 道路の不通状況

路 線 名	被災箇所	被災状況	迂 回 路	開通月日 (予定)	備 考

(2) 交通機関の不通状況

路 線 名	被 災 箇 所	被 災 状 況	開 通 時 間 (予 定)	備 考

(3) 電力施設の停電状況

停 電 の 状 況	復 旧 日 (予 定)	備 考

(4) 通信施設の被害状況

電 話 不 通 状 況	復 旧 日 (予 定)	備 考

(5) ガス施設の被害状況

ガ ス 供 給 停 止 状 況	復 旧 日 (予 定)	備 考

(6) 水道施設の被害状況

給 水 停 止 状 況	復 旧 日 (予 定)	備 考

避難所設置・収容状況報告書

月 日
午前 ・ 午後 時 分
川 西 市

報告確認	本部事務局	地区対策部	避難所責任者	報告者

※各担当者は、確認後署名すること。

避難所番号	—	避難所名称			
避難所種別	既存建物 ・ 野外仮設（所在地 ）				
収容人員	人数	人（うち男 人 女 人）		世帯数	世帯
収容者の状況					
収容人員のうち要配慮者数	乳幼児	人		備考	
	高齢者	人			
	障がい者	人			
	傷病者	人			
	その他	人			
	計	人			
報告・要望事項					

- (注) 1 「避難所番号」欄は、地域防災計画に掲載の避難所一覧表中の番号を記載すること。
- 2 「収容人員」欄は、当日の最高収容人員数等を記入すること。
- 3 報告者は、この報告書作成とともに、別様式「避難所収容台帳」にも必要事項を記入すること。

避難者調

避難所番号 番

避難所名

年 月 日

住 所						
連 絡 先	自宅・その他 () TEL			世帯	名 ・ 全員避難 ・ 一部避難	
避難者氏名		氏 名	続柄	性別	年齢	備 考
	1					
	2					
	3					
	4					
	5					
	6					
被害の状況	全 壊（全焼）・ 半 壊（半焼）・ 半壊に至らない ・ 流 失 床上浸水 ・ 床下浸水					
	その他 ()					
特記事項						

(注) 1 家族ごとに記入してください。

2 太枠内のみ記入してください。

3 家族の氏名等が書ききれない場合は、「備考」欄に記入してください。

4 「特記事項」欄には、避難所での生活上あらかじめ申告することがあれば記入してください。

職員記入欄	
体調不良者の有無（有りの場合は備考欄記入）	有り ・ 無し

避難所収容台帳

川 西 市							
避難所番号			—		避難所名称		
責任者確認欄	月	日	収容人員			物品使用状況	備考
			世帯数	人数	うち要援護者総数		

- (注) 1 「収容人員」欄は、当日の最高収容人員数を記入し、収容人員数の増減経過は「備考」欄に記入すること。
- 2 物品の使用状況は、開設期間中に使用した品目別、使用数量を記入すること。
- 3 他市町村の住民を収容したときは、その住所、氏名及び収容期間を「備考」欄に記入すること。

様式－２２ 避難者名簿（要配慮者）

「指定避難所で作成」

避難者名簿（要配慮者）

ふりがな 要配慮者の氏名	男 女	生年月日	大・昭・平・西暦 年 月 日	入所年月日	年 月 日		
住所	〒 -			固定電話			
				携帯電話			
要介護認定 (済 ・ 未 <見込>)	非該当 要支援 １ ・ ２ 要介護 １ ・ ２ ・ ３ ・ ４ ・ ５ 認定日 年 月 日		身体障害者手帳 (有 ・ 無)	等級 種 級 交付日 年 月 日			
歩行時の状態 転倒危険 (有 ・ 無)	自立(補装具使用・杖・歩行器) 介助歩行・ストレッチャー 車いす(自立移動・介助移動)		身体の状態	視覚・聴覚・音声・言語 咀嚼・障がい・平衡機能 肢体不自由(上肢・下肢・体幹)			
精神障害者 保健福祉手帳 (有 ・ 無)	１級 ２級 ３級 交付日 年 月 日		療育手帳 (有 ・ 無)	A B1 B2 交付日 年 月 日			
自立支援医療 受給者証 (有 ・ 無)	障がい程度区分 ()		その他	・ 乳幼児(歳 か月) ・ 妊産婦(妊娠 か月) ・ その他()			
必要とする支援の内容							
※安否の問い合わせがあった場合は、安否、住所、名前、連絡先を答えてもいいですか (はい ・ いいえ)							
家族構成	名前(ふりがな)	性別	要配慮者 との続柄	生年月日(年齢)	この避難所に いる (○ ・ ×)	連絡が取れた (○ ・ ×)	備考 (緊急連絡先・ 注意点等)
		男・女		()			
		男・女		()			
		男・女		()			
		男・女		()			
家屋の被害状況	全壊 ・ 半壊 ・ 一部損壊 ・ 断水 ・ 停電 ・ ガス停止 ・ その他()						

※記載内容は厳重に保管・取扱い、福祉避難所運営の目的以外使用しません。

※内容に変更があった場合は、速やかに福祉避難所運営管理者にお申し出ください。

<個人情報の取り扱いに関する同意>

私は災害等への対応に活用するため、川西市、市と連携し支援に関わる関係機関・団体へ上記に記入した情報を提供することに同意します。

年 月 日

<口頭了解の場合>

(氏 名) _____

確認者氏名 _____

転出先	帰宅 ・ 他の避難場所 ・ 親族宅 ・ その他()		
	(〒 -)	TEL()	-
退出 年月日	年 月 日	<備考>	

様式－２３ 災害関連寄付金・義援金受付

災害関連寄付金・義援金受付

No.	月 日	氏 名	住 所	金 額	領 収No.	備 考

~~~~~

|   |  |  |  |  |  |  |
|---|--|--|--|--|--|--|
|   |  |  |  |  |  |  |
|   |  |  |  |  |  |  |
| 計 |  |  |  |  |  |  |

様式－２４ 受領書

|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p style="font-size: 1.2em; margin: 0;">受 領 書</p><br><div style="margin-left: 100px;"> <p style="margin: 0;">様</p> <hr style="width: 100%; border: 0.5px solid black;"/> </div><br><div style="margin-left: 100px;"> <p style="margin: 0;">金 <span style="margin-left: 150px;">円</span></p> <hr style="width: 100%; border: 0.5px solid black;"/> </div><br><div style="margin-left: 100px;"> <p style="margin: 0;">ただし、 <span style="float: right;">として</span></p> <p style="margin: 0;">上記金額を受領いたしました</p> </div><br><div style="margin-left: 100px;"> <p style="margin: 0;">年    月    日</p> </div><br><div style="margin-left: 100px;"> <p style="margin: 0;">川西市災害対策本部</p> <p style="margin: 0;">本部長</p> <p style="margin: 0;">川西市長</p> </div> |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

様式－25 災害義援金（現金・小切手）

△△災害義援金（現金・小切手）

※ ○印…礼状済

| 日 付 | 〒 | 住 所 ・ 氏 名 | 金 額 | ※ | 備考 | 件数 | 小 計 |
|-----|---|-----------|-----|---|----|----|-----|
|     |   |           |     |   |    |    |     |
|     |   |           |     |   |    |    |     |
|     |   |           |     |   |    |    |     |
|     |   |           |     |   |    |    |     |
|     |   |           |     |   |    |    |     |
|     |   |           |     |   |    |    |     |

~~~~~

月分合計					件数		金額

様式－２６ 水防実施状況報告書

年 月 日

出水の状況		〇〇川警戒水位 〇 m 水位 〇 m								所要経費	人件費	円	使用資材内訳		
											資材費	円	品名	数量	金額
											器材費	円			円
											燃料費	円			円
											その他	円			円
											雑費	円			円
											計	円	計		円
水防実施箇所		左 〇〇川支派川 地先 〇〇m 右								功労者の氏名・ 年令・所属及び 功績概要	〇〇氏 〇〇歳 〇〇団				
日 時		自 月 日 時 ・ 至 月 日 時													
出勤人員概要		水防人員	消防団員	その他	合計										
水防作業の概況 及び工法		〇〇工法 〇〇箇所 〇〇 m								水防活動等					
水防の 効果	効果 被害	堤防	田	畑	家	鉄道	道路	人口	〇〇	〇〇	備考				
		m	ha	ha	戸	m	m	人							

災 害 速 報

災 害 発 生 日 時		年 月 日 時 分		
災 害 発 生 場 所		川西市		
災 害 の 概 要	被 害 区 分	☐ すべて（被害重複） ☐ 住家被害 ☐ 非住家被害 ☐ 河川・ため池被害 ☐ ライフライン施設被害 ☐ その他の被害		
	被 害 程 度	 死者 人 負傷者 人		
	災害活動の概要			
そ の 他 参 考 事 項				
報 告 者	所 属			
	氏 名		内線	

勤務時間内・本部設置時	総務部	FAX : 740-1320
-------------	-----	----------------

勤務時間外	消防本部通信	FAX : 759-5061
-------	--------	----------------

付 録 編

付録一 1 川西市防災会議条例

川西市防災会議条例

〔 昭和 38 年 5 月 27 日 〕
〔 条 例 第 17 号 〕

改正	昭和42年 3月28日	条例第 1号	平成11年 3月31日	第 1号
	昭和42年 6月 1日	第24号	平成12年 3月29日	第 1号
	昭和47年 3月31日	第 9号	平成14年 3月28日	第 1号
	昭和47年 5月25日	第22号	平成15年12月25日	第22号
	昭和49年10月11日	第46号	平成20年 3月27日	第 2号
	平成 4年 3月31日	第 2号	平成24年12月28日	第29号
	平成 9年 3月28日	第 1号	平成29年 9月26日	第27号
	平成 9年 3月28日	条例第 5号		

(この条例の趣旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第16条第6項の規定に基づき、川西市防災会議(以下「防災会議」という。)の所掌事務及び組織について必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 防災会議は次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 川西市地域防災計画を作成し、かつ、その実施を推進すること。
- (2) 市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。
- (4) 市の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害に係る災害復旧に関し、市及び関係各機関との連絡調整を図ること。
- (5) 水防法(昭和24年法律第193号)第33条に規定する水防計画その他水防に関する重要事項を調査審議すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令により、その権限に属する事務

(会長及び委員)

第3条 防災会議は、会長及び委員をもつて組織する。

- 2 会長は、市長をもつて充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次に掲げる者をもつて充てる。
 - (1) 指定地方行政機関の職員のうちから市長が任命する者
 - (2) 兵庫県知事の部内の職員のうちから市長が任命する者
 - (3) 兵庫県警察の警察官のうちから市長が任命する者

- (4) 市長がその部内の職員のうちから指名する者
- (5) 教育長
- (6) 消防長及び消防団長
- (7) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから市長が任命する者
- (8) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから市長が任命するもの
- (9) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

6 前項第1号から第3号まで及び第7号から第9号までに掲げる委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

7 前項の委員は再任されることができる。

(専門委員)

第4条 防災会議に専門の事項を調査させるため専門委員を置くことができる。

(幹事)

第5条 防災会議に幹事を置く。

2 幹事は委員の属する機関の職員のうちから市長が任命する。

3 幹事は防災会議の所掌事務について委員及び専門委員を補佐する。

(庶務)

第6条 防災会議の庶務は、総務部危機管理課において処理する。

(雑則)

第7条 この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営について必要な事項は、会長が防災会議にはかつて定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和42年3月28日条例第1号抄)

(施行期日)

1 この条例は、昭和42年4月1日から施行する。

付 則(昭和42年6月1日条例第24号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則(昭和47年3月31日条例第9号抄)

(施行期日)

1 この条例は、昭和47年4月1日から施行する。

付 則(昭和47年5月25日条例第22号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則(昭和49年10月11日条例第46号抄)

1 この条例は、公布の日から施行する。

付 則(平成4年3月31日条例第2号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 4 年 4 月 1 日から施行する。

付 則(平成 9 年 3 月 28 日条例第 1 号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

付 則(平成 9 年 3 月 28 日条例第 5 号)

この条例は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

付 則(平成 11 年 3 月 31 日条例第 1 号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。

付 則(平成 12 年 3 月 29 日条例第 1 号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

付 則(平成 14 年 3 月 28 日条例第 1 号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

付 則(平成 15 年 12 月 25 日条例第 22 号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

付 則(平成 20 年 3 月 27 日条例第 2 号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

付 則(平成 24 年 12 月 28 日条例第 29 号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則(平成 29 年 9 月 26 日条例第 27 号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(川西市水防協議会条例の廃止)

- 2 川西市水防協議会条例(昭和 61 年川西市条例第 13 号)は、廃止する。

(川西市水防協議会条例の廃止に伴う経過措置)

- 3 この条例の施行の際現にこの条例による廃止前の川西市水防協議会条例第 3 条の任期を有している委員は、同条の規定にかかわらず、その時においてその職を失うものとする。

付 則(平成 29 年 12 月 26 日条例第 33 号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

付録一 2 川西市防災会議運営要綱

川西市防災会議運営要綱

(趣 旨)

第1条 この要綱は、川西市防災会議条例（昭和38年川西市条例第17号）第7条の規定に基づき、川西市防災会議（以下「防災会議」という。）の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会 議)

第2条 防災会議は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 防災会議は、年度の当初及び防災に関し会長が必要と認めるときに開くものとする。
- 3 委員は、事故その他やむを得ない理由により防災会議に出席できないときは、あらかじめその旨を会長に届け出なければならない。

(専決処分等)

第3条 会長は、次の各号のいずれかに該当するときは、防災会議が処理すべき事項を専決処分することができる。

- (1) 会長において、防災会議を招集する暇がないと認めたとき。
- (2) 軽易な事項で、速やかに措置を要するとき。
- 2 一部の特定機関にのみ関係のある事項については、会長が関係委員と協議して、当該事項を専決処分することができる。
- 3 会長は、前2項の規定による専決処分については、次の防災会議にその旨を報告するものとする。

(幹事会)

第4条 防災会議の幹事をもって幹事会を組織する。

- 2 幹事会は、あらかじめ会長が指名する幹事が招集し、その議長となる。ただし、防災会議と合同で開くときは、会長が招集し、その議長となる。
- 3 幹事会は、防災会議において委任された事項を処理し、防災会議の所掌事務について委員及び専門委員を補佐する事務を行う。
- 4 第2条第2項及び第3項の規定は、幹事会の会議について準用する。

(異動報告)

第5条 委員及び幹事は、任命又は委嘱されたときの役職名に変更があった場合は、速やかにその旨を会長に報告しなければならない。

(委 任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、防災会議の議事及び運営について必要な事項は、その都度会長が定める。

この要綱は、平成6年7月1日から施行する。

付録－３ 川西市防災会議委員・幹事

令和７年９月１日現在

区分	職 名	氏 名
会長	川西市長	越 田 謙 治 郎
委員	川西市副市長	松 木 茂 弘
〃	国土交通省近畿地方整備局猪名川河川事務所長	嶋 本 好 晴
〃	陸上自衛隊第３６普通科連隊第１中隊長	高 橋 裕 介
〃	独立行政法人水資源機構桂川・猪名川ダム総合管理所長	岩 本 浩
〃	兵庫県川西警察署長	岩 田 克 之
〃	兵庫県阪神北県民局長	小 野 山 正
〃	ＮＴＴ西日本株式会社兵庫支店設備部長	梶 原 佳 幸
〃	阪急バス株式会社取締役自動車事業本部副部長兼運輸部長	茂 木 裕 康
〃	西日本旅客鉄道株式会社宝塚統括駅長	五 幣 治 人
〃	阪急電鉄株式会社川西能勢口駅管区統括駅長	郡 和 秀
〃	能勢電鉄株式会社常務取締役鉄道事業所長	稲 垣 達 哉
〃	日本通運株式会社神戸支店ロジスティクス部阪神ロジスティクスセンター課長	伊 藤 幸 一 郎
〃	関西電力送配電株式会社神戸本部阪神配電営業所長	富 田 有 修
〃	大阪ガスネットワーク株式会社導管計画チーム マネジャー	米 野 広 二
〃	一般社団法人川西市医師会長	織 田 行 雄
〃	一般社団法人川西市歯科医師会長	松 浦 孝 治
〃	一般社団法人川西市薬剤師会長	樋 口 淳 一
〃	川西市消防団長	安 満 真 哉
〃	社会福祉法人川西市社会福祉協議会会長	小 田 秀 平
〃	ボランティア有識者（川西市ボランティア連絡協議会）	福 島 美 香 子
〃	川西市ジェンダー平等推進企画員	五十嵐 富佐子
〃	川西市障害者団体連合会長	篠 木 玲 子
〃	川西市自主防災組織連絡協議会長	大 田 充 司
〃	川西市教育長	石 田 剛
〃	川西市上下水道事業管理者	酒 本 恭 聖
〃	川西市市長公室長	小 西 裕 之
〃	川西市企画財政部長	阪 上 哲 生
〃	川西市総務部長	田 家 隆 信
〃	川西市危機管理監	高 塚 昌 樹

区分	職 名	氏 名
委員	川西市市民環境部長	岡 本 匠
〃	川西市美化衛生部長	飯 田 勸
〃	川西市福祉部長	船 木 靖 夫
〃	川西市こども未来部長	岡 本 敬 子
〃	川西市健康医療部長	松 本 純 子
〃	川西市都市政策部長	小 林 智 成
〃	川西市土木部長	五 島 孝 裕
〃	川西市教育推進部長	岩 脇 茂 樹
〃	川西市理事（教育保育・インクルーシブ推進担当）	下 内 卓 夫
〃	川西市上下水道局長	北 野 啓 介
〃	川西市消防長	西 川 英 夫
幹事	国土交通省近畿地方整備局猪名川河川事務所事業対策官	藤 井 厚 企
〃	陸上自衛隊第36普通科連隊第1中隊運用訓練幹部	林 達 也
〃	独立行政法人水資源機構桂川・猪名川ダム総合管理所一庫ダム管理所長	林 祐 司
〃	兵庫県川西警察署警備課長	近 藤 嘉 晴
〃	兵庫県阪神北県民局総務企画室長	辻 達 也
〃	兵庫県阪神北県民局宝塚土木事務所長	志 茂 大 輔
〃	兵庫県阪神北県民局伊丹健康福祉事務所健康参事	須 藤 章
〃	N T T西日本株式会社兵庫支店設備部災害対策室次長	東 充 男
〃	阪急バス株式会社猪名川営業所長	金 城 良 和
〃	西日本旅客鉄道株式会社川西池田駅駅長	永 井 昭 二 郎
〃	阪急電鉄株式会社川西能勢口駅管区統括駅長	赤 澤 正 輝
〃	能勢電鉄株式会社鉄道事業部運転課運転係長	植 松 正 巳
〃	日本通運株式会社神戸支店ロジスティクス部 阪神ロジスティクスセンター課長	伊 藤 幸 一 郎
〃	関西電力送配電株式会社神戸本部統括グループ副長	益 田 寿 幸
〃	大阪ガスネットワーク株式会社導管計画グループチーフ	松 尾 豊
〃	川西市消防団副団長	加 藤 仁 哉
〃	川西市消防団副団長	篠 原 久 典
〃	川西市消防団副団長	古 谷 茂 政
〃	川西市市長公室副公室長	西 川 明 宏
〃	川西市企画財政部副部長	的 場 秀 樹
〃	川西市総務部副部長	森 田 康 裕
〃	川西市市民環境部副部長	人 見 巖

区分	職 名	氏 名
幹事	川西市美化衛生部副部長	宇 野 功 哉
〃	川西市福祉部副部長	福 丸 幸 紀
〃	川西市こども未来部副部長	増 田 善 則
〃	川西市健康医療部副部長	今 井 洋 之
〃	川西市都市政策部副部長	小 野 裕
〃	川西市土木部副部長	中 澤 栄 二
〃	川西市教育推進部副部長	富 本 幸 二 郎
〃	川西市上下水道局副局長	塩 川 正
〃	川西市消防本部次長	千 葉 信 忠

付録一 4 川西市災害対策本部条例

川西市災害対策本部条例

〔昭和38年7月9日〕
〔条例第22号〕

改正 昭和42年6月 1日 条例 第25号 平成24年12月28日 条例 第29号

平成 9年3月28日 条例 第 6号

（この条例の趣旨）

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条の2第8項の規定に基づき、災害対策本部について必要な事項を定めるものとする。

（災害対策本部の設置）

第2条 市長は災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、防災の推進を図るため必要があると認めるときは、川西市災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）を設置することができる。

（設置等の掲示）

第3条 市長は、災害対策本部を設置したときは、当該災害対策本部の名称及び設置の場所を、当該災害対策本部を廃止したときはその旨を、直ちに、市役所の適当な場所に掲示しなければならない。

（組織）

第4条 災害対策本部は、本部長、副本部長、本部員及び班員をもって組織する。

2 副本部長、本部員及び班員は市長が任命する。

（職務権限）

第5条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、副本部長、本部員及び班員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 本部員及び班員は、災害対策本部長の命を受け災害対策本部の事務に従事する。

（現地災害対策本部）

第6条 現地災害対策本部に現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置き、災害対策副本部長、災害対策本部員その他の職員のうちから災害対策本部長が指名する者をもって充てる。

2 現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理する。

（雑則）

第7条 この条例に定めるもののほか、災害対策本部について必要な事項は、災害対策本部

長が定める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

付則（昭和42年6月1日 条例第25号）

この条例は、公布の日から施行する。

付則（平成9年3月28日条例第6号）

この条例は、平成9年4月1日から施行する。

付則（平成24年12月28日条例第29号）

この条例は、公布の日から施行する。

付録一 5 川西市災害対策本部設置要綱

川西市災害対策本部設置要綱

(趣 旨)

第1条 この要綱は、川西市災害対策本部条例（昭和38年条例第22号）第7条の規定に基づき、川西市災害対策本部（以下「本部」という。）の組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(副本部長及び本部員)

第2条 副本部長は、副市長をもつて充てる。

2 本部員は、次に掲げる者をもつて充てる。

(1) 川西市市長会議規程（平成30年川西市訓令第25号）第2条第3号から第19号までに掲げる者

(2) 議会事務局長

(3) 前2号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

3 本部員に事故あるときは、本部長があらかじめ定めた職員がその職務を代理する。

(本部長、副本部長の職務代理)

第3条 危機管理監は、本部長及び副本部長を助け、本部長及び副本部長に事故あるときはその職務を代理する。

(本部会議等)

第4条 本部会議は、本部長、副本部長及び本部員から構成し、本部長が主宰する。

2 本部会議は、次に掲げる事項についてその基本方針を決定する。

(1) 消防、水防その他緊急措置に関すること。

(2) 被災者の救難、救助その他民生安定に関すること。

(3) 災害時の応急対策に関すること。

(4) 配備体制の決定に関すること。

(5) その他災害応急対策の実施及び調整に関すること。

(分掌)

第5条 本部に、本部司令室並びに別表に掲げる部局等及び班を置く。

2 本部司令室は、次に掲げる職員をもつて組織する。

(1) 副市長

(2) 教育長

(3) 上下水道事業管理者

(4) 市長公室長

(5) 企画財政部長

- (6) 総務部長
- (7) 危機管理監
- (8) 消防長

3 本部司令室は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 本部会議を開催する暇がない場合における、前条第2項各号に掲げる事項についての基本方針の決定に関すること。
- (2) 災害応急対策の実施及び調整に関する事項のうち、軽易なものについての基本方針の決定に関すること。

4 第1項の部局等（地区対策部を除く。）の長（以下「部長」という。）は別表に掲げる職員とし、副部長、地区対策部長、班長及び班員は部長がこれを定める。

5 第1項の部局等及び班の事務分掌は、別表に定めるとおりとする。

（部長等の職務）

第6条 部長は、所属職員を指揮監督し、所管事務の執行にあたる。

- 2 副部長は、部長を補佐し、部長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 3 地区対策部長は、部長の命を受け所属職員を指揮監督し、所管事務の執行にあたる。
- 4 班長は、部長の命を受け所属班員を指揮監督し、所管事務の執行にあたる。

（本部事務局）

第7条 本部に事務局を置き、次に掲げる事項を所管する。

- (1) 本部の設置及び廃止に関すること。
- (2) 本部会議及び本部司令室会議に関すること。
- (3) 地震情報及び気象予警報の収集伝達に関すること。
- (4) 災害情報及び応急活動状況の概要把握に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、特命事項に関すること。

2 事務局の職員は、総務部危機管理課の職員をもって充てる。ただし、本部長が必要と認めたときは、他の職員をこれに充てることができる。

（水防本部との関係）

第8条 本部が設置されたときは、水防本部はこの本部に吸収する。

別表（第5条関係） 部及び班の組織と事務分掌

部 名	班 名	事 務 分 掌	地域防災計画災害応急 対策計画上の所掌計画
市長公室	庶務班	1 本部事務局及び部内各班との連絡調整に関すること。 2 本部会議決定事項の伝達に関すること。 3 災害広報に関すること。 4 被害状況及び災害応急対策実施状況等の記録及び写真等に関すること。 5 報道機関に対する情報発表に関すること。 6 業務継続計画に基づく非常時優先業務の実施及び受援に関すること。	被害状況等収集報告計画 災害広報・広聴計画 要配慮者対策計画 業務継続計画の整備 応援受援体制の整備
	受付班	1 市民からの電話等の受付に関すること。 2 災害にかかる陳情、苦情、要望等の窓口相談、受付、各主管部への連絡及び回答並びにあっせん及び処理に関すること。	
企画財政部 (会計課を含む)	庶務班	1 本部事務局及び部内各班との連絡調整に関すること。 2 本部会議決定事項の伝達に関すること。 3 復旧、救済にかかる基本方針等の企画調整に関すること。 4 県及びその他関係機関への報告に関すること。 5 応援協力要請及びそのとりまとめに関すること。 6 業務継続計画に基づく非常時優先業務の実施及び受援に関すること。	応急活動計画 被害状況等収集報告計画 広域応援・協力計画 消防活動計画 避難計画 要配慮者対策計画 交通輸送計画 業務継続計画の整備 応援受援体制の整備
	受付班	1 市民からの電話等の受付に関すること。 2 災害にかかる陳情、苦情、要望等の窓口相談、受付、各主管部への連絡及び回答並びにあっせん及び処理に関すること。	
	財政班	1 災害に関する予算資金及び費用の支出に関すること。 2 災害救助費の支出に関すること。 3 災害義援金、見舞金の受納、保管に関すること。 4 応急救助に要する資金前渡に関すること。	

総務部 (各行政委員会を含む)	庶務班	1 本部事務局及び部内各班との連絡調整に関する事。 2 本部会議決定事項の伝達に関する事。 3 復旧、救済にかかる基本方針等の企画調整に関する事。 4 県及びその他関係機関への報告に関する事。 5 災害情報の収集、被害状況及び災害記録のとりまとめに関する事。 6 本庁舎の被害調査に関する事。 7 警察等関係機関との連絡調整に関する事。 8 避難、警戒区域等の対策全般に関する事。 9 応援協力要請及びそのとりまとめに関する事。 10 災害に関する市議会との連絡に関する事。 11 被災者台帳の作成に関する事。 12 災害救助法の適用申請及び激甚災害の指定手続き並びに報告及びとりまとめに関する事。 13 防災行政無線無線局の管理運用に関する事。 14 業務継続計画に基づく非常時優先業務の実施及び受援に関する事。 15 他の部、班の所管に属さない事。	応急活動計画 被害状況等収集報告計画 災害広報・広聴計画 広域応援・協力計画 消防活動計画 避難計画 要配慮者対策計画 交通輸送計画 業務継続計画の整備 応援受援体制の整備 地震情報収集伝達計画
	受付班	1 市民からの電話等の受付に関する事。 2 災害にかかる陳情、苦情、要望等の窓口相談、受付、各主管部への連絡及び回答並びにあっせん及び処理に関する事。	
	人事班	1 各部の配置人員の調査、とりまとめに関する事。 2 各部からの応援要請の受理、調整に関する事。 3 他都市及び団体職員等の受け入れなど受援計画に関する事。	
	車両班	1 自動車の配車、輸送に関する事。	
	調査班	1 人的及び住宅並びに償却資産等の被害状況調査に関する事。 2 罹災証明書の発行に関する事。	
	(本部事務局)	1 本部の設置及び廃止に関する事。 2 本部会議及び本部司令室会議に関する事。 3 地震情報及び気象予警報の収集伝達に関する事 4 災害情報及び応急活動状況の概要把握に関する事。 5 前各号に掲げるもののほか、特命事項に関する事。	
市民環境部 (各公民館を除く)	庶務班	1 本部及び部内各班との連絡調整に関する事。 2 市内商工業者の被害調査に関する事。 3 農林関係の被害状況調査に関する事。 4 応援協力要請及びそのとりまとめに関する事。 5 災害救助法に基づく救助のうち炊き出しその他食品の給与、被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与にかかる事務処理に関する事。 6 業務継続計画に基づく非常時優先業務の実施及び受援に関する事。	被害状況等収集報告計画 避難計画 食糧供給計画 物資供給計画 環境対策計画 教育対策計画 業務継続計画の整備 応援受援体制の整備
	物資班	1 食糧、生活必需品その他救援物資の受納、調達、保管及び配分に関する事。 2 応急炊き出しに関する事。 3 その他食糧に関する事。	
	環境班	1 災害による工場等からの公害発生防止及び応急対策に関する事。 2 愛玩動物の収容対策に関する事。	

美化衛生部	庶務班	1 本部及び部内各班との連絡調整に関する事。 2 応援協力要請及びそのとりまとめに関する事。 3 業務継続計画に基づく非常時優先業務の実施及び受援に関する事。	被害状況等収集報告計画 遺体の捜索、処置及び埋火葬計画
	環境班	1 障害物の除去に関する事。(道路・河川・水路等を除く。) 2 ごみの収集及び処理に関する事。 3 し尿の収集及び処理に関する事。 4 災害救助法に基づく障害物の除去にかかる事務処理に関する事。	感染症対策・衛生計画 障害物除去計画 災害廃棄物等処理計画 清掃計画 業務継続計画の整備 応援受援体制の整備
	衛生班	1 被災地の感染症対策活動に関する事。 2 遺体の埋・火葬に関する事。	
福祉部	庶務班	1 本部及び部内各班との連絡調整に関する事。 2 避難行動要支援者にかかる避難所及び避難者の状況のとりまとめ及び報告に関する事。 3 地区避難支援等関係者(安否確認、避難誘導団体、名簿管理団体等)との連絡調整に関する事。 4 災害援護金、見舞金、義援金等の支給若しくは配分に関する事。 5 更生資金の貸付に関する事。 6 福祉施設の被害調査に関する事。 7 応援協力要請及びそのとりまとめに関する事。 8 災害救助法に基づく救助のうち生業に必要な資金の貸付及び死体の処理、埋葬にかかる事務処理に関する事。 9 災害ボランティアセンターの設置及びボランティアの受入れに関する事。 10 福祉避難所の設営及び撤収に関する事。 11 業務継続計画に基づく非常時優先業務の実施及び受援に関する事。	被害状況等収集報告計画 避難計画 遺体の捜索、処置及び埋火葬計画 保健福祉計画 要配慮者対策計画 災害ボランティアの受入れ等 業務継続計画の整備 応援受援体制の整備
	援護班	1 被災者(応急仮設住宅入居者を含む)の保健福祉活動に関する事。 2 被災者のうち高齢者、障がい者等の援護に関する事。 3 遺体収容(安置)所の管理に関する事。 4 避難行動要支援者の避難、誘導に関する事。 5 福祉避難所における避難者の支援に関する事。 6 その他要配慮者の支援に関する事。	
健康医療部	庶務班	1 本部及び部内各班との連絡調整に関する事。 2 川西市立総合医療センターに関する事。 3 応援協力要請及びそのとりまとめに関する事。 4 災害救助法に基づく医療及び助産にかかる事務処理に関する事。 5 業務継続計画に基づく非常時優先業務の実施及び受援に関する事。	被害状況等収集報告計画 避難計画 救助・救急計画 医療助産計画 遺体の捜索、処置及び埋火葬計画
	援護班	1 被災者(応急仮設住宅入居者を含む)の保健福祉活動に関する事。 2 感染症・食品衛生対策に関する事。 3 避難者のうち要配慮者の支援に関する事。 4 その他要配慮者の支援に関する事。 5 災害派遣医療団体の受入に関する事。	感染症対策・衛生計画 保健福祉計画 要配慮者対策計画 業務継続計画の整備 応援受援体制の整備

都市政策部	庶務班	1 本部及び部内各班との連絡調整に関する事。 2 応援協力要請及びそのとりまとめに関する事。 3 災害救助法に基づく応急仮設住宅の設置に関する事。 4 応急仮設住宅の入退居手続及び管理に関する事。 5 応急仮設住宅の応急修理にかかる事務処理に関する事。 6 業務継続計画に基づく非常時優先業務の実施及び受援に関する事。	被害状況等収集報告計画 被災地宅地対策計画 住宅対策計画 障害物除去計画 災害廃棄物等処理計画 交通輸送計画 業務継続計画の整備 応援受援体制の整備
	活動班	1 市有財産の被害調査に関する事。 2 応急仮設住宅の設置に関する事。 3 水防等の応急対策活動及び資器材の整備に関する事。 4 地すべり等の応急措置に関する事。(主に民地にかかるもの。) 5 現地における専門技術指導に関する事。 6 宅地造成地区の危険防止に関する事。 7 宅地の危険度判定に関する事。 8 建物の応急危険度判定に関する事。	
土木部	庶務班	1 本部及び部内各班との連絡調整に関する事。 2 応援協力要請及びそのとりまとめに関する事。 3 業務継続計画に基づく非常時優先業務の実施及び受援に関する事。	被害状況等収集報告計画 障害物除去計画 災害廃棄物等処理計画 交通輸送計画 業務継続計画の整備 応援受援体制の整備
	活動班	1 道路、河川、水路等の障害物の除去に関する事。 2 水防等の応急対策活動及び資器材の整備に関する事。 3 道路、橋りょう、公園等の被害の調査に関する事。 4 橋りょうの流失、道路、公園、ため池の損壊等の応急措置に関する事。 5 河川、堤防の決壊等の応急措置及び被害調査に関する事。 6 現地における専門技術指導に関する事。 7 地すべり等の応急措置に関する事。(主に官有地を含むもの。) 8 緊急輸送路の点検、確保に関する事。	
上下水道局	庶務班	1 本部及び部内各班との連絡調整に関する事。 2 近隣都市及び関係機関への応援要請等に関する事。 3 業務継続計画に基づく非常時優先業務の実施及び受援に関する事。 4 その他、各班に属さない事柄に関する事。	被害状況等収集報告計画 給水計画 水道施設応急対策計画
	水道活動班	1 応急給水活動に関する事。 2 断水地域に対する広報活動に関する事。 3 大口使用者への節水要請等に関する事。 4 配水調整に関する事。 5 県企業庁多田浄水場との連絡調整に関する事。 6 配水池等施設及び管路施設の損傷状況の把握及び復旧に関する事。 7 資材の調達に関する事。 8 水源及び浄水施設の損傷状況の把握及び復旧に関する事。 9 取水・浄水及び送水の調整に関する事。	下水道施設応急対策計画 業務継続計画の整備 応援受援体制の整備

	下水道活動班	1 下水道施設の損壊への応急措置に関すること。 2 スクリーン、ゲート操作の確認及び連絡調整に関すること。 3 ポンプ施設の雨水・汚水排除に関すること。 4 加圧施設(マンホールポンプ)の維持管理に関すること。 5 その他、下水道施設に関すること。	
消防本部	庶務班	1 本部、消防団及び部内班との連絡調整に関すること。 2 消防施設の被害調査に関すること。 3 消防相互応援に関すること。 4 ヘリコプターの支援要請に関すること。 5 業務継続計画に基づく非常時優先業務の実施及び受援に関すること。	応急活動計画 被害状況等収集報告計画 消防活動計画 避難計画 救助・救急計画 医療助産計画
	消防班	1 水、火災の警戒、防御に関すること。 2 地震情報の収集、伝達に関すること。 3 消防資機材に関すること。 4 人命救助、救急に関すること。 5 避難の勧告、指示の伝達、警戒区域の設定等に関すること。	遺体の搜索・処置及び埋火葬計画 交通輸送計画 業務継続計画の整備 応援受援体制の整備 地震情報収集伝達計画
・教育推進部 ・こども未来部 ・各公民館 ・各部（上下水道局を除く）	庶務・指導班	1 本部及び部内各班との連絡調整に関すること。 2 県教育委員会等関係機関への報告に関すること。 3 教育施設の使用に関すること。 4 応援協力要請及びそのとりまとめに関すること。 5 部内の庶務に関すること。 6 災害救助法に基づく救助のうち、避難所にかかる事務処理及び学用品の給与にかかる事務処理に関すること。 7 非常時における教育機関の運営その他指導に関すること。 8 教職員、児童生徒の被害調査に関すること。 9 業務継続計画に基づく非常時優先業務の実施及び受援に関すること。	被害状況等収集報告計画 避難計画 要配慮者対策計画 交通輸送計画 教育対策計画 業務継続計画の整備 応援受援体制の整備
地区対策部を川西南、明峰、多田、緑台、清和台、けやき坂、東谷、北陵の各公民館に設置	地区対策班	1 本部及び各地区対策部との連絡調整に関すること。 2 各地区対策部の配置人員、被害状況のとりまとめ及び報告に関すること。	
	各地区対策部 ・川西南 ・明峰 ・多田 ・緑台 ・清和台 ・けやき坂 ・東谷 ・北陵	3 避難所及び避難者の状況のとりまとめ及び報告に関すること。 4 地区における配置人員、被害状況のとりまとめ及び報告に関すること。 5 地区内の避難所及び避難者の状況のとりまとめ及び報告に関すること。 6 地区における初期の段階の被害の概要を調査すること。 7 避難所の設営及び撤収に関すること。 8 避難者の誘導に関すること。 9 避難者の支援に関すること。 10 その他避難所に関すること。	
市議会事務局	庶務班	1 市議会による災害対策活動の補佐に関すること。 2 業務継続計画に基づく非常時優先業務の実施に関すること。	被害状況等収集報告計画 業務継続計画の整備

※地区対策班、川西南地区対策部、明峰地区対策部、多田地区対策部、緑台地区対策部、清和台地区対策部、けやき坂地区対策部、東谷地区対策部、北陵地区対策部が所管する区域は、別表〈地区対策班所管地区一覧表〉のとおりとする。

〈地区対策班所管地区一覧表〉

名 称 (設置場所)	町 名
地区対策班 (川西市役所)	小花 1 丁目・2 丁目、小戸 1 丁目～3 丁目、栄町、 寺畑 1 丁目・2 丁目、栄根 1 丁目・2 丁目 1 番～6 番 中央町、日高町、花屋敷山手町、花屋敷 1 丁目・2 丁目、 満願寺、満願寺町、美園町、絹延町、出在家町、丸の内町、 滝山町(8 番を除く。)、鶯の森町、萩原 1 丁目、 火打 1 丁目・2 丁目、松が丘町、霞ヶ丘 1 丁目・2 丁目
川西南地区対策部 (川西南公民館)	久代 1 丁目～6 丁目、東久代 1 丁目・2 丁目 南花屋敷 1 丁目～4 丁目、加茂 1 丁目～6 丁目 栄根 2 丁目 7 番以降、下加茂 1 丁目・2 丁目
明峰地区対策部 (明峰公民館)	滝山町 8 番、萩原 2 丁目・3 丁目、萩原台東 1 丁目・2 丁目、 萩原台西 1 丁目～3 丁目、鶯が丘、 西多田字上平井田・湯山裏・南野山、西多田 1 丁目 1 番・2 番 錦松台、鶯台 1 丁目・2 丁目、湯山台 1 丁目・2 丁目、 南野坂 1 丁目・2 丁目
多田地区対策部 (多田公民館)	新田、矢間 1 丁目～3 丁目、矢間東町、 西多田(明峰地区を除く。)、 西多田 1 丁目(1 番・2 番を除く。)、西多田 2 丁目、 多田院(清和台地区を除く。)、新田 1 丁目～3 丁目、 多田院 1 丁目・2 丁目、多田院多田所町、多田院西 1 丁目、 多田院西 2 丁目(5 番を除く。)、東多田、平野、 鼓が滝 1 丁目～3 丁目、東多田 1 丁目～3 丁目、 多田桜木 1 丁目・2 丁目、平野 1 丁目～3 丁目
緑台地区対策部 (緑台公民館)	緑台 1 丁目～7 丁目、向陽台 1 丁目～3 丁目、 水明台 1 丁目～4 丁目、清流台
清和台地区対策部 (清和台公民館)	石道、虫生、赤松、清和台東 1 丁目～5 丁目、 清和台西 1 丁目～5 丁目、柳谷、 多田院字滝ヶ原・駒塚・井戸ヶ上、多田院西 2 丁目 5 番
けやき坂地区対策部 (けやき坂公民館)	芋生、若宮、けやき坂 1 丁目～5 丁目
東谷地区対策部 (東谷公民館)	見野 1 丁目～3 丁目、東畦野 1 丁目～6 丁目、 東畦野山手 1 丁目・2 丁目、西畦野 1 丁目・2 丁目、 山原 1 丁目・2 丁目、緑が丘 1 丁目・2 丁目、山下町、 笹部 1 丁目～3 丁目、下財町、一庫 1 丁目～3 丁目、 東畦野、西畦野、山原、山下、笹部、一庫、 大和東 1 丁目～5 丁目、大和西 1 丁目～5 丁目、長尾町、 国崎、黒川、横路
北陵地区対策部 (北陵公民館)	美山台 1 丁目～3 丁目、丸山台 1 丁目～3 丁目

※ 地区対策班の所管区域はそれの存在する市立中学校の校区又は市立小学校の校区とする。

付録一 6 災害対策初期段階における防災配備に係る要綱

災害対策初期段階における防災配備に係る要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、川西市災害対策本部条例（昭和38年川西市条例第22号）の規定に基づく川西市災害本部（以下「本部」という。）の設置以前の防災配備（以下「警戒配備」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(警戒班の任務)

第2条 気象警報その他の災害に係る情報の収集・伝達を行うため、総務部及び消防本部による警戒班を置く。

2 警戒班は、収集した情報から判断して必要と認めるときは、別表に掲げる者並びに危機管理監又は消防長の承認を得て、土木部長に警戒配備の要請を行うものとする。

3 警戒班は、災害が発生するおそれがあり、防災のため本部の設置を必要と認めるときは、危機管理監又は消防長の承認を得て、別表に掲げる者にその旨を連絡するものとする。

4 前項の連絡を受けた別表に掲げる者並びに危機管理監又は消防長は、本部の設置について協議し、当該協議の結果本部の設置を必要と認めるときは、その旨を市長に上申するものとする。

(警戒配備計画)

第3条 土木部長は、毎年度警戒配備の計画を定め、総務部危機管理課にそれを提出するとともに、所属職員に周知するものとする。

(警戒配備)

第4条 土木部長は、警戒班から警戒配備の要請があった場合は、速やかに動員命令を下すものとする。

2 土木部長は、第2条第2項の要請の有無にかかわらず、必要と認めるときは警戒配備を行うことができる。

別表（第2条関係）

副市長 教育長 上下水道事業管理者 市長公室長 企画財政部長 総務部長
--

付録一 7 災害対策関係機関一覧

災害対策関係機関一覧

	機 関 名	所 在 地	電 話 番 号
兵 庫 県	危機管理部災害対策課	650-8567 神戸市中央区下山手通 5 丁目 10-1	078(362)9898, 9988 FAX 078(362)9911
	阪神北県民局 総務企画室総務防災課	665-8567 宝塚市旭町 2 丁目 4-15	0797(83)3124 FAX 0797(86)4379
	伊丹健康福祉事務所	664-0898 伊丹市千僧 1 丁目 51	072(785)9437 FAX 072(777)4091
	宝塚土木事務所	665-8567 宝塚市旭町 2 丁目 4-15	0797(83)3176 (夜間・休日) 0797(83)3203 FAX 0797(86)4329
	宝塚土木事務所 まちづくり建築課	665-8567 宝塚市旭町 2 丁目 4-15	0797(83)3212
	警察本部	650-8510 神戸市中央区下山手通 5 丁目 4-1	078(341)7441
	川西警察署	666-0003 川西市丸の内町 1-1	(非常無線通信設備有) 072 (755) 0110 FAX 072(759)0730
行 政 機 関	近畿地方整備局 猪名川河川事務所	563-0027 大阪府池田市上池田町 2 丁目 2-39	072(751)1111
	神戸地方気象台	650-0004 神戸市中央区中山手通 7 丁目 14-1	078(341)4822
	大阪管区気象台	540-0008 大阪市中央区大手前 4-1-67	06(6949)6307
公 共 機 関	独立行政法人水資源機構 一庫ダム管理所	666-0153 川西市一庫字唐松 4-1	072(794)6671
	日本赤十字社 兵庫県支部	651-0073 神戸市中央区脇浜海岸通 1 丁目 4-5	078(241)9889
	西日本旅客鉄道(株) 川西池田駅	666-0021 川西市栄根 2 丁目 6-26	(非常無線通信設備有) 072 (759) 4360
	阪急電鉄(株) 鉄道技術部施設課	530-8389 大阪市北区芝田 1 丁目 16-1	(平日) 06(6373)5231 FAX 06(6373)5244 (土・日・祝・休日) 06(6303)7824 FAX 06(6303)7856 (夜間・17 時～8 時) 06(6303)7873 FAX 06(6303)7898
	能勢電鉄(株) 総務部	666-0121 川西市平野 1 丁目 35-2	072(792)7200
	阪急バス(株) 猪名川営業所	666-0257 猪名川町白金 1 丁目 1-2	072(766)3912
	N T T 西日本(株) 兵庫支店	650-0024 神戸市中央区海岸通 11 番	078(393)9440 (夜間・休日) 078(393)8320

機 関 名		所 在 地	電 話 番 号
公 共 機 関 等	関西電力送配電株式会社 阪神配電営業所	660-0805 尼崎市西長洲 2 丁目 33 番 60 号	0800-777-3081
	大阪ガス(株)ネットワーク カンパニー兵庫導管部	650-0046 神戸市中央区港島中町 4 丁目 5-3	078-303-8600
	日本通運(株) 伊丹川西支店	666-0024 川西市久代 3 丁目 12-16	072(759) 1551
	川西市医師会	666-0016 川西市中央町 12-2	072(759) 6950
	川西市商工会	666-0011 川西市出在家町 1-8	072(759) 8222
	生活協同組合コープこう べ第一地区活動本部	665-0852 宝塚市売布 2 丁目 5-1	0797(83) 1018
自 衛 隊	陸上自衛隊伊丹駐屯地	664-0012 伊丹市緑ヶ丘 7 丁目 1-1	072(782) 0001
	陸上自衛隊第 36 普通科連 隊第 3 科	664-0012 伊丹市緑ヶ丘 7 丁目 1-1	072(782) 0001 内線 4037・4038
市 町 災 害 対 策 主 管 課	川西市総務部 危機管理課	666-8501 川西市中央町 12-1	072(740) 1111
	尼崎市危機管理安全局 危機管理安全部 災害対策課	660-8501 尼崎市東七松町 1 丁目 23-1	06(6489) 6165
	西宮市総務局 危機管理室災害対策課	662-8567 西宮市六湛寺町 10-3	0798(35) 3626
	芦屋市都市建設部 防災安全課	659-8501 芦屋市精道町 7-6	0797(38) 2093
	伊丹市総務部 危機管理室	664-8503 伊丹市千僧 1 丁目 1	072(784) 8166
	宝塚市都市安全部 危機管理室総合防災課	665-8665 宝塚市東洋町 1-1	0797(77) 2078
	三田市 危機管理課	669-1595 三田市三輪 2 丁目 1-1	079(559) 5057
	池田市 市長公室危機管理課	563-8666 大阪府池田市城南 1 丁目 1-1	072(754) 6263
	猪名川町企画総務部 生活安全課	666-0292 猪名川町上野字北畑 11-1	072(766) 8703

・河川情報センター 大阪センター 06(6944) 2711

・猪名川流域水文情報（雨量・水位） 072(752) 5246・5267

付録一 8 市関係施設

市関係施設（主なもの）

施 設 名 称	所 在 地	電 話 番 号
川西市役所（本庁舎）	川西市中央町12－1	072（740）1111
川西公民館	〃 火打1丁目12－16	072（757）0103
消防本部	〃 火打1丁目15－23	072（759）0119
南消防署	〃 火打1丁目15－23	072（757）1194
北消防署	〃 見野2丁目21－12	072（794）0119
南消防署久代出張所	〃 久代3丁目16－19	072（756）0119
北消防署清和台出張所	〃 清和台西5丁目2－2	072（799）0119
北消防署多田出張所	〃 緑台6丁目1	072（792）0119
美化衛生部	〃 丸山台3丁目43	072（744）1124
斎場	〃 柳谷字鷹尾山柿木谷10－1	072（799）0331
川西南行政センター 川西南公民館	〃 久代3丁目16－29	072（757）8623
多田行政センター 多田公民館	〃 多田院1丁目5－1	072（793）0011
東谷行政センター 東谷公民館	〃 見野2丁目21－11	072（794）0123 072（794）0004
明峰行政センター 明峰公民館	〃 萩原台西3丁目282－11	072（759）6901
清和台行政センター 清和台公民館	〃 清和台西3丁目1－7	072（798）1280
緑台行政センター 緑台公民館	〃 向陽台1丁目6－38	072（792）4951
けやき坂行政センター けやき坂公民館	〃 けやき坂2丁目63－1	072（798）0770
北陵行政センター 北陵公民館	〃 丸山台1丁目5－2	072（794）9090
黒川里山センター	〃 黒川字中尾264	072（738）0107
男女共同参画センター	〃 小花1丁目8-1 （ジョイン川西内）	072（759）1856
市立総合医療センター	〃 火打1丁目4－1	0570（01）8199
保健センター	〃 中央町12－2	072（758）4721
予防歯科センター	〃 火打1丁目12－16	072（759）3171
久代浄水場	〃 久代3丁目2－1	072（759）4873

施 設 名 称	所 在 地	電 話 番 号
前川雨水ポンプ場	川西市栄根2丁目17-6	072 (757) 8196
加茂雨水ポンプ場	〃 加茂6丁目143-1	072 (758) 4826
養護老人ホーム「満寿荘」	〃 湯山台2丁目46	072 (793) 6090
シルバー人材センター	〃 火打1丁目10-9	072 (758) 6234
市社会福祉協議会	〃 火打1丁目12-16	072 (759) 5200
久代児童センター	〃 久代3丁目16-30	072 (756) 1321
心身障害者総合福祉センター	〃 小戸3丁目12-10	072 (758) 5600
障がい者デイサービス施設 ひまわり荘	〃 湯山台2丁目46	072 (792) 1772
加茂ふれあい会館	〃 加茂3丁目13-23	072 (757) 0210
満願寺ふれあい会館	〃 満願寺町5-22	072 (756) 1244
老人憩いの家多田東会館	〃 多田桜木1丁目7-24	072 (792) 1450
コミュニティセンター牧の台会館	〃 大和西2丁目5-1	072 (794) 7699
老人憩いの家鶴寿会館	〃 小戸2丁目13-12	072 (759) 3321
市民運動場	〃 向陽台 1 丁目11-2	072 (793) 1888
市民体育館	〃 向陽台 1 丁目11-1	072 (793) 1888
総合体育館	〃 火打1丁目1-4	072 (759) 9712
みつなかホール	〃 小花2丁目7-2	072 (740) 1117
キセラ川西プラザ	〃 火打1-12-16	072 (757) 1920
総合センター	〃 日高町1-2	072 (758) 8398
東久代会館	〃 東久代2丁目10-11	
久代会館	〃 久代2丁目12-6	
久代春日会館	〃 久代3丁目25-9	
北久代会館	〃 久代2丁目5-6	
東久代春日会館	〃 東久代1丁目3-17	
西久代会館	〃 久代4丁目2-7	

施 設 名	所 在 地	電 話 番 号
川西こども園	川西市栄根1丁目1-1	072 (759) 1001
川西北こども園	〃 丸の内町7-1	072 (759) 8342
川西南保育所	〃 久代2丁目12-4	072 (759) 6994
川西中央保育所	〃 火打1丁目3-5	072 (759) 2123
小戸保育所	〃 小戸3丁目8-6	072 (757) 5865
多田保育所	〃 東多田1丁目16-20	072 (793) 7127
加茂こども園	〃 加茂3丁目13-22	072 (759) 7205
久代幼稚園	〃 久代2丁目12-1	072 (759) 7698
多田幼稚園	〃 多田院1丁目4-3	072 (793) 2030
牧の台みどりこども園	〃 大和東1丁目47-5	072 (794) 3496
久代小学校	〃 久代3丁目27-9	072 (759) 3132
川西北小学校	〃 丸の内町7-1	072 (759) 3880
川西小学校	〃 栄根1丁目1-1	072 (759) 1110
加茂小学校	〃 加茂3丁目14-1	072 (759) 1325
桜が丘小学校	〃 日高町4-1	072 (758) 9450
明峰小学校	〃 萩原台西3丁目242	072 (757) 8834
多田小学校	〃 多田院1丁目4-1	072 (793) 0018
多田東小学校	〃 東多田3丁目21-1	072 (792) 2967
緑台小学校	〃 向陽台1丁目7-1	072 (793) 0223
陽明小学校	〃 向陽台3丁目6-219	072 (793) 4415
清和台小学校	〃 清和台東2丁目2-2	072 (799) 0730
清和台南小学校	〃 清和台西5丁目1-2	072 (799) 1254
けやき坂小学校	〃 けやき坂3丁目1-2	072 (799) 3946
東谷小学校	〃 見野2丁目30-1	072 (794) 0033
牧の台小学校	〃 大和東1丁目47-1	072 (794) 2537
北陵小学校	〃 丸山台1丁目3-2	072 (794) 5440

施 設 名 称	所 在 地	電 話 番 号
川西中学校	川西市松が丘町1-1	072 (759) 2473
川西南中学校	〃 久代3丁目3-1	072 (759) 4985
緑台中学校	〃 向陽台3丁目11-35	072 (793) 8322
多田中学校	〃 新田2丁目29-1	072 (793) 0022
明峰中学校	〃 湯山台1丁目39-1	072 (793) 6260
清和台中学校	〃 清和台西2丁目3-57	072 (799) 3418
東谷中学校	〃 見野1丁目9-1	072 (794) 0038
川西養護学校	〃 清和台西2丁目3-81	072 (799) 1456
こども若者相談センター	〃 火打1丁目12-16	072 (758) 8680
中央図書館	〃 栄町25-1 (アステ川西内)	072 (755) 2424
市民活動センター	〃 小花1丁目8-1 (ジョイン川西内)	072 (759) 1826
アステ市民プラザ	〃 栄町25-1 (アステ川西6F)	平常時 072 (740) 1115 災害時 072 (755) 6660
国崎クリーンセンター	〃 国崎字小路13	072 (734) 7287

付録一 9 川西市災害弔慰金の支給等に関する条例

川西市災害弔慰金の支給等に関する条例

〔昭和49年5月31日〕
〔条例第38号〕

改正 昭和50年6月2日 条例第27号
昭和52年3月31日 条例第13号
昭和53年8月1日 条例第22号
昭和56年10月6日 条例第34号
昭和57年12月22日 条例第31号
昭和62年3月20日 条例第13号
平成3年12月25日 条例第28号
平成23年9月29日 条例第18号
令和元年6月29日 条例第5号
令和元年12月26日 条例第24号

(目的)

第1条 この条例は、災害弔慰金の支給等に関する法律(昭和48年法律第82号。以下「法」という。)及び災害弔慰金の支給等に関する法律施行令(昭和48年政令第374号。以下「令」という。)の規定に準拠し、暴風、豪雨等の自然災害により死亡した市民の遺族に対する災害弔慰金の支給を行い、自然災害により精神又は身体に著しい障害を受けた市民に災害障害見舞金の支給を行い、並びに自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けを行い、もつて市民の福祉及び生活の安定に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に掲げるところによる。

- (1) 災害 暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波その他異常な自然現象により被害が生ずることをいう。
- (2) 市民 災害により被害を受けた当時、この市の区域内に住所を有した者をいう。

(災害弔慰金の支給)

第3条 市は、市民が令第1条に規定する災害(第5条から第7条まで、第9条及び第10条において単に「災害」という。)により死亡したときは、その者の遺族に対し、災害弔慰金の支給を行うものとする。

(災害弔慰金を支給する遺族)

第4条 災害弔慰金を支給する遺族の範囲は、法第3条第2項の遺族の範囲とし、その順位は、次に掲げるとおりとする。

(1) 死亡者の死亡当時において、死亡者により生計を主として維持していた遺族(兄弟姉妹を除く。以下この項において同じ。)を先にし、その他の遺族を後にする。

(2) 前号の場合において、同順位の遺族については、次に掲げる順序とする。

ア 配偶者

イ 子

ウ 父母

エ 孫

オ 祖父母

(3) 死亡者に係る配偶者、子、父母、孫又は祖父母のいずれもが存しない場合であって兄弟姉妹がいるときは、その兄弟姉妹(死亡した者の死亡当時その者と同じ居し、又は生計を同じくしていた者に限る。)に対して、災害弔慰金を支給するものとする。

2 前項の場合において、同順位の父母については、養父母を先にし、実父母を後にし、同順位の祖父母については、養父母の父母を先にし、実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし、実父母を後にする。

3 遺族が遠隔地にある場合その他の事情により、前2項の規定により難いときは、前2項の規定にかかわらず、第1項の遺族のうち、市長が適当と認める者に支給することができる。

4 前3項の場合において、災害弔慰金の支給を受けるべき同順位の遺族が2人以上あるときは、その1人に対してした支給は、全員に対してなされたものとみなす。

(災害弔慰金の額)

第5条 災害により死亡した者1人当たりの災害弔慰金の額は、その死亡者が死亡当時においてその死亡に関し災害弔慰金を受けることができることとなる者の生計を主として維持していた場合にあつては500万円とし、その他の場合にあつては250万円とする。ただし、死亡者がその死亡に係る災害に関し既に第9条から第11条までに規定する災害障害見舞金の支給を受けている場合は、これらの額から当該支給を受けた災害障害見舞金の額を控除した額とする。

(死亡の推定)

第6条 災害の際現にその場にいられた者についての死亡の推定については、法第4条の規定によるものとする。

(支給の制限)

第7条 災害弔慰金は、次の各号に掲げる場合には支給しない。

(1) 当該死亡者の死亡が、その者の故意又は重大な過失により生じたものである場合

(2) 令第2条に規定する場合

(3) 災害に際し、市長等の避難の指示等に従わなかったことその他の特別の事情があるため、市長が支給を不適当と認めた場合

(支給の手続)

第8条 市長は、災害弔慰金の支給を行うべき理由があると認めるときは、規則で定めるところにより支給を行うものとする。

2 市長は、災害弔慰金の支給に関し遺族に対し、必要な報告又は書類の提出を求めることができる。

(災害障害見舞金の支給)

第9条 市は、市民が災害により負傷し、又は疾病にかかり、治つたとき(その症状が固定したときを含む。)に法別表に掲げる程度の障害があるときは、当該住民(以下「障害者」という。)に対し、災害障害見舞金の支給を行うものとする。

(災害障害見舞金の額)

第10条 障害者1人当たりの災害障害見舞金の額は、当該障害者が災害により負傷し、又は疾病にかかった当時においてその属する世帯の生計を主として維持していた場合にあつては250万円とし、その他の場合にあつては125万円とする。

(準用規定)

第11条 第7条及び第8条の規定は、災害障害見舞金について準用する。

(災害援護資金の貸付け)

第12条 市は、令第3条に掲げる災害により法第10条第1項各号に掲げる被害を受けた世帯の市民である世帯主に対し、その生活の立て直しに資するため、災害援護資金の貸付けを行うものとする。

2 前項に掲げる世帯は、その所得について法第10条第1項に規定する要件に該当するものでなければならない。

(災害援護資金の限度額等)

第13条 災害援護資金の1災害における1世帯当たりの貸付限度額は、災害による当該世帯の被害の種類及び程度に応じ、それぞれ次に掲げるとおりとする。

(1) 療養に要する期間がおおむね1月以上である世帯主の負傷(以下「世帯主の負傷」という。)があり、かつ、次のいずれかに該当する場合

ア 家財についての被害金額がその家財の価額のおおむね3分の1以上である損害(以下「家財の損害」という。)及び住居の損害がない場合 150万円

イ 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合 250万円

ウ 住居が半壊した場合 270万円

エ 住居が全壊した場合 350万円

(2) 世帯主の負傷がなく、かつ、次のいずれかに該当する場合

ア 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合 150万円

イ 住居が半壊した場合 170万円

ウ 住居が全壊した場合(エの場合を除く。) 250万円

エ 住居の全体が滅失若しくは流失した場合 350万円

- (3) 第1号のウ又は前号のイ若しくはウにおいて、被災した住居を建て直すに際しその住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合には、「270万円」とあるのは「350万円」と、「170万円」とあるのは「250万円」と、「250万円」とあるのは「350万円」と読み替えるものとする。

- 2 災害援護資金の償還期間は、10年とし、据置期間はそのうち3年(令第7条第2項かつこ書で定める場合は5年)とする。

(利率)

第14条 災害援護資金の貸付けを受けようとする者は、保証人を立てることができる。

- 2 災害援護資金は、保証人を立てる場合は、無利子とし、保証人を立てない場合は、据置期間中は無利子とし、据置期間経過後はその利率を延滞の場合を除き年1パーセントとする。

- 3 第1項の保証人は、災害援護資金の貸付けを受けた者と連帯して債務を負担するものとし、その保証債務は、令第9条の違約金を包含するものとする。

(償還等)

第15条 災害援護資金は、年賦償還、半年賦償還又は月賦償還とする。

- 2 償還方法は、元利均等償還の方法とする。ただし、貸付金の貸付けを受けた者は、いつでも繰上償還をすることができる。
- 3 償還金の支払猶予、償還免除、報告等、一時償還及び違約金については、法第13条、第14条第1項、第16条及び附則第2条第1項並びに令第8条、第9条及び第12条の規定によるものとする。

(川西市災害弔慰金等支給審査委員会)

第16条 市長は、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給に関する事項を調査審議するため、川西市災害弔慰金支給審査委員会（以下「支給審査委員会」という。）を置く。

- 2 支給審査委員会の委員は、医師、弁護士その他市長が必要と認める者のうちから、市長が任命する。
- 3 前項に定めるもののほか、支給審査委員会に関し必要な事項は市長が定める。

(委任)

第17条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

付 則（昭和 50 年 6 月 2 日条例第 27 号）

この条例は、公布の日から施行する。

付 則（昭和 52 年 3 月 31 日条例第 13 号）

この条例は、昭和 52 年 4 月 1 日から施行する。

付 則（昭和 53 年 8 月 1 日条例第 22 号）

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の川西市災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付けに関する条例の規定は、昭和53年1月14日以後に生じた災害に係る災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付けについて適用する。

付 則（昭和56年10月6日条例第34号）

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の川西市災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付けに関する条例（以下「改正後の条例」という。）第 5 条の規定は、昭和 55 年 12 月 14 日以後に生じた災害により死亡した住民の遺族に対する災害弔慰金の支給について、改正後の条例第 10 条第 1 項の規定は当該災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

付 則（昭和 57 年 12 月 22 日条例第 31 号）

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の川西市災害弔慰金の支給等に関する条例第9条、第10条及び第11条の規定は、昭和57年7月10日以後に生じた災害により負傷し、又は疾病にかかった住民に対する災害障害見舞金の支給について適用する。

付 則（昭和 62 年 3 月 20 日条例第 13 号）

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の川西市災害弔慰金の支給等に関する条例第13条第1項の規定は、昭和61年7月10日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

付 則（平成 3 年 12 月 25 日条例第 28 号）

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の川西市災害弔慰金の支給等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第5条の規定は、平成3年6月3日以後に生じた災害により死亡した市民の遺族に対する災害弔慰金の支給について、改正後の条例第10条の規定は当該災害により負傷し、又は疾病にかかった市民に対する災害障害見舞金の支給について、改正後の条例第13条第1項の規定は、同年5月26日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

付 則（平成 23 年 9 月 29 日条例第 18 号）

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の第4条第1項の規定は、平成23年3月11日以後に生じた災害により死亡した住民に係る災害弔慰金の支給について適用する。

付 則（令和元年 6 月 29 日条例第 5 号）

（施行期日等）

1 この条例は、公布の日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の川西市災害弔慰金の支給等に関する条例第14条及び第15条第3項の規定は、平成31年4月1日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害

援護資金の貸付けについて適用し、同日前に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に
対する災害援護資金の貸付けについては、なお従前の例による。

付 則（令和元年 12 月 26 日条例第 24 号）

この条例は、公布の日から施行する。

付録ー１０ 川西市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則

川西市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則

〔 昭和 49 年 5 月 31 日 〕
規則第 33 号

改正 昭和 57 年 12 月 22 日 規則第 39 号

平成 7 年 10 月 2 日 規則第 47 号

平成 18 年 5 月 19 日 規則第 35 号

令和元年 6 月 29 日 規則第 6 号の 2

（目 的）

第 1 条 この規則は、川西市災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和 49 年川西市条例第 38 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（支給の手続）

第 2 条 市長は、条例第 3 条の規定により災害弔慰金の支給をするときは、次に掲げる事項の調査を行つたうえ災害弔慰金の支給を行うものとする。

- (1) 死亡者（行方不明者を含む。以下同じ。）の氏名、性別、生年月日
- (2) 死亡（行方不明を含む。）の年月日及び死亡の状況
- (3) 死亡者の遺族に関する事項
- (4) 支給の制限に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

（必要書類の提出）

第 3 条 市長は、市外で死亡した市民の遺族に対しては、死亡地の官公署の発行する被災証明書提出させるものとする。

2 市長は、市民でない遺族に対しては、遺族であることを証明する書類を提出させるものとする。

（支給の手続）

第 4 条 市長は、条例第 9 条の規定により災害障害見舞金を支給するときは、次に掲げる事項の調査を行つたうえ災害障害見舞金の支給を行うものとする。

- (1) 障害者の氏名、性別、生年月日
- (2) 障害の原因となる負傷又は疾病の状態となつた年月日及び負傷又は疾病の状況
- (3) 障害の種類及び程度に関する事項
- (4) 支給の制限に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

（必要書類の提出）

第 5 条 市長は、この市の区域外で障害の原因となる負傷又は疾病の状態となつた市民に対し、負傷し、又は疾病にかかつた地の官公署の発行する被災証明書を提出させるものとする。

- 2 市長は、障害者に対し、法別表に規定する障害を有することを証明する医師の診断書を提出させるものとする。

（借入れの申込）

第6条 災害援護資金（以下「資金」という。）の貸付けを受けようとする者（以下「借入申込者」という。）は、次に掲げる事項を記載した借入申込書を市長に提出しなければならない。

- (1) 借入申込者の住所、氏名及び生年月日
- (2) 貸付けを受けようとする資金の金額、償還の期間及び方法
- (3) 貸付けを受けようとする理由及び資金の用途についての計画
- (4) 保証人を立てる場合は、保証人となるべき者に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

- 2 借入申込書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

- (1) 世帯主の負傷を理由とする借入申込者にあつては、医師の療養見込期間及び療養概算額を記載した診断書
- (2) 被害を受けた日の属する年の前年（当該被害を1月から5月までの間に受けた場合にあつては前々年とする。以下この号において同じ。）において、他の市町村（特別区を含む。）に居住していた借入申込者にあつては、当該世帯の前年の所得に関する当該市町村長（特別区の長を含む。）の証明書
- (3) その他市長が必要と認めた書類

- 3 借入申込者は、借入申込書を、その者の被災の日の属する月の翌月1日から起算して3月を経過する日までに提出しなければならない。

（調書）

第7条 市長は、借入申込書の提出を受けたときは、すみやかに、その内容を検討のうえ、当該世帯の被害の状況、所得その他の必要な事項について調査を行うものとする。

（貸付けの決定）

第8条 市長は、借入申込者に対して資金を貸し付ける旨を決定したときは、貸付金の金額、償還期間及び償還方法を記載した貸付決定通知書を借入申込者に交付するものとする。

- 2 市長は、借入申込者に対して、資金を貸し付けない旨を決定したときは、貸付決定不承認通知書を借入申込者に交付するものとする。

（借用書の提出）

第9条 貸付決定通知書の交付を受けた者は、すみやかに、借用書（保証人を立てる場合は、保証人の連署した借用書）に資金の貸付けを受けた者（以下「借受人」という。）の印鑑証明書（保証人を立てる場合は、借受人及び保証人の印鑑証明書）を添えて市長に提出しなければならない。

(貸付金の交付)

第10条 市長は、前条の借用書と引き換えに貸付金を交付するものとする。

(借用証の返還)

第11条 市長は、借受人が貸付金の償還を完了したときは、当該借受人に係る借用書及びこれに添えられた印鑑証明書を遅滞なく返還するものとする。

(繰上償還の申出)

第12条 繰上償還をしようとする者は、繰上償還申出書を市長に提出するものとする。

(償還金の支払猶予)

第13条 借受人は、償還金の支払猶予を申請しようとするときは、支払猶予を受けようとする理由、猶予期間その他市長が必要と認める事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

2 市長は、支払の猶予を認める旨を決定したときは、支払を猶予した期間その他市長が必要と認める事項を記載した支払猶予承認通知書を当該借受人に交付するものとする。

3 市長は、支払の猶予を認めない旨の決定をしたときは、支払猶予不承認通知書を当該借受人に交付するものとする。

4 前3項の規定にかかわらず、借受人が行方不明等により支払猶予の申請ができない場合は、市長は職権によりこれを猶予することができる。

(違約金の支払免除)

第14条 借受人は、違約金の支払免除を申請しようとするときは、その理由を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

2 市長は、違約金の支払免除を認める旨を決定したときは、違約金の支払免除した期間及び支払を免除した金額を記載した違約金支払免除承認通知書を当該借受人に交付するものとする。

3 市長は、支払免除を認めない旨を決定したときは、違約金支払免除不承認通知書を当該借受人に交付するものとする。

(償還免除)

第15条 災害援護資金の償還未済額の全部又は一部の償還の免除を受けようとする者（以下「償還免除申請者」という。）は、償還免除を受けようとする理由その他市長が必要と認める事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次の各号に掲げるいずれかの書類を添えなければならない。

(1) 借受人の死亡を証する書類

(2) 借受人が精神若しくは身体に著しい障害を受けて貸付金を償還することができなくなったことを証する書類

3 市長は、償還の免除を認める旨を決定したときは、償還免除承認通知書を当該償還免除申請者に交付するものとする。

- 4 市長は、償還の免除を認めない旨を決定したときは、償還免除不承認通知書を当該償還免除申請者に交付するものとする。
- 5 前各号の規定にかかわらず、償還免除を申請すべき者がいない場合は、市長は職権によりこれを免除することができる。

(督促)

第 16 条 市長は、償還金を納付期限までに納入しない者があるときは、督促状を発行するものとする。

(氏名又は住所の変更届等)

第 17 条 借受人又は保証人について、氏名又は住所の変更等借用書に記載した事項に異動を生じたときは、借受人は、すみやかに、その旨を市長に氏名等変更届を提出しなければならない。ただし、借受人が死亡したときは、同居の親族又は保証人が代つてその旨を届け出るものとする。

(補則)

第 18 条 この規則に定めるもののほか、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付けの手続について必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(借入申込期間の特例)

- 2 第 6 条第 3 項の規定にかかわらず、阪神・淡路大震災に係る資金の借入申込みについては、平成 7 年 10 月 31 日まで申込期間を延長するものとする。

付 則 (昭和 57 年 12 月 22 日規則第 39 号)

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の川西市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則第 4 条及び第 5 条の規定は、昭和 57 年 7 月 10 日以後に生じた災害により負傷し、又は疾病にかかった住民に対する災害障害見舞金の支給について適用する。

付 則 (平成 7 年 10 月 2 日規則第 47 号)

この規則は、平成 7 年 10 月 2 日から施行する。

付 則 (平成 18 年 5 月 19 日規則第 35 号)

この規則は公布の日から施行する。

付 則 (令和元年 6 月 29 日規則第 6 号の 2)

(施行期日等)

- 1 この規則は、公布の日から施行し、平成 31 年 4 月 1 日から適用する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の川西市災害弔意金の支給等に関する条例施行規則の規定は、平成 31 年 4 月 1 日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災

害援護資金の貸付けについて適用し、同日前に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについては、なお従前の例による。

付録－１１ 川西市災害見舞金等給付要綱

川西市災害見舞金等給付要綱

〔 昭和 38 年 7 月 16 日 〕
〔 告 示 第 37 号 〕

（目 的）

第 1 条 この要綱は、市内に発生した水害、火災その他の災害（以下「災害」という。）により災世帯の世帯主（当該世帯主が該当災害により死亡している場合にあってはその遺族等で市長が認めた者）に対し、被害の程度に応じて見舞金及び生活必需品購入費（以下「見舞金等」という。）を給付することを目的とする。

（見舞金等給付の対象世帯）

第 2 条 見舞金の給付対象となる災世帯は、次に掲げる世帯のうち、給付が必要であると市長が認めたものとする。

（１）災害により、別表に掲げる物的被害を受けた家屋に居住する者が属する世帯

（２）災害により、別表に掲げる人的被害を受けた者が属する世帯

2 生活必需品購入費の給付対象となる災世帯は、おおむね 10 世帯以上が住家の全焼、全壊又は流失の被害を受けた場合の災世帯で、給付が必要であると市長が認めたものとする。

（見舞金等の額等）

第 3 条 見舞金は、特別の事情のない限り別表のとおりとする。

2 生活必需品購入費の額は、災害救助に関する手続等を定める規則（昭和 38 年兵庫県規則第 58 号）別表第 1 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与の項 3（１）及び 4 により算出した額の 2 分の 1 の額とする。この場合において給付額に 100 円未満の端数があるときは、その端数金額を 100 円として計算するものとする。

（雑 則）

第 4 条 この要綱の施行について、必要な事項は、そのつど市長が別に定める。

付 則 （昭和 45 年 4 月 1 日告示第 16 号）

この要綱は、告示の日から施行する。

付 則 （昭和 53 年 4 月 1 日告示第 26 号）

この告示は、公布の日から施行する。

付 則 （昭和 56 年 3 月 31 日告示第 25 号）

この告示は、昭和 56 年 4 月 1 日から施行する。

付 則 （昭和 59 年 2 月 28 日告示第 10 号）

（施行期日）

1 この告示は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示による改正後の川西市災害見舞金等給付要綱の規定は、昭和59年2月23日以後に発生した災害について適用し、同日前に発生した災害については、なお従前の例による。

付 則 (昭和59年3月31日告示第24号)

(施行期日)

- 1 この告示は、昭和59年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示による改正後の川西市災害見舞金等給付要綱の規定は、この告示の施行の日以後に発生した災害について適用し、同日前に発生した災害については、なお、従前の例による。

付 則 (平成7年2月13日告示第8号)

(施行期日)

- 1 この告示は、公布の日から施行し、この告示による改正後の川西市災害見舞金等給付要綱(以下「改正後の要綱」という。)の規定は、平成7年1月17日から適用する。

(特例措置)

- 2 兵庫県南部地震による家屋の被災に対する見舞金についての改正後の要綱別表の規定

「半焼」 「半焼」
の適用については、同表中 家屋の とあるのは 家屋の 半壊 と、
半壊 」 一部破損 」

「家屋の被害度20%以上70%未満」とあるのは「家屋の被害度20%以上70%未満のもの及び家屋の被害度が半壊(被害度20%以上70%未満をいう。)に至らないもののうち損傷の激しいもの」とする。

付 則 (平成12年4月28日告示第107号)

(施行期日)

- 1 この告示は、平成12年5月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示による改正後の川西市災害見舞金等給付要綱の規定は、この告示の施行の日(以下「施行日」という。)以後に発生した災害について適用し、施行日前に発生した災害については、なお従前の例による。

付 則 (平成18年8月25日告示第263号)

(施行期日)

- 1 この告示は公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示による改正後の川西市災害見舞金等給付要綱の規定は、この告示の施行の日(以下「施行日」という。)以後に発生する水害、火災その他の災害について適用し、施行日前に発生した災害については、なお従前の例による。

付 則 (平成26年11月10日告示第123号)

(施行期日)

1 この告示は公布の日から施行し、この告示による改正後の川西市災害見舞金等給付要綱の規定は、平成26年8月10日から適用する。

(経過措置)

2 この告示による改正後の川西市災害見舞金等給付要綱は、平成26年8月10日以後に発生した災害について適用し、同日前に発生した災害については、なお従前の例による。

別 表 (第2条・第3条関係)

被災の程度		見 舞 金 (弔慰金)	摘 要
物的 被 害	全 焼 家屋の 全 壊 流 失	1世帯につき 50,000円	住家の損壊、消失、流出した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その割合が50%以上をいう。
	半 焼 家屋の 半 壊	1世帯につき 20,000円	住家の損壊部分とその住家の延床面積の20%以上70%未満、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その割合が20%以上50%未満をいう。
	災害の場合の水損	1世帯につき 10,000円	消火作業により住家又は家財道具に著しい被害を受けた者。
人的 被 害	死 者	1人につき 50,000円	負傷後に死亡した者を含む。
	重 傷	1人につき 20,000円	治療1箇月以上の者。

付録－１２ 兵庫県災害援護基金

兵庫県災害援護基金条例

〔昭和 43 年 4 月 1 日〕
〔兵庫県条例第 36 号〕

改正 平成11年10月 8日 条例第48号

平成16年 3月26日 条例第31号

平成20年 3月24日 条例第28号

（設置）

第1条 県は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害の発生に際し、当該災害によるり災者に対して支給する災害援護金等に充てるため、災害援護基金（以下「基金」という。）を積み立てるものとする。

（積立額等）

第2条 基金として積み立てる額は、前条の規定による災害援護金等の支給に要する額とし、その積立総額は、3億5,000万円とする。

2 基金から生ずる収入は、基金に繰り入れるものとする。

（管理）

第3条 基金は、銀行その他確実な金融機関に預け入れて保管するものとする。

（処分）

第4条 基金は、第1条の規定により災害援護金等を支給する財源に充てる場合に限り、処分することができる。

（繰替運用）

第5条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用し、又は歳入歳出予算の定めるところにより、その歳入に繰り入れて運用することができる。

一部改正（平成11年条例43号）

（補則）

第6条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関して必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

一部改正〔平成16年条例31号・20年28号〕

附 則（平成11年10月8日条例第43号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成16年3月26日条例第31号）

この条例は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成20年3月24日条例第28号）

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

付録－１３ 兵庫県災害援護金等の支給に関する規則

兵庫県災害援護金等の支給に関する規則

〔 昭和48年7月1日 〕
規 則 第 68 号

改正 昭和53年 4月 1日 規則第38号
昭和58年 2月 1日 規則第 6号
平成 2年 3月30日 規則第10号
平成16年10月29日 規則第76号
平成21年10月9日 規則第 58 号
平成21年10月9日 規則第 58 号
平成25年5月17日 規則第 29 号

災害援護金等の支給に関する規則をここに公布する。

災害援護金等の支給に関する規則

(目的)

第1条 この規則は、災害の発生に際し、当該災害による被災者に対して災害援護金及び死亡見舞金を支給することにより、被災者の援護を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 災害 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害をいう。
- (2) 自然災害 暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震（地震による火事を含む。）、津波その他の異常な自然現象により生ずる被害をいう。
- (3) その他の災害 災害のうち、自然災害以外の災害をいう。
- (4) 被災世帯主 災害によって被害を受けた世帯の世帯主をいう。
- (5) 重傷の被災者 災害によって1箇月以上医師の治療を要する負傷を受けた県民をいう。

一部改正〔昭和53年規則38号・平成25年29号〕

(災害援護金)

第3条 県は、次に掲げる者に対して災害援護金を支給するものとする。

- (1) 県の区域内において発生した自然災害による一の市町の区域内の被害数が5以上に達した場合にあっては、当該自然災害による県の区域内に住所を有する被災世帯主及び重傷の被災者

(2) 県の区域内において発生したその他の災害について災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）による救助が実施された場合にあっては、当該救助が実施された市町の区域内に住所を有する被災世帯主

(3) 前 2 号に掲げるもののほか、知事が特に必要があると認める災害による被災世帯主及び重傷の被災者

2 前項第 1 号の被害数は、被害を受けた世帯数により算定するものとし、住家が全壊し、全焼し、又は流失した世帯 1 世帯を 1 とし、半壊し、又は半焼した世帯 1 世帯を 2 分の 1 とし、床上浸水した世帯 1 世帯を 3 分の 1 として計算するものとする。

3 第 1 項の災害援護金の額は、別表第 1 に掲げるとおりとする。

全部改正〔昭和 53 年規則 38 号〕、一部改正〔平成 16 年規則 76 号・25 年 29 号〕

(死亡見舞金)

第 4 条 県は、次に掲げる者に対して死亡見舞金を支給するものとする。

(1) 県の区域内において発生した自然災害により死亡した者の遺族

(2) 県の区域内において発生し、かつ、災害救助法による救助が実施されたその他の災害により死亡した者の遺族

(3) 県の区域外（日本国内に限る。）において、自然災害又は災害救助法による救助が実施されたその他の災害により死亡した県民の遺族

(4) 前 3 号に掲げるもののほか、知事が特に必要があると認める災害により死亡した者の遺族

2 前項の死亡見舞金の額は、別表第 2 に掲げるとおりとする。

全部改正〔昭和 53 年規則 38 号〕、一部改正〔平成 16 年規則 76 号〕

(適用除外)

第 5 条 県は、前 2 条の規定に該当する場合においても、当該被災者の責めに帰すべき理由により被害が生じたとき、その他知事が災害援護金及び死亡見舞金を支給することが適当でないと認めるときは、これを支給しないことがある。

2 県は、前条第 1 項第 1 号又は第 3 号に該当する場合であっても、当該死亡した者の遺族に対して災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和 48 年法律第 82 号）第 3 条の規定による災害弔慰金が支給されたときは、死亡見舞金を支給しないものとする。

一部改正〔昭和 53 年規則 38 号・58 年 6 号・平成 25 年 29 号〕

(補則)

第 6 条 この規則の実施に関して必要な事項は、知事が別に定める。

一部改正〔昭和 53 年規則 38 号〕

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(災害援護金等の支給に関する規則の廃止)

2 災害援護金等の支給に関する規則（昭和 43 年兵庫県規則第 52 号）は、廃止する。

(経過措置)

- 3 この規則の施行前に発生した災害に係る災害援護金等の支給については、なお従前の例による。

附 則 (昭和 53 年 4 月 1 日規則第 38 号)

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の災害援護金等の支給に関する規則の規定は、この規則の施行の日以後に発生した災害から適用する。

附 則 (昭和 58 年 2 月 1 日規則第 6 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成 2 年 3 月 30 日規則第 10 号)

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の災害援護金等の支給に関する規則の規定は、平成 2 年 3 月 1 8 日以降に発生した災害について適用し、同日前に発生した災害については、なお従前の例による。

附 則 (平成 16 年 10 月 29 日規則第 76 号)

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の災害援護金等の支給に関する規則の規定は、平成 1 6 年 8 月 3 0 日以降に発生した災害について適用し、同日前に発生した災害については、なお従前の例による。

附 則 (平成 21 年 10 月 9 日規則第 58 号)

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の災害援護金等の支給に関する規則の規定は、平成 2 1 年 8 月 9 日以降に発生した災害について適用し、同日前に発生した災害については、なお従前の例による。

附 則 (平成 25 年 5 月 17 日規則第 29 号)

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の災害援護金等の支給に関する規則の規定は、平成 2 5 年 4 月 1 3 日以降に発生した災害について適用し、同日前に発生した災害については、なお従前の例による。

別表第 1（第 3 条関係）

災 害 援 護 金

災 害 の 種 別	被 害 の 種 別	災 害 援 護 金 の 額
自 然 災 害	住家の全壊、全焼又は流出	1 世帯につき 200,000円
	住家の半壊又は半焼	1 世帯につき 100,000円
	住家の一部損壊（被害に係る損害の割合が 10 分の 1 以上であるものに限る。）又は床上浸水	1 世帯につき 50,000円
	重傷の被災者	1 人につき 30,000円
その他の災害	住家の全壊又は全焼	1 世帯につき 50,000円
	住家の半壊又は半焼	1 世帯につき 30,000円

全部改正〔昭和 53 年規則 38 号〕、一部改正〔昭和 58 年規則 6 号・平成 16 年 76 号・21 年 58 号・25 年 29 号〕

別表第 2（第 4 条関係）

死 亡 見 舞 金

災害の種別	災害の発生した場所	死 亡 見 舞 金 の 額
自 然 災 害	県の区域内	死亡した県民等 1 人につき 200,000円
		死亡した県民等以外の者 1 人につき 60,000円
	県の区域外	死亡した者 1 人につき 200,000円
その他の災害	県の区域内	死亡した県民等 1 人につき 100,000円
		死亡した県民等以外の者 1 人につき 60,000円
	県の区域外	死亡した者 1 人につき 100,000円

備考 この表において、「県民等」とは、次に掲げる者をいう。

- (1) 県の区域内に住所を有する者
- (2) 県の区域内の事務所又は事業所に勤務する者
- (3) 県の区域内の学校に在学する者
- (4) その他これらに類する者

一部改正〔昭和 53 年規則 38 号・平成 2 年 10 号・16 年 76 号〕